

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業
「漁港計画策定手法の高度化検討調査」

報 告 書

平成 31 年 3 月

(一財) 漁港漁場漁村総合研究所

目 次

a. 課題名	1
b. 実施期間及び担当者名	1
c. ねらい	1
d. 方法	1
(1) 見直しを要する事項の点検、抽出	1
(2) 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討	1
(3) 資料データの収集、分析、整理	2
(4) 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ	2
(5) その他	2
e. 結果	3
(1) 見直しを要する事項の点検、抽出	3
(2) 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討	7
① 計画に係る基準値	8
② 計画の基本的な考え方について	15
③ 新たな項目の追加	16
(3) 資料データの収集、分析、整理	17
(4) 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ	18
f. 今後の課題	106
調査の概要	107

a 課題名

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業
「漁港計画策定手法の高度化検討調査」

b 実施機関及び担当者名

一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所 第 1 調査研究部 林 浩志

c ねらい

『漁港計画の手引』（以下、手引）については、平成 4 年の改訂後、25 年にわたり漁港計画策定の実務書として関係各位に活用されてきたところである。

この間、水産情勢の変化や漁港に対するニーズの多様化、漁港関係事業制度の改訂等、漁港行政を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、平成 29 年 3 月に定められた『漁港漁場整備長期計画』では、水産業の競争力強化と輸出促進、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出等、今後 5 年間に重点的に取り組むべき課題が明記されたところである。これら重点課題に対して総合的かつ効率的に事業を推進し、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図る必要がある。しかし、現行の手引では情勢の変化や新たな課題に対応しておらず、漁港計画の策定において、十分に対応できない状況にあり、手引の見直しが求められている。

このようなことから、本事業は、今後の水産基盤整備における各課題に対応した漁港計画の策定の一助となるよう、手引の改訂内容を検討したものである。

d 方法

(1) 見直しを要する事項の点検、抽出

手引きの改訂は、平成 4 年度改訂版発行以降の政策や制度、情勢の変化、新たな要請、技術開発等の変遷を踏まえた項目の見直し、追加が求められる。そこで、現行の手引きの全項目において、『漁港漁場整備長期計画における重点課題』などへの対応、社会情勢の変化や漁港への新たな要請、技術開発による最新の知見等の視点から点検を行い、各項目において見直しの必要性の『あり』、『なし』とその理由を整理し、とりまとめた。なお、点検にあたっては、関連計画や関連制度、漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015 年版）等、関係する資料を収集・整理し、これらに照らして整合を図った。

なお、調査の実施にあたっては、水産庁漁港漁場整備部内に設置される作業部会へ報告し、そこでの検討結果を反映しながら進めた。

(2) 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討

計画に係る基準値、計画の基本的考え方を見直し、新たな項目の追加については、実態上の課題等を踏まえ、改訂内容を検討した。具体的には、

- ①計画に係る基準値については、利用実態や技術開発による漁船・漁具等の性能向上等を踏まえ、基準値の再設定の必要性について確認した。
- ②計画の基本的な考え方については、広域での漁港計画（隣接漁港との有機的な連携や役割分担）、個々の漁港の港別計画（個別の漁港の果たす役割を踏まえた上での施設の配置計画等）に整理し、改訂内容を検討した。
- ③新たな項目の追加は、漁港漁場整備長期計画における重点課題等への対応に加え、社会情勢の変化や漁港への新たな要請等を踏まえ、追加項目、記載内容について検討を行った。

また、これらの見直し、検討にあたっては、都道府県へ2回のアンケート調査を実施し、「(3) 資料データの収集、分析、整理」により得られた結果を反映することはもちろんのこと、十分に実態上の問題点・課題を把握し、検討を行った。

(3) 資料データの収集、分析、整理

各事項の見直し、改訂内容の検討にあたり、必要な資料収集等を行った。特に、資料編において整備事例を収集する際は、関係機関等の協力を得つつ、最新かつ優良なものを選定し、漁港計画の観点から、今後の漁港が担うべき役割や機能等について検討を行うため、担当官と調整の上、必要なデータ収集、分析を行った。

なお、必要資料の収集においては、計画立案にあたっての問題点・課題など、実態上の課題を把握するため、資料収集と併せて漁港管理者等の意見を収集した。さらに、漁船や漁網等の性能や素材の向上など必要に応じてメーカー等にもヒアリングを実施した。

(4) 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ

見直し箇所や新たな追加項目等について検討したのち、全体の構成をとりまとめた。また、主要改訂項目については、その改訂内容を平成31年度に設置する有識者検討委員会（予定）において検討できるようにとりまとめた。

とりまとめは、手引き改訂の背景、改訂に向けた基本方針、全体構成、主要改訂内容、改訂対比表等について整理した。

(5) その他

1) 検討部会等の設置

本事業の実施にあたり、水産庁漁港漁場整備部内に作業部会を設置し、各調査事項について確認を行う。開催回数は履行期間中3回行う予定である。

2) 水産庁との協議

(1)～(4)の業務計画、業務成果については、水産庁漁港漁場整備部計画課計画班と協議した。

3) 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の漁港・施設グループ(6課題)の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞くこととする。

e 結果

(1) 見直しを要する事項の点検、抽出

表－1の通り、現行の「漁港計画の手引」の項目ごとに、主な点検事項を整理し、見直しの有無について整理した。

表－1 「漁港計画の手引」の点検表

現行の手引きの項目 (本編)	主な点検事項	見直し 有・無
第Ⅰ編 漁港の計画		－
第1章 漁港の計画とは	第1章 漁港の計画とは	－
1. 漁港計画の概念	現在では、漁港の役割について広範囲な捉え方をしており、その役割を踏まえて計画を策定すべきであり、修正する。	有
2. 漁港計画のしくみ	2. 漁港と法制度 タイトルを「漁港と法制度」とし現在の法体系・制度に修正。	有
3. これからの漁港 整備の視点	3. これからの漁港整備の視点 タイトルを「これからの計画の視点」とし、現在必要とされている視点について記述する。	有
3.1 人々の生活、環境 への配慮	3.1 マクロ計画での視点 タイトルを「マクロ計画での視点」とし、国が策定した関連基本計画を記述する。	有
3.2 漁港の機能分担	機能分担だけでなく、機能の集約化や既存ストックの活用、機能の効率化やコストの縮減について追記する。	有
3.3 特色ある漁村 づくりの一環として の漁港整備		無
3.4 新たな漁業情勢 への対応	漁港の機能として、流通(集・出荷)機能、準備機能、増養殖・蓄養強化機能、交流・観光・6次産業機能、防災・減災機能に修正し、漁港における水産物の品質・衛生管理の必要性を加筆する。	有
3.5 海洋性 レクリエーション への対応	「地域資源を活用した地域活性化への対応」をタイトルとし、「漁港ストックの最大級の活用と漁村のにぎわいの創出」を追記。	有
第2章 港別計画	第2章 地域レベルの漁港計画 タイトルを「地域レベルの漁港計画」に修正する。	有
	「第Ⅱ編 漁港施設の計画」に移行する。	有
1. 地域レベルに おける整備方針	地域レベルにおける整備方針の中に、「1.1 地域レベルにおける考え方」として、「圏域の設定」、「漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用」、「漁港における水産物の品質・衛生管理」、「高波浪からの漁船の避難」、「防災・減災機能について」、「地域活性化について」、「住みやすい漁村づくり」、「海洋性レクリエーション」、「水面の総合利用」を加筆する。 「作成手順」、「検討事項」、「検討に際しての配慮事項」は削除。	有
2. 港別計画	新たに漁港を整備するときの施設配置の考え方の事例は削除し、既存施設が築造後経過しているので、既存施設の再編についても検討する必要があるという記述に修正する。	有

	「環境に配慮した計画」の説明として「潤いのある地域景観の整備」についての記述は削除する。	
第Ⅱ編 漁港施設の計画		—
	「第2章 港別計画」からここへ移行する。 調査の項目の大分類に「防災計画」を設け「地域防災計画」を加筆する。計画名が古いものについては削除、更新する。	有
第1章 主要な漁港施設の計画		—
1. 外郭施設（防波堤）		—
1.1 概説		無
1.2 波浪対策		無
1.3 津波対策	東日本大震災の被害状況を考慮して、「1.3 津波対策」として、多重防護の考え方を追記する。	有
1.4 漂砂対策	「航路・泊地埋没対策ガイドライン」より、漂砂メカニズム、漁港の埋没パターン、要因別の対策工について追記する。 離岸型漁港と従来型漁港の比較の見直しをする。	有
2. 水域施設		—
2.1 航路	航路幅員について全国調査を実施する。 海底の地盤が軟質地盤の場合の航路の余裕水深について全国調査する。	全国調査
2.2 泊地	休けいの場合の漁船の横づけについて全国調査する。	
2.3 水域施設の静穏度	検討波浪と使用可能な最大波高について全国調査する。 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）と整合を図る。	
3. 係留施設	休けいの場合の漁船の横づけについて全国調査する。 安全係船岸充足率の記述で以下の修正を行う。 ※常時及び平時（異常荒天時以外を想定）の記述。 ※前面波高40cm以下となる係船岸延長を安全係船岸とみなす。	
4. 輸送施設	荷さばき所背後の道路の幅員構成の例を差し替える。 積込み場の幅員については、ウイング車などの横から積込む車両もあるので記述内容を修正し、記述箇所は荷捌所に移行する。	有
4.3 駐車場	災害発生時の活用についても追記しておく。	有
4.4 ヘリポート	生鮮魚介類を産地から消費地に運ぶためにヘリコプターを使用している実例がないが、漁港の第3条施設として輸送施設の中に「ヘリポート」があるので、文章を簡潔にして記述する。 ヘリコプターによって、拠点の種苗センターから各漁港まで大量の中間育成用種苗を輸送したり、卵や産卵親魚を拠点の種苗センターに輸送する事例がないので、削除する。	有
5. 漁港環境整備施設	「漁港・漁場の施設の設計参考図書」に合わせ修正する。 「漁港浄化施設」については、語句の修正や記述内容を確認し修正する。衛生管理対策など使用する水が増えてきていると思われるので、数値を確認し修正する。 導水施設として、潜堤付き防波堤等を追記する。	有
第2章 主要な漁港施設		—

用地の計画		
1. 概説		—
1.1 漁港施設用地	「漁港施設用地利用計画策定要領」に基づき、「漁港関連施設用地、公用・公共用施設用地、漁村再開発施設用地、残土処理用地、廃棄物処理用地」の説明を削除する。 第1線用地の考え方がなくなったので、p99の図Ⅱ-2-2 第1線用地と第2線用地の区分も含めて削除する。	有
1.2 配置計画の意義	前項と同じく。廃止用地の削除と、近年のニーズの修正、実施事業名を修正する。 水産種苗生産施設、餌料保管調整施設や活魚用生簀等のための用地、環境施設用地、漁港利用調整施設用地、漁港関連施設用地、公用公共施設用地、漁村再開発施設用地等の記載を削除する。	有
1.3 配置計画の手順	記載されていることは基本的に新規に計画する場合である。すでにある漁港施設用地を変更する場合の考え方を追記する。 「③整備水準と整備量」を追記する。	有
1.4 配置の基本的考え方	「環境・衛生管理型漁港づくり」を参考にゾーニングの視点を記述する。 現在、水産物の衛生管理の観点から、荷さばき所の庇をエプロンの上に伸ばすことが必要である場合や、車両進入禁止の観点から、壁のある荷さばき所と岸壁の間に道路を設けない場合があるので、荷さばき所の設置に当たっての注意事項で、庇や道路の記述を修正する。	有
2. 荷捌所用地	衛生管理に対応した荷さばき所や市場の集約に伴う陸送物への対応についての記述を追記する。衛生管理に対応した荷さばき所の規模と用地の所用面積や、市場の集約に伴う陸送物の搬入に対応した規模、所要面積等の記述を追記する	有
3. 製氷・貯氷施設用地	需要の増えてきた、シャーベットアイス（スラリーアイス）などの記述を追記する。標準的ブロックアイス方式製氷・貯氷施設の能力と建物面積の値を最新データに更新する。	有
4. 冷凍・冷蔵施設用地	表を最新データに更新し、記述内容を確認し修正する。	有
5. 給油施設用地	表を最新データに更新し、記述内容を確認し修正する。	有
6. 野積場	野積場の利用目的で衛生管理上、ふさわしくないものを削除し、表を最新データに更新し、記述内容を確認し修正する。	有
7. 漁具保管修理施設用地		無
8. 加工場用地	表を最新データに更新し、記述内容を確認し修正する。	有
9. 水産倉庫用地	表を最新データに更新し、記述内容を確認し修正する。	有
10. 漁船修理場用地		無
11. 蓄養施設用地		無
12. 増殖及び養殖施設用地		無
第3章 フィッシャリーナの計画	フィッシャリーナの整備に関する助成制度 (1) 漁港利用調整事業（フィッシャリーナ整備事業）	有

1. フィッシャリーナの概要	(2) 漁港多目的利用施設整備事業 (NTT-A 型事業) (3) 遊漁船等利用施設整備事業 (NTT-C 型事業)	
2. フィッシャリーナ計画論	が、現在ではなくなっており、 「漁港における放置艇収容施設整備計画手法マニュアル」や「プレジャーボートの適正な係留・保管推進マニュアル」に沿って記述する。	
第4章 港別計画の事例		—
1. 通常の漁港整備の事例	新たな整備事例箇所に差し替える。例えば、 ○高度衛生管理対策が実施されているところ。 ○防災対策が実施されているところ。 ○圏域設定から拠点漁港であるところ。	有
2. 漁村整備と一体的な漁港整備の事例	新しい地区に差し替える。	有
3. ふれあい漁港漁村整備の事例	現在、マリノバージョン構想、ふれあい漁港漁村整備がないことから削除する。	有

(2) 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討

都道府県からの見直し要望や用地の所要面積算定に用いる係数について、見直しが必要なものを以下のように整理し、都道府県ではどのように運用しているか、全国調査を実施した。調査の回答について不足があったものについては再度調査を実施した。

項目	アンケート内容	備考
1. 外海から外港に入る航路について	外海から外港に入る航路について、航路幅を設定されている場合、「漁港計画の手引」に記載されている 6B～8B の航路幅では、海象状況等から航路を外れてしまうといった支障をきたしていることがあるかお尋ねします。	
2. 漁船の航路水深の余裕（軟質地盤の場合）について	地盤が軟質の場合の航路の余裕水深は、「漁港計画の手引」に記載されている 1.0m では、余裕水深が不足するため、船底が海底に接触する事例があるかお尋ねします。	
3. 漁船の休けい時の横づけについて	休けい用係船岸は、「漁港計画の手引」では、通常横づけで利用することとしています。縦付けが困難で、やむを得ず横付けをしている場合についてお尋ねします。（事例と漁船のトン数・隻数）	
4. 静穏度検討波浪と使用可能な最大波高	静穏度解析の考え方は、「漁港計画の手引」と「漁港・漁場の施設の設計参考図書」で、記載内容が異なることから、休けい岸壁の対象来襲波浪についてお尋ねします。	
5. 安全係船岸充足率について	安全係船岸充足率の算定は、「4. 水域施設の静穏度」と同様の考え方をしているか、異なる場合には、安全係船岸充足率の考え方について、係船岸の目的別にお尋ねします。	
6. 用地について	平成 20 年度～平成 29 年度に、公共事業または非公共事業にて、漁港施設の整備あるいは漁港施設の事業計画書を策定した漁港について、各漁港施設用地について、「漁港計画の手引」の算定方法を使用したか、整備実施時に変更したかをお尋ねします。	

①計画に係る基準値

1. 外海から外港に入る航路について

[アンケート結果]

- ・6B～8Bの航路幅では支障をきたすと回答した都道府県は、以下の通りである。

サロマ湖漁港（北海道開発局） 要因：波浪・流れ、頻度：4回以上/月

出雲崎漁港（新潟県） 要因：波浪・流れ、頻度：2～3回/数ヶ月

田名漁港（沖縄県） 要因：波浪・強風、頻度：4回以上/月

の3漁港であり、要因は、波浪・流れが2漁港、波浪・強風が1漁港である。頻度は、1回～4回/月と比較的回数が多い漁港である。

北海道開発局のサロマ湖漁港の航路、サロマ湖の限られた湖口からオホーツク海の外洋にでる所にある。新潟県の出雲崎漁港については、沖防波堤を設置したにもかかわらず静穏度が満足しないため、漁船が横波を受けている。沖縄県の田名漁港については、リーフ内を浚渫して設けられた航路である。

[現在の漁港計画の手引の記載]

- ・現在の漁港計画の手引には、以下のように、記載されている。

最大漁船の船幅で航行幅が決定される場合には、小型漁船のために沖防波堤等の設置により航路及び泊地の静穏度の確保を図る必要がある。また、漁業種類によっては多数の漁船が短時間に集中して入出港する場合があるので、航路幅の設定に当たっては配慮する必要がある。また、波や流れがある場合には、幅員は広く設定することが望ましい。

[昭和55年版の漁港計画の手引の記載]

- ・昭和55年版の漁港計画の手引には、以下のように、記載されており、波浪に対する余裕はすでに含まれていることが示されている。

ここで、外港及び内港とは図IV-2-3に示すとおりであり、漁船は外港から港内に入り、内港まで進んで所要の港内サービスを受ける。この場合の外港は、航路を静穏にし漁船の入出港を容易にするとともに、泊地面積を増加させ港内の静穏度を向上させる役割のような往復航路を対象としている。

5B～6Bの航路幅は概略船長に等しい。外海から外港に入る航路の幅員は、荒天時の航路幅とも考えることができ、この場合は波浪に対する余裕を加えて、6B～8Bである。第6次計画の修築事業で計画された航路幅をみると、6B～8Bが平均的な値となっている。

[漁港計画の手引の改訂版への記載]

- ・サロマ湖（北海道開発局）や田名漁港（沖縄県）は漁港の設置位置に特殊な事情がある。出雲崎漁港（新潟県）は沖防波堤を設置したにもかかわらず、航路の静穏度が十分に確保されていない事情があるので、基本的には、現在の漁港計画の手引の表記で問題ないと考えられる。現在の漁港計画の手引においても、「波や流れがある場合には、幅員は広く設定することが望ましい。」と記載されており、現行のままとする。

2. 航路の余裕水深（軟質地盤の場合）について

[アンケート結果]

- ・航路の余裕水深（軟質地盤の場合）が不足していると回答した都道府県がない。

[現在の漁港計画の手引の記載]

- ・現在の漁港計画の手引には、以下のように、記載されている。

航路水深＝航路を航行する最大漁船の吃水＋余裕
ここに、余裕として
海底の地盤が硬質地盤の場合 1.0m以上
海底の地盤が軟質地盤の場合 1.0m
注) 上記により難しい場合は、必要に応じ波による船の振動、船のトリム、伏航、海底地盤、操船の難易等について検討を加え、別途の余裕値を求めるものとする。
をとる。海底が硬質地盤であるとき余裕水深を大きくとるのは、船体が海底に接触すると事故が発生する恐れがあるので、十分な余裕が必要なためである。

[昭和 55 年版の漁港計画の手引の記載]

- ・昭和 55 年版の漁港計画の手引には、以下のように、記載されている。

航路水深＝航路を航行する最大漁船の吃水＋余裕
ここに、余裕として
海底の地盤が硬質地盤の場合 1.0m以上
海底の地盤が軟質地盤の場合 1.0m
をとる。海底が硬質地盤であるとき余裕水深を大きくとるのは、船体が海底に接触すると事故が発生する恐れがあるので、十分な余裕が必要なためである。
後述の泊地水深においては、余裕として 0.5mをとっているもので、概略、航路水深＝泊地水深＋0.5mと考えることもでき、実際そのようにしている場合も多く見られる。
以上に記した余裕の 1.0m及び 1.0m以上の表現は、実際には、
① 波によって引き起こされる船体の動揺に対する余裕（入出港が可能な時の限界波高の 2/3 程度）
② 積荷あるいは航行によって生じる船首尾間の吃水差（トリム）に対する余裕
③ 浅い水域や航路断面積の小さい水域に漁船が航行した場合、船体付近の水位が低下し、船体が沈下する現象（伏航）に対する余裕
④ 操船が、比較的容易でない港においては、これに対する余裕
等のすべてを含め実際上の利用に支障がない数値として 1.0mとしたものであるが、まれには、1.0m以上の余裕が必要となる場合があるので、その場合には上記①～④のそれぞれについて算定し、その必要とする水深を定めねばならない。

[漁港計画の手引の改訂版への記載]

- ・支障があると回答した都道府県はなかった。航路の余裕水深（軟質地盤）については、秋田県から軟質地盤の場合にも 1.0m以上の余裕を確保すべきと指摘があったが、支障があるとの回答がなかったので現行のままとする。

3. 漁船の休けい時の横づけについて

[アンケート結果]

(漁船の大型化に伴い、岸壁前面の航路や泊地が確保できないため)：10 漁港

(静穏度が悪く (来襲波高が大きい)、漁船が動揺し、損傷するおそれがあるため)：4 漁港

(強風時に横風を受け漁船が動揺し、損傷する恐れがあるため)：9 漁港

(流れが速く、漁船が動揺し、損傷する恐れがあるため)：0 漁港

・「その他」と回答した漁港は、以下の通りである。

(泊地の形状の理由)

・ 散布漁港・琵琶瀬漁港 (北海道)

海と沼を繋ぐ河川 (水路) にあるため、流れが強く、縦付けできる環境でないため

・ 小白浜 (岩手県)

縦付けとした場合、係留アンカーが必要となり、他漁船の係留・航行に支障をきたすことから、横付けをしているもの

・ 大船渡 [細浦] (岩手県)

泊地が細長く、縦付けとした場合、航路や泊地が確保できないため、横付けをしているもの

・ 北浦漁港 (大分県)

泊地が狭く縦付けが出来ないため

(地盤の理由)

・ 佐賀関漁港 (大分県)

錨のかかりが悪いから

(漁業種類の特性の理由)

・ 遠別漁港 (北海道開発局)

ホタテガイ養殖作業を行うバースで、利用形態から陸揚・準備・休憩を同一箇所で行っている

・ 大槌漁港 (岩手県)

突棒漁業用漁船の船首に突き台が設置されており、縦付けとした場合、船首が係船岸に衝突し、損傷するおそれがあるため、横付けをしているもの

[現在の漁港計画の手引の記載]

・ 現在の漁港計画の手引には、以下のように、記載されている。

(3) 休けい用岸壁

休けい用岸壁とは、漁船の係船のために使用される岸壁 (漁具、食料等の積込みなども行う) であって、通常縦付けで利用される。所要延長の算定は、水深別に行い、次式を用いる。

$$\text{所要延長} = \sum n \cdot B$$

ここに n : 1 日当たり係留隻数

B : 1 隻当たり縦付け所要バース長 = 船幅 + 余裕

[漁港計画の手引の改訂版への記載]

(3) 休けい用岸壁

休けい用岸壁とは、漁船の係船のために使用される岸壁（漁具、食料等の積込みなども行う）であって、通常縦付けで利用される。所要延長の算定は、水深別に行い、次式を用いる。

$$\text{所要延長} = \Sigma n \cdot B$$

ここに n : 1日当たり係留隻数

B : 1隻当たり縦付け所要バース長 = 船幅 + 余裕

ただし、漁船の大型化に伴い、岸壁前面の航路や泊地が確保できない場合や、泊地の形状や地盤、漁業種類の特性によって漁船を縦づけできない理由が明確にある場合は、横付けで所要延長の算定を行うことができる。

都道府県	漁港名	陸揚実態	準備実態	充足率の所要延長	図
北海道 開発局	遠別漁港	横付けで休けい場所	横付けで休けい場所	横付け（蓄養殖用で計算）	○
	寿都漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	江良漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	臼尻漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	追直漁港	横付けで休けい場所	横付けで休けい場所	横付け（大型）	○
	様似漁港	横付けで休けい場所	横付けで休けい場所	横付け（大型・航行障害）	○
	大津漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	厚岸漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	羅臼漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	ウトロ漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	能取漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
元稲府漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—	
北海道	散布漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	横付け（河川内）	○
	琵琶瀬漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
岩手県	船越漁港	横付けで休けい場所	横付けで休けい場所	縦付け	—
	大槌漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	小白浜漁港	陸揚専用けい船岸	横付けで休けい場所	縦付け	—
	大船渡漁港	横付けで休けい場所	横付けで休けい場所	縦付け	—
神奈川県	真名瀬漁港	休けいで横づけしていない			
福井県	越前漁港	陸揚専用けい船岸	準備専用けい船岸	横付け（大型）	×
長崎県	館浦漁港	他港で陸揚	横付けで休けい場所	横付け（大型）	○
	奈摩漁港	陸揚専用けい船岸	準備専用けい船岸	縦付け	—
大分県	佐賀関漁港	陸揚専用けい船岸	準備専用けい船岸	縦付け	—
	北浦漁港	陸揚専用けい船岸	準備専用けい船岸	縦付け	—

4. 水域施設の静穏度

[アンケート結果]

- ・ 水域の静穏度漁港は、以下の通り行っている。
 - (30年確率波) [「参考図書」 p 629]
 - ・ 28 都道府県が回答。
 - (30年確率波と1年確率波) [「手引」 p 59]
 - ・ 10 都道府県が回答。
 - ・ 1年確率波を使用する理由は、主に「大時化時（30年確率波）には漁船の上架や他港への避難を想定している。」である。
 - (30年確率波と1年確率波以外)
 - ・ 波向別波浪出現頻度分布（北海道開発局）
 - ・ 3年確率波（山口県通津漁港は出港可能波高が3年確率波程度である）
- (該当なし)
 - ・ 滋賀県の1都道府県。

[現在の漁港計画の手引の記載]

- ・ 現在の漁港計画の手引には、以下のように、記載されている。

係船岸、泊地の水深	-3.0m未満	-3.0m以上	対象来襲波浪
航路が使用可能な最大波高	0.90m	1.20m	出漁限界波高
陸揚、準備が可能な最大波高	0.30m	0.40m	
休けい岸壁の使用が可能な最大波高	0.40m	0.50m	避難港：30年確率波程度
			その他：1年確率波程度

[漁港・漁場の施設の設計参考図書の記載]

- ・ 漁港・漁場の施設の設計参考図書には、以下のように、記載されている。

係船岸、泊地の水深	-3.0m未満	-3.0m以上	対象来襲波浪
航路が使用可能な最大波高	0.90m	1.20m	出漁限界波高
陸揚、準備が可能な最大波高	0.30m	0.40m	
休けい岸壁の使用が可能な最大波高	0.40m	0.50m	30年確率波程度

注) 休けい岸壁の使用を検討する場合、基本的には30年確率波を用いることを原則とするが、荒天時に漁船を陸揚げしたり、他漁港等へ避難させるなどの対応が想定される漁港の場合はこの限りでなく、利用実態等を踏まえ適切に対象来襲波浪の設定を行ってもよい。

[漁港計画の手引の改訂版への記載]

参考図書の表Ⅱ-1-3の注)表記を記載すれば、上架や避難の基準となる波浪を対象来襲波浪として良いこととなるので、北海道開発局の波向別波浪出現頻度分布以外は網羅していることとなる。表の注としてではなく、文章で表記する。

5. 安全係船岸充足率について

[アンケート結果]

- ・安全係船岸充足率をQと同様の考え方で検討している漁港は、以下の通りである。
 - (Q4と同様の考え方)
 - ・38都道府県が回答。
 - (Q4とは別の考え方)
 - ・2都道府県が回答。
 - ・福井県は30年確率波に対して、使用可能な最大波高を40cm。(手引通り)
 - ・山口県の一部の市町村は、陸揚・準備は1年確率波で検討し30cm以下、休けいは30年確率波で検討し40cm以下としている。⇒1年確率≡出漁限界波高、支障なし(不明)
 - ・滋賀県の1都道府県

[現在の漁港計画の手引の記載]

- ・現在の漁港計画の手引には、以下のように、記載されている。

(2) 安全係船岸充足率

安全係船岸充足率とは、荒天時に必要とされる係船岸の延長に対して、安全に使用できる避難用係船の延長が、どの程度あるかをパーセントで表示したものである。安全係船岸充足率には想定する荒天時の程度により、常時及び平時（異常荒天時以外を想定）の2種類が考えられる。

安全性については、風、波、流れ等を総合的にとらえる必要があるが、計数化が難しいので、波に対する静穏度で代表させることとし、前面波高40cm以下となる係船岸の延長を安全な係船岸とみなすものとする。

通常、避難用係船岸としては、休けい用係船岸を利用するため、分子、分母とも休けい用係船岸に関する数値を用いるのが簡便である。

$$\text{安全係船岸充足率 (\%)} = \frac{\text{安全に使用可能な避難用係船岸延長}}{\text{所要の避難用係船岸延長}} \times 100$$

[漁港計画の手引の改訂版への記載]

- ・常時及び平時の2種類とはせず、「4. 水域施設の静穏度」の決定した対象来襲波に対して、使用可能な最大波高以下となる係船岸の延長の割合とする。

(2) 安全係船岸充足率

安全係船岸充足率とは、荒天時に必要とされる係船岸の延長に対して、安全に使用できる避難用係船の延長が、どの程度あるかをパーセントで表示したものである。

安全性については、風、波、流れ等を総合的にとらえる必要があるが、計数化が難しいので、波に対する静穏度で代表させることとする。

$$\text{安全係船岸充足率 (\%)} = \frac{\text{安全に使用可能な陸揚・準備・休けい係船岸延長}}{\text{所要の陸揚・準備・休けい係船岸延長}} \times 100$$

6. 用地について

用地についても最近実施された用地についてアンケート調査を実施し、以下の結果となった。

(1) 荷さばき所用地

荷さばき所の中のスペースと建ぺい率

(2) 製氷・貯氷施設用地

ブロックアイス式：製氷能力 10 トン/日～20 トン/日 貯氷能力 200 トン

プレートアイス式：製氷能力 199 トン/日 貯氷能力 995 トン

フレークアイス式：製氷能力 2 トン/日 貯氷能力 2 トン

(3) 冷凍・冷蔵施設用地

年間回転数：3～4 回/年

単位収容量：0.4 トン/㎡～0.7 トン/㎡

(4) 加工場用地

加工場：占有率は 0.7～2.0

天日加工場：建ぺい率は 0.6～0.7

(5) 蓄養施設用地

陸上水槽：占有率は 0.25～0.5

海上生簀：筏の大きさと配置から算定

(6) 増殖及び養殖施設用地

アンケート結果は養殖用作業施設用地だけであった。

野積場の漁具を置くスペースを準用している事例もあった。

(7) 野積場

利用目的と面積占有率：0.5～0.7

(8) 漁具保管修理施設用地

漁具倉庫の面積占有率：0.6～0.75

漁具干場の面積占有率：0.5～0.9 回転率：1～12

(9) 漁船保管修理施設用地

年間使用回数：2～6 回

1 回当たり使用日数：2～8 日

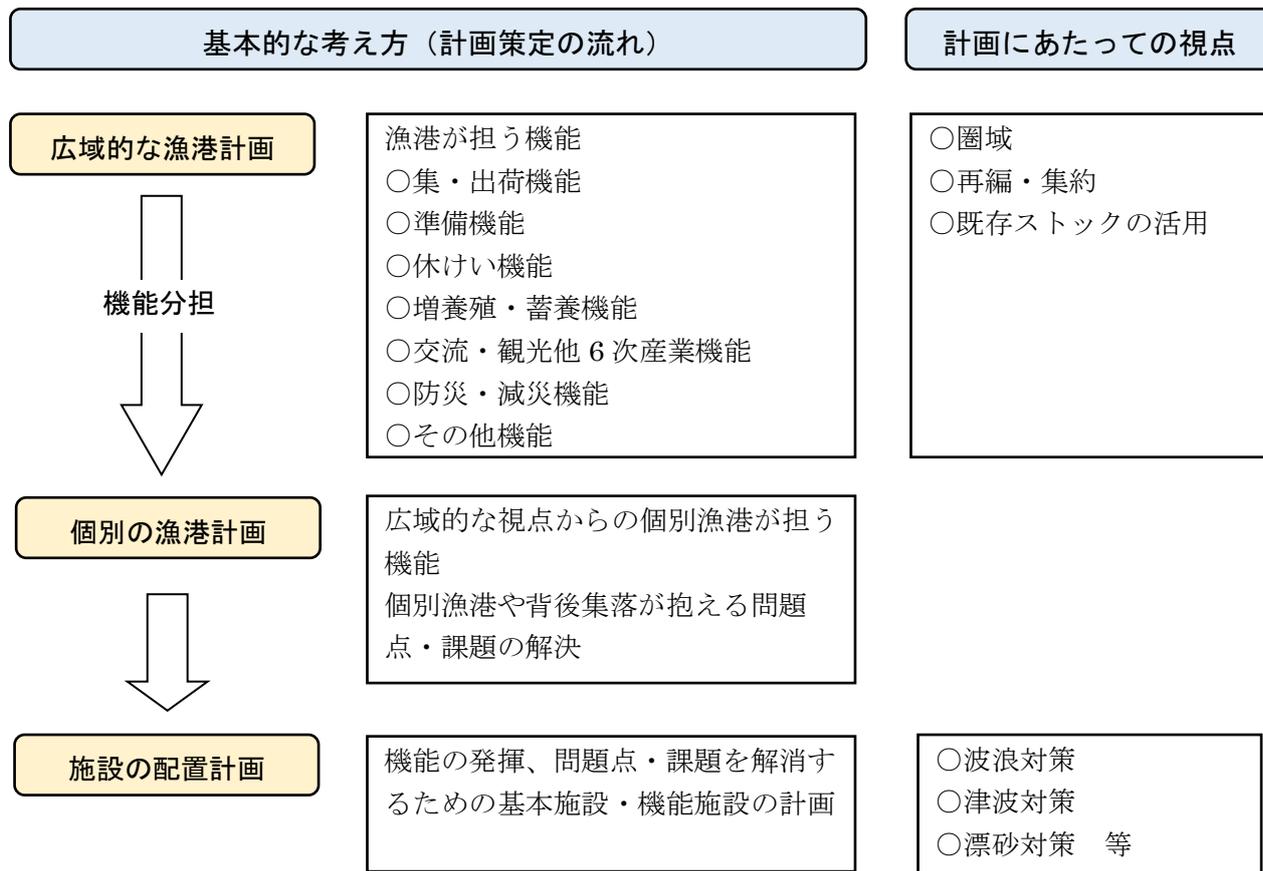
修理場を使用する月数：4 ヶ月～12 ヶ月

1 ヶ月の稼働日数：平均 20 日～毎日

面積占有率：0.5

②計画の基本的な考え方について

広域での漁港計画（隣接漁港との有機的な連携や役割分担）、個々の漁港の港別計画（個別漁港の果たす役割を踏まえた上での施設配置計画等）に整理し、改訂内容を検討した。



③新たな項目の追加

漁港漁場整備長期計画における重点課題等への対応など、都道府県等に対し、漁港計画の手引の改訂に向け、追加すべき事項について意見照会を実施した。

区分	追加すべき具体的な内容
衛生管理	<p>高度衛生管理体制を含めた施設計画、漁港整備と一体的な配置計画や検討手順等についての記述。</p> <p>○岸壁の屋根（屋根の幅、高さの設定例等）、清浄海水取水施設（取水量、取水箇所のお考え方）、荷さばき所等の衛生管理施設の計画のお考え方。</p> <p>○衛生管理施設の必要性（レベル1～3）、天蓋施設や取排水施設の整備水準や考え方、代表的整備事例。</p> <p>○荷さばき所、製氷、冷凍・冷蔵施設等各施設の衛生管理のお考え方とともに、漁港全体での陸揚げから出荷に至る衛生管理のお考え方。</p>
耐震 ・ 耐津波	<p>耐震・耐津波化を行う主要施設や人工地盤、避難路等の配置計画や検討手順等について記述。</p> <p>○主要な岸壁、また、その前面の水域を防護する外郭施設のお考え方、費用対効果分析のお考え方、減災対策に関連する施設の整備のお考え方（避難施設、漂流物対策など）。</p> <p>○主要な陸揚岸壁の延長の決め方についての具体的な計算例の記述。</p>
有効活用	<p>漁港の既存ストックの有効活用に関する記述。</p> <p>○有効利用のお考え方（対象漁港や対象施設の設定など）、漁港の機能分担のお考え方。</p> <p>○漁業者の減少、漁業者の高齢化、港勢が変化する中での有効活用や機能分担について。</p> <p>○漁港の集約等と併せた静穏水域、漁港施設用地の有効活用に向けた計画事例や検討手順等について。</p>
機能分担	<p>漁業者の減少、漁業者の高齢化、港勢が変化する中で、有効活用や機能分担について、現行手引きに記述がない。</p>
就労環境	<p>屋根施設、低天端岸壁や浮体式岸壁の検討事例などの記述。</p> <p>防風・防暑等施設の配置計画や検討手順等についての記述。</p>
放置艇	<p>「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画（平成25年5月）」が策定されたことから、これにより対策のお考え方や区域設置方法の事例などの記述の追加。</p>

(3) 資料データの収集、分析、整理

各事項の見直し、改訂内容の検討にあたり、必要な資料収集等を行った。ここでは、一例として、スラリーアイスについて、能力に対応する規模の目安を示す。

表 スラリーアイスの能力と所要面積例

能力	施設の規模		参考図面
製氷 10 トン/日 スラリー供給能力 30 トン/日	製氷機械室 (制御室含む)	8.00m × 4.60m = 36.8 m ²	
	貯氷タンク	9.70m × 5.35m = 51.9 m ²	
	メンテナンススペース	—	
	建物面積	18.70m × 5.35m = 100.0 m ²	
製氷 20 トン/日 スラリー供給能力 60 トン/日	製氷機械室 (制御室含む)	16.76m × 19.26m = 322.8 m ²	
	貯氷タンク	5.20m × 9.00m = 46.8 m ²	
	メンテナンススペース	5.42m × 3.40m = 18.4 m ²	
	建物面積	25.11m × 19.26m = 483.6 m ²	
製氷 40 トン/日 スラリー供給能力 120 トン/日	製氷機械室 (制御室含む)	16.76m × 24.26m = 406.6 m ²	
	貯氷タンク	5.20m × 19.20m = 99.8 m ²	
	メンテナンススペース	10.58m × 3.40m = 35.9 m ²	
	建物面積	29.46m × 24.26m = 714.7 m ²	

(4) 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ

1) 構成

現行の「漁港計画の手引」の構成を、現在進められている漁港漁場整備長期計画の重点課題を内容的に含まれるように修正すると、構成は以下の通りとなる。

漁港計画の手引 全項目（本編）構成案

赤字: 第2回検討部会以前の修正 青字: 第2回検討部会以降の修正

新	旧（平成4年度改訂版）	備考
第I編 漁港の計画	第I編 漁港の計画（p.1）	
第1章 漁港の計画とは	第1章 漁港の計画とは(p.1)	
1. 漁港計画の概念	1. 漁港計画の概念(p.1)	
2. 漁港と法制度	2. 漁港計画のしくみ(p.2)	修正
3. これからの計画の視点	3. これからの漁港整備の視点(p.8)	修正
3.1 マクロ計画での視点	3.1 人々の生活、環境への配慮(p.8)	修正
3.2 漁港の機能分担	3.2 漁港の機能分担(p.12)	
3.3 漁港整備と漁村づくり	3.3 特色ある漁村づくりの一環としての漁港整備(p.12)	修正
3.4 新たな漁業情勢への対応	3.4 新たな漁業情勢への対応(p.12)	
	3.5 海洋性レクリエーションへの対応	3.3へ移行
第2章 地域レベルの漁港計画	第2章 港別計画(p.14)	修正
	1. 計画に必要な調査(p.14)	第II編へ移行
1. 地域レベルにおける考え方	2. 地域レベルにおける整備方針(p.19)	修正
1.1 圏域の設定		追加
1.2 漁港機能の再編・集約		追加
	2.1 作成手順(p.19)	削除
	2.2 検討事項(p.20)	削除
	2.3 検討に際しての配慮事項(p.22)	削除
	2.3.1 機能分担について(p.22)	削除
1.3 漁港における水産物の品質・衛生管理		追加
1.4 防災・減災機能について		追加
1.4.1 高波浪からの漁船の避難	2.3.2 安全避難について(p.23)	修正
1.4.2 地震対策		追加
1.4.3 津波対策		追加
1.5 地域活性化について		追加
1.5.1 漁業所得向上		追加
1.5.2 漁村のにぎわい創出		修正
1.5.3 漁港の有効利用		追加
	2.3.3 水産物流通加工基地整備について(p.24)	削除
	2.3.4 漁業系廃棄物の処理について(p.25)	削除
	2.3.5 海洋性レクリエーション(p.26)	1.5.2へ移行
	2.3.6 水面の総合利用(p.28)	1.5.3へ移行
2. 港別計画	3. 港別計画(p.28)	
2.1 作成手順	3.1 作成手順(p.28)	
2.2 検討事項	3.2 検討事項(p.31)	
2.3 検討に際しての配慮事項	3.3 検討に際しての配慮事項(p.33)	
2.3.1 計画に当たっての留意点	3.3.1 長期的な整備構想をもった計画(p.33)	2.3.1へ移行
	3.3.2 情勢変化に対応できる柔軟で余裕のある計画(p.33)	2.3.1へ移行
	3.3.3 部分的な供用を考慮した計画(p.34)	2.3.1へ移行
	3.3.4 地域振興を考慮した総合的な計画(p.34)	2.3.2へ移行
	3.3.5 多目的利用を考慮した計画(p.35)	2.3.4へ移行
	3.3.6 環境に配慮した計画(p.35)	2.3.5へ移行
	3.3.7 補助の有無にこだわらない計画づくり(p.36)	2.3.1へ移行
2.3.2 地域振興を考慮した総合的な計画		
2.3.3 防災・減災を考慮した計画		追加
2.3.4 既存ストックを活用した計画		追加
2.3.5 環境に配慮した計画		
2.3.6 漁港機能保全計画		追加
第II編 漁港施設の計画	第II編 漁港施設の計画（p.37）	
第1章 計画に必要な調査		第I編から移行
第2章 主要な漁港施設の計画	第1章 主要な漁港施設の計画(p.38)	
1. 外郭施設(防波堤)	1. 外郭施設(防波堤)(p.38)	
1.1 概説	1.1 概説(p.38)	
1.2 波浪対策	1.2 波浪対策(p.39)	
1.2.1 防波堤の配置	1.2.1 防波堤の配置(p.39)	

新	旧（平成4年度改訂版）	備考
1.2.2 港口部	1.2.2 港口部(p.42)	
1.3 津波対策		追加
1.4 漂砂対策	1.3 漂砂対策(p.45)	
1.4.1 防波堤及び防砂堤の配置	1.3.1 防波堤及び防砂堤の配置(p.45)	
1.4.2 その他の留意事項(p.52)	1.3.2 その他の留意事項(p.50)	
2. 水域施設	2. 水域施設(p.50)	
2.1 航路	2.1 航路(p.50)	
2.1.1 概説	2.1.1 概説(p.50)	
2.1.2 航路法線	2.1.2 航路法線(p.51)	
2.1.3 航路幅員	2.1.3 航路幅員(p.52)	
2.1.4 航路水深	2.1.4 航路水深(p.53)	
2.2 泊地	2.2 泊地(p.54)	
2.2.1 概説	2.2.1 概説(p.54)	
2.2.2 泊地面積の算定	2.2.2 泊地面積の算定(p.54)	
2.3 水域施設の静穏度	2.3 水域施設の静穏度(p.59)	
3. 係留施設	3. 係留施設(p.60)	
3.1 係船岸	3.1 係船岸(p.60)	
3.1.1 概説	3.1.1 概説(p.60)	
3.1.2 係船岸の所要延長	3.1.2 係船岸の所要延長(p.61)	
3.1.3 係船岸計画の考え方	3.1.3 係船岸計画の考え方(p.64)	
3.1.4 係船岸の充足率	3.1.4 係船岸の充足率(p.67)	
3.2 船揚場	3.2 船揚場(p.68)	
3.2.1 概説	3.2.1 概説(p.68)	
3.2.2 所要規模の算定	3.2.2 所要規模の算定(p.70)	
3.2.3 船揚場計画の考え方	3.2.3 船揚場計画の考え方(p.71)	
4. 輸送施設	4. 輸送施設(p.72)	
4.1 概説	4.1 概説(p.72)	
4.2 道路	4.2 道路(p.72)	
4.2.1 概説	4.2.1 概説(p.72)	
4.2.2 漁港道路の計画の手順	4.2.2 漁港道路の計画の手順(p.74)	
4.2.3 荷さばき所背後の道路(陸揚量が多い漁港の場合)	4.2.3 荷捌所背後の道路(陸揚量が多い漁港の場合)(p.75)	
4.2.4 漁港の施設間を結ぶ道路	4.2.4 漁港の施設間を結ぶ道路(p.77)	
4.3 駐車場	4.3 駐車場(p.77)	
4.3.1 概説	4.3.1 概説(p.77)	
4.3.2 駐車場の規模の決定	4.3.2 駐車場の規模の決定(p.77)	
4.4 ヘリポート	4.4 ヘリポート(p.78)	
4.4.1 概説	4.4.1 概説(p.78)	
4.4.2 ヘリポートの配置	4.4.2 ヘリポートの配置(p.78)	
5. 漁港環境整備施設	5. 漁港環境整備施設(p.79)	
5.1 概説	5.1 概説(p.79)	
5.2 緑地	5.2 緑地(p.79)	
5.2.1 広場公園緑地	5.2.1 広場公園緑地(p.80)	
5.2.2 防風・防潮緑地	5.2.2 防風・防潮緑地(p.80)	
	5.2.3 沿道緑地(p.82)	削除
	5.2.4 修景緑地(p.82)	削除
5.2.3 緩衝緑地	5.2.5 緩衝緑地(p.83)	
5.2.4 風致緑地	5.2.6 風致緑地(p.83)	
	5.3 親水施設(p.84)	削除
	5.3.1 海浜(p.84)	移行
	5.3.2 遊歩道(p.85)	移行
	5.3.3 釣り場(p.85)	削除
	5.4 ゴミ処理施設(p.86)	削除
5.3 安全情報伝達施設	5.5 安全情報伝達施設(p.86)	
5.4 その他の施設		追加
5.4.1 通路		移行
5.4.2 照明		追加
6. 漁港浄化施設	5.6 漁港浄化施設(p.86)	項目替え

新	旧（平成4年度改訂版）	備考
6.1 概説	5.6.1 概説(p.86)	
6.2 排水の種類と発生量	5.6.2 排水の種類と発生量(p.87)	
6.3 排水の処理方法	5.6.3 排水の処理方法(p.90)	
6.4 水産用水基準		追加
6.5 導水施設	5.6.4 導水施設(p.92)	
第3章 主要な漁港施設用地の計画	第2章 主要な漁港施設用地の計画(p.94)	
1. 概説	1. 概説(p.94)	
1.1 漁港施設用地	1.1 漁港施設用地(p.94)	
1.2 配置計画の意義	1.2 配置計画の意義(p.100)	
1.3 配置計画の手順	1.3 配置計画の手順(p.101)	
1.4 配置の基本的考え方	1.4 配置の基本的考え方(p.105)	
2. 荷さばき所用地	2. 荷捌所用地(p.109)	
2.1 概説	2.1 概説(p.109)	
2.2 荷さばき所の規模算定	2.2 荷捌所の規模と用地の所要面積(p.109)	
2.3 配置	2.3 配置(p.112)	
2.4 品質・衛生管理面からの留意点		追加
2.5 その他留意事項		追加
2.6 荷さばき所用地の面積の算定例	2.4 荷捌所用地の面積の算定例(p.113)	
3. 製氷・貯氷施設用地	3. 製氷・貯氷施設用地(p.114)	
3.1 概説	3.1 概説(p.114)	
3.2 製氷・貯氷施設の規模と用地の所要面積	3.2 製氷・貯氷施設の規模と用地の所要面積(p.116)	
3.3 配置	3.3 配置(p.119)	
3.4 製氷・貯氷施設用地の面積の算定例	3.4 製氷・貯氷施設用地の面積の算定例(p.120)	
4 冷凍・冷蔵施設用地	4 冷凍・冷蔵施設用地(p.122)	
4.1 概説	4.1 概説(p.122)	
4.2 冷凍・冷蔵施設の規模と用地の所要面積	4.2 冷凍・冷蔵施設の規模と用地の所要面積(p.127)	
4.3 配置	4.3 配置(p.132)	
4.4 冷凍・冷蔵施設用地の面積の算定例	4.4 冷凍・冷蔵施設用地の面積の算定例(p.133)	
5. 給油施設用地	5. 給油施設用地(p.135)	
5.1 概説	5.1 概説(p.135)	
5.2 給油施設の規模と用地の所要面積	5.2 給油施設の規模と用地の所要面積(p.135)	
5.3 配置	5.3 配置(p.145)	
5.4 給油施設用地の面積の算定例	5.4 給油施設用地の面積の算定例(p.145)	
6. 野積場	6. 野積場(p.147)	
6.1 概説	6.1 概説(p.147)	
6.2 野積場の所要面積	6.2 野積場の所要面積(p.147)	
6.3 配置	6.3 配置(p.150)	
6.4 野積場の面積の算定例	6.4 野積場の面積の算定例(p.151)	
7. 漁具保管修理施設用地	7. 漁具保管修理施設用地(p.153)	
7.1 概説	7.1 概説(p.153)	
7.1.1 漁具倉庫	7.1.1 漁具倉庫(p.153)	
7.1.2 漁具干場	7.1.2 漁具干場(p.153)	
7.2 漁具保管修理施設の規模と用地の所要面積	7.2 漁具保管修理施設の規模と用地の所要面積(p.153)	
7.2.1 漁具倉庫	7.2.1 漁具倉庫(p.153)	
7.2.2 漁具干場	7.2.2 漁具干場(p.155)	
7.3 配置	7.3 配置(p.156)	
7.3.1 漁具倉庫	7.3.1 漁具倉庫(p.156)	
7.3.2 漁具干場	7.3.2 漁具干場(p.156)	
7.4 漁具保管修理施設用地の面積の算定例	7.4 漁具保管修理施設用地の面積の算定例(p.156)	
8. 加工場用地	8. 加工場用地(p.158)	
8.1 概説	8.1 概説(p.158)	
8.2 加工場の規模と用地の所要面積	8.2 加工場の規模と用地の所要面積(p.159)	
8.3 配置	8.3 配置(p.161)	
8.4 加工場用地の面積の算定例	8.4 加工場用地の面積の算定例(p.162)	
9. 水産倉庫用地	9. 水産倉庫用地(p.163)	
9.1 概説	9.1 概説(p.163)	
9.2 水産倉庫の規模と用地の所要面積	9.2 水産倉庫の規模と用地の所要面積(p.163)	

新	旧（平成4年度改訂版）	備考
9.3 配置	9.3 配置(p.168)	
9.4 水産倉庫用地の面積の算定例	9.4 水産倉庫用地の面積の算定例(p.168)	
10. 漁船修理場用地	10. 漁船修理場用地(p.169)	
10.1 概説	10.1 概説(p.169)	
10.2 漁船修理場の規模と用地の所要面積	10.2 漁船修理場の規模と用地の所要面積(p.170)	
10.3 配置	10.3 配置(p.172)	
10.4 漁船修理場用地の面積の算定例	10.4 漁船修理場用地の面積の算定例(p.172)	
11. 蓄養施設用地	11. 蓄養施設用地(p.173)	
11.1 概説	11.1 概説(p.173)	
11.2 蓄養施設の規模と用地の所要面積	11.2 蓄養施設の規模と用地の所要面積(p.178)	
11.3 配置	11.3 配置(p.180)	
11.4 蓄養施設用地の面積の算定例	11.4 蓄養施設用地の面積の算定例(p.180)	
12. 増殖及び養殖施設用地	12. 増殖及び養殖施設用地(p.181)	
12.1 概要	12.1 概要(p.181)	
12.1.1 水産種苗生産施設用地	12.1.1 水産種苗生産施設用地(p.181)	
12.1.2 養殖用餌料保管調製施設用地	12.1.2 養殖用餌料保管調製施設用地(p.182)	
12.1.3 養殖用作業施設用地	12.1.3 養殖用作業施設用地(p.182)	
12.2 増殖及び養殖施設の規模と用地の所要面積	12.2 増殖及び養殖施設の規模と用地の所要面積(p.182)	
12.2.1 水産種苗生産施設用地	12.2.1 水産種苗生産施設用地(p.182)	
12.2.2 養殖用餌料保管調製施設用地	12.2.2 養殖用餌料保管調製施設用地(p.183)	
12.2.3 養殖用作業施設用地	12.2.3 養殖用作業施設用地(p.184)	
12.3 配置	12.3 配置(p.185)	
12.4 増殖及び養殖施設用地の面積の算定例	12.4 増殖及び養殖施設用地の面積の算定例(p.185)	
	第3章 フィッシャリーナの計画(p.187)	削除
	1. フィッシャリーナの概要	削除
	1.1 漁港における遊漁船等の利用の現状	削除
	1.2 フィッシャリーナ概念と役割	削除
	1.3 フィッシャリーナ整備率	削除
	1.4 フィッシャリーナ整備に関する助成制度と法令	削除
	2. フィッシャリーナ計画論	削除
	2.1 フィッシャリーナ計画の概念	削除
	2.2 フィッシャリーナ計画調査	削除
	2.3 フィッシャリーナ計画の基本的事項	削除
	2.4 主要施設の計画	削除
	2.5 フィッシャリーナ計画例	削除
第4章 既存ストックの有効活用		追加
1. プレジャーボートの適正な係留保管計画		追加
2. 養殖施設の利用計画		追加
第5章 港別計画の事例	第4章 港別計画の事例	
1. 衛生管理型漁港整備の事例(岩手県大船渡漁港)	1. 通常の漁港整備の事例	事例変更
	1.1 漁港の概要	事例変更
	1.1.1 位置	事例変更
	1.1.2 漁業の概要	事例変更
	1.1.3 漁港の性格	事例変更
	1.1.4 計画策定時の施設	事例変更
	1.1.5 現況における問題点	事例変更
	1.2 計画の基本的考え方	事例変更
	1.2.1 目標年次の港勢	事例変更
	1.2.2 整備方針	事例変更
	1.3 施設量の決定	事例変更
	1.4 整備水準の決定	事例変更
	1.5 配置計画	事例変更
	1.6 漁港施設用地利用計画	事例変更
2. 防災拠点漁港整備の事例(三重県錦漁港) あるいは(和歌山県串本漁港)	2. 漁村整備と一体的な漁港整備の事例	事例変更
	2.1 漁港の概要	事例変更
	2.1.1 位置	事例変更
	2.1.2 漁港・漁村の概要	事例変更

新	旧（平成4年度改訂版）	備考
	2.1.3 現況における課題	事例変更
	2.2 計画の基本的考え方	事例変更
	2.2.1 整備方針	事例変更
	2.2.2 整備目標	事例変更
	2.3 埋立地の配置計画	事例変更
3. 漁村のにぎわい整備の事例(石川県富来漁港)	3. ふれあい漁港漁村整備の事例	事例変更
	3.1 漁港の概要	事例変更
	3.1.1 位置	事例変更
	3.1.2 漁港の性格	事例変更
	3.1.3 ふれあい漁港漁村整備としての位置づけ	事例変更
	3.2 計画の策定	事例変更
	3.2.1 整備の手法	事例変更
	3.2.2 計画策定までの手順	事例変更
	3.2.3 整備方針	事例変更
	3.2.4 整備の構想及び配、5置計画	事例変更
	3.2.5 主な施設の所要規模算定	事例変更
	3.2.6 事業化の検討	事例変更

漁港計画の手引 全項目（資料編）構成案

新	旧（平成4年度改訂版）	備考
資料-01 水産物の需要と生産の長期見通し	資料-01 水産物の需要と生産の長期見通し	データ更新
資料-02 わが国の漁業生産の推移	資料-02 わが国の漁業生産の推移	データ更新
資料-03 水産物の流通加工に関する主要指標	資料-03 水産物の流通加工に関する主要指標	データ更新
資料-04 漁業就業人口の推移	資料-04 漁業就業人口の推移	データ更新
資料-05 登録漁船勢力の推移	資料-05 登録漁船勢力の推移	データ更新
資料-06 漁港の港勢概要	資料-06 漁港の港勢概要	データ更新
資料-07 漁業種類別の陸揚港	資料-07 漁業種類別の陸揚港	修正
資料-08 係船岸の所要延長の算定例	資料-08 係船岸の所要延長の算定例	修正
資料-09 漂砂調査方法	資料-09 漂砂調査方法	修正
資料-10 海浜変形予測手法	資料-10 海浜変形予測手法	修正
資料-11 発生交通量の予測方法例	資料-11 発生交通量の予測方法例	修正
資料-12 導水施設の実例	資料-12 導水施設の実例	事例更新
資料-13 荷捌所の実例	資料-13 荷捌所の実例	事例更新
資料-14 製氷・貯氷施設の実例	資料-14 製氷・貯氷施設の実例	事例更新
資料-15 標準型冷蔵庫の設計諸元及び平面図	資料-15 標準型冷蔵庫の設計諸元及び平面図	事例更新
資料-16 給油施設の実例	資料-16 給油施設の実例	事例更新
資料-17 加工場(鰹の共同前処理施設)の実例	資料-17 加工場(鰹の共同前処理施設)の実例	事例更新
資料-18 水産倉庫の実例	資料-18 水産倉庫の実例	事例更新
資料-19 漁船修理場の実例	資料-19 漁船修理場の実例	事例更新
資料-20 蓄養施設の実例	資料-20 蓄養施設の実例	事例更新
資料-21 種苗生産施設の実例	資料-21 種苗生産施設の実例	事例更新
資料-22 遊漁の動向	資料-22 遊漁の動向	データ更新
資料-23 直線回帰による予測の方法	資料-23 直線回帰による予測の方法	現行のまま
	資料-24 耐潮性樹種	削除
	資料-25 水産物中核流通加工施設整備事業の概要	削除
	資料-26 新沿岸漁業構造改善事業の概要	削除
	資料-27 漁港利用調整事業(フィッシャリーナ整備事業)の概要	削除
	資料-28 NTT-A型事業 (漁港多目的利用施設整備プロジェクト)の概要	削除
	資料-29 NTT-C型事業の概要	削除
	資料-30 マリノベーション構想	削除

2) 主要改訂項目に係る概要のとりまとめ

現行の「漁港計画の手引」から改訂される部分を、対比表という形で、新旧並べて整理し、主要改訂項目がわかりやすいように整理した。

漁港計画の手引 全項目（本編）新旧対比表

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>第Ⅰ編 漁港の計画</p>	<p>第Ⅰ編 漁港の計画（p.1）</p>	<p>☆修正のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港・漁場の施設の設計参考図書、漁港漁場関係事務必携等、他の図書等書に記載されているものは、漁港計画に関わる必要最小限の事項のみを記載する。 ・短い期間で、内容が変わるような事項はできるだけ記述しない。
<p>第1章 漁港の計画とは</p>	<p>第1章 漁港の計画とは(p.1)</p>	
<p>1. 漁港計画の概念</p> <p>漁港の役割は、次のように整理される。</p> <p>(1)国民の多様なニーズに即した水産物の安定供給</p> <p>①海洋生物資源を育む場</p> <p>②資源管理型漁業・つくり育てる漁業の基地としての役割</p> <p> i 種苗生産や中間育成等、稚魚育成の場</p> <p> ii 取締船の基地、漁場の管理・監視等資源管理の場</p> <p>③生産活動の基地としての役割</p> <p> i 漁獲物の陸揚げの場</p> <p> ii 出漁準備の場（漁具の準備、給油、給水、漁船の修理）</p> <p> iii 漁業者の主要な財産である漁船の安全な停泊の場</p> <p>④流通加工の基地としての役割</p> <p> i 荷さばき及び市場取引</p> <p> ii 消費地等へ出荷する輸送ターミナル</p> <p> iii 活魚流通ターミナル</p> <p> iv 水産加工業の基地</p> <p>(2)地域社会の核としての役割</p> <p>①漁村住民の生活基盤</p> <p>②漁業関連産業を主とする地域経済発展の基盤</p> <p>③離島や辺地における漁村と外部社会を結ぶ交通、情報の基地</p> <p>④漁業者育成のための拠点</p> <p>(3)国民への美しく豊かな余暇空間の提供</p> <p>①自然体験型余暇空間</p> <p>②海洋性レクリエーションの活動拠点</p>	<p>1. 漁港計画の概念(p.1)</p> <p>漁港の役割は、次の様に整理される。</p> <p>(1) 生産活動、流通の基地としての役割</p> <p> ①漁獲物の陸揚げの場</p> <p> ②出漁準備の場</p> <p> ③漁業者の主要な財産である漁船の安全な停泊の場</p> <p> ④荷捌及び市場取引</p> <p> ⑤消費地等へ出荷する輸送ターミナル</p> <p> ⑥水産加工業の基地</p> <p>(2) 漁村等地域社会の核としての役割</p> <p> ①漁村住民の生活基盤</p> <p> ②漁港関連産業を主とする地域経済発展の基盤</p> <p> ③離島や辺地における漁村と外部社会を結ぶ交通、情報の基地</p> <p>(3) 自然とのふれあい、海洋性レクリエーションの場としての役割</p> <p> ①都市住民が自然と親しみ、ふれあうことができる場</p> <p> ②漁業と調和のとれた遊漁等の海洋性レクリエーションの場</p>	<p>現在では、漁港の役割について広範囲な捉え方をしており、その役割を踏まえて計画を策定すべきであり、「漁港漁場漁村ポケットブック 2017 公益社団法人 全国漁港漁場協会」p6」の「漁港・漁場・漁村の役割」を記載する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>③海の文化の継承の場</p> <p>④海の体験学習の場</p> <p>(4)漁村の住民の生命や財産の安全の確保</p> <p>①漁港の防波堤等による津波・高潮の背後集落への進入阻止</p> <p>②緊急時の物資の積みおろし拠点</p> <p>(5)沿岸域の管理拠点としての役割</p> <p>①国土・自然環境の保全上の貢献</p> <p>②密漁・密入国等の早期発見、情報伝達</p> <p>③台風等異常気象時における船舶の避難の場</p> <p>④災害対策上の役割</p> <p>⑤沿岸域の有する多面的機能の保全</p>		
<p>2. 漁港と法制度</p>	<p>2. 漁港計画のしくみ(p.2)</p>	<p>漁港法→漁港漁場整備法</p> <p>記述内容が、法の目的、漁港の定義、法第3条施設の記載、漁港の種別、法制度等なので、タイトルを内容に沿って「漁港と法制度」に修正する。</p>
<p>国際海洋秩序の転換、水産物供給の状況変化、漁業の生産構造の変化、水産業や漁村に対する国民の新たな期待の高まりなど、内外の諸情勢の変化に的確に対応していくために、平成13年6月29日に、沿岸漁業等振興法を廃止し、新たに水産基本法が制定された。水産基本法は水産施策の理念と施策の方向を位置づけるもので、具体的施策を規定する法律として、同日に漁港法が漁港漁場整備法として改正された。</p>		<p>「漁港法」から「漁港漁場整備法」へ改正された背景等について、水産基本法の制定等と併せて記述する。</p> <p>出典「2017 漁港漁場漁村ポケットブック」</p> <p>「水産庁 HP 水産基本法制定の背景」</p> <p>「水産基本法の制定について 今井敏 水産庁企画課 日本水産学会誌 68 巻（2002）2号 P.219-226</p> <p>「漁港漁場整備法の制定とその背景」長野章 漁港漁場整備部 日本水産学会誌 68 巻（2002）2号 P.227-238</p>
<p>漁港は、「水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資すること」を目的とする「漁港漁場整備法」に基づき指定され、整備、維持管理されている。</p>	<p>漁港は、「水産業の発展を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄与するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすること」を目的として昭和25年5月に制定された「漁港法」に基づき指定され、整備、維持管理されている。</p>	<p>平成13年6月29日に公布された「漁港漁場整備法」の内容に修正する。「環境との調和に配慮」及び「豊かで住みよい漁村の振興に資すること」を目的規定に加えているので修正する。</p>
<p>漁港漁場整備法では、漁港を「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」と定義し、漁港としての基本的な施設及び機能上重要な施設を漁港施設</p>	<p>同法では、漁港を「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」と定義し、漁港としての基本的な施設及び機能上重要な施設を漁港施設として表 I -1-1 の通り定めてい</p>	<p>内容（漁港の定義）に変更はないが法律名を修正する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由																																										
として表 I -1-1 の通り定めている。	る。																																											
<p style="text-align: center;">表 I -1-1 漁港施設の分類と施設名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">分類</th> <th style="width: 20%;">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本施設</td> <td>外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁</td> </tr> <tr> <td>係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋及び船揚場</td> </tr> <tr> <td>水域施設 航路及び泊地</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">機施設</td> <td>輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート</td> </tr> <tr> <td>航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設</td> </tr> <tr style="background-color: #f8d7da;"> <td>漁港施設用地 各種漁港施設の敷地</td> </tr> <tr> <td>漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設</td> </tr> <tr> <td>補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設</td> </tr> <tr> <td>増殖及び養殖施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設</td> </tr> <tr> <td>漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場</td> </tr> <tr> <td>漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所</td> </tr> <tr> <td>漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設</td> </tr> <tr> <td>漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設</td> </tr> <tr> <td>漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設</td> </tr> <tr> <td>廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設</td> </tr> <tr> <td>廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設</td> </tr> <tr> <td>漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設</td> </tr> </tbody> </table>	分類	施設名	基本施設	外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、 閘門 、護岸、堤防、 突堤及び胸壁	係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋及び船揚場	水域施設 航路及び泊地	機施設	輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート	航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設	漁港施設用地 各種漁港施設の敷地	漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設	補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設	増殖及び養殖施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所	漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設	漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設	漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設	廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設	廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設	漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設	<p style="text-align: center;">表 I -1-1 漁港施設の分類と施設名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">分類</th> <th style="width: 20%;">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本施設</td> <td>外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、突堤、水門、こゝ門、堤防、胸壁</td> </tr> <tr> <td>係留施設 岸壁、物揚場、棧橋、浮桟橋、船揚場、係船くい、係船浮標</td> </tr> <tr> <td>水域施設 航路、泊地</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">機施設</td> <td>輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート</td> </tr> <tr> <td>航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設</td> </tr> <tr> <td>漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設</td> </tr> <tr> <td>補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設</td> </tr> <tr> <td>増殖及び養殖施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設</td> </tr> <tr> <td>漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場</td> </tr> <tr> <td>漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所</td> </tr> <tr> <td>漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設</td> </tr> <tr> <td>漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設</td> </tr> <tr> <td>漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設、その他の浄化施設</td> </tr> <tr> <td>廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設</td> </tr> <tr> <td>廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設</td> </tr> <tr> <td>漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設</td> </tr> <tr> <td>漁港施設用地 上記諸施設に必要な用地</td> </tr> </tbody> </table>	分類	施設名	基本施設	外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、突堤、水門、こゝ門、堤防、胸壁	係留施設 岸壁、物揚場、棧橋、浮桟橋、船揚場、係船くい、係船浮標	水域施設 航路、泊地	機施設	輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート	航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設	漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設	補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設	増殖及び養殖施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所	漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設	漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設	漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設、その他の浄化施設	廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設	廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設	漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設	漁港施設用地 上記諸施設に必要な用地	<p>計画策定にあたって、施設名等は必要なことなので、他の図書と重複するが、現行どおり記載する。ただし、語句は法第3条に合わせて記述する。</p>
分類	施設名																																											
基本施設	外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、 閘門 、護岸、堤防、 突堤及び胸壁																																											
	係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋及び船揚場																																											
	水域施設 航路及び泊地																																											
機施設	輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート																																											
	航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設																																											
	漁港施設用地 各種漁港施設の敷地																																											
	漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設																																											
	補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設																																											
	増殖及び養殖施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設																																											
	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場																																											
	漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所																																											
	漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設																																											
	漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設																																											
	漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設																																											
	廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設																																											
	廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設																																											
	漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設																																											
	分類	施設名																																										
	基本施設	外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、突堤、水門、こゝ門、堤防、胸壁																																										
係留施設 岸壁、物揚場、棧橋、浮桟橋、船揚場、係船くい、係船浮標																																												
水域施設 航路、泊地																																												
機施設	輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート																																											
	航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設																																											
	漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設																																											
	補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設																																											
	増殖及び養殖施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設																																											
	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場																																											
	漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所																																											
	漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設																																											
	漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設																																											
	漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設、その他の浄化施設																																											
	廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設																																											
	廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設																																											
	漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設																																											
	漁港施設用地 上記諸施設に必要な用地																																											
	<p style="text-align: center;">図 I - 1 - 1 漁港施設の配置例</p> <p>現行の図中の荷さばき所に壁を設ける。</p>	<p style="text-align: center;">図 I - 1 - 1 漁港施設の配置例</p>	<p>衛生管理型漁港の荷さばき所の場合、危害混入防止のために壁を設ける場合が多いので、図中の荷さばき所も閉鎖型に修正する。</p>																																									
	<p>現在我が国には約 2,800 の漁港が存在している。</p>	<p>漁港は、農林水産大臣が漁港審議会の議を経、関係都道府県知事の意見を徴して、漁港の名称、種類及び区域を定めて指定することとされており、現在我が国には約 3,000 の漁港が存在している。</p>	<p>現在（平成 30 年 4 月 1 日現在）の漁港数は、2823 漁港であり、数値を修正する（漁港数は水産庁 HP の「分野別情報」の「漁港漁場漁村の整備」の「漁港漁場情報箱」の「漁港一覧」参照）。</p> <p>漁港法が漁港漁場整備法に改正されたことにより、漁港の指定方法が漁港種別ごとに異なるため、漁港の指定方法の説明は削除する。</p>																																									
<p>漁港は、その利用範囲等から次の 4 種類に区分されている。</p>	<p>漁港は、その利用範囲等から次の 4 種類に区分されている。</p> <p>① 第 1 種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの</p>	<p>漁港の種別は現行のままとする。</p>																																										

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>① 第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの</p> <p>② 第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの</p> <p>③ 第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの</p> <p>④ 第4種漁港：離島その他辺地であって漁場の開発、又は漁船の避難上特に必要なもの</p>	<p>② 第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属さないもの</p> <p>③ 第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの</p> <p>④ 第4種漁港：離島その他辺地であって漁場の開発、または漁船の避難上特に必要なもの</p>	
<p>漁港漁場漁村の整備は、農林水産大臣が関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を徴して定め、閣議の決定及び国会における承認を得た漁港漁場整備事業に関する長期の計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という）に基づき計画期間に係わる漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定め総合的かつ計画的に実施される。</p>	<p>漁港の整備は、農林水産大臣が漁港審議会の意見を徴して定め、閣議の決定及び国会における承認を得た「漁港の整備計画」に基づき実施される漁港修築事業、漁港管理者が水産庁長官に協議して定めた計画に従い実施される漁港改修事業、及び毎年度の予算措置の範囲内で計画実施される漁港局部改良事業の3事業により主として行われており、これら3事業については、「漁港の整備計画」の期間に合わせ各事業の全体計画を定めた、総合的な漁港整備のための長期計画に基づき実施されている。</p>	<p>漁港の整備が基づく計画が「漁港の整備計画」から「漁港漁場整備長期計画」に変更になったので、記述を修正する。</p> <p>事業制度は、比較的短い期間で変わることがあるため、事業制度の説明は削除する。</p>
<p>漁港漁場整備長期計画は、世界的な水産物需要の増加、地球温暖化に伴う気候変動、自然災害の激甚化、本格的な人口減少社会の到来など現下の水産業をとりまく情勢に的確に対応するため、重点的に取り組むべき課題を明確化し、水産基本計画との連携の下、水産物の輸出促進や国土強靱化、まち・ひと・しごとの創生など新たな政府課題への対応と歩調をあわせ、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を推進するものである。計画においては、国民にわかりやすい成果目標・整備目標と事業量を設定しつつ、漁港漁場施設の管理の高度化などの新たな手法を取入れ、事業の効率性や実効性を確保する。</p>	<p>漁港整備の長期計画については、昭和26年に策定された第1次計画以降数次の改定を経て、現在は、昭和63年に策定された第8次漁港整備長期計画（昭和63年度～平成5年までの6箇年）に至っている。これら各整備計画の経緯は表I-1-2の通りである。</p>	<p>事業の変遷や制度については、他の図書に記述されているので削除する。</p>
<p>3. これからの計画の視点</p>	<p>3. これからの漁港整備の視点(p.8)</p>	<p>本書は計画の手引きなので、「これからの漁港整備の視点」ではなく、「これからの計画の視点」にタイトルを修正する。</p>
<p>3.1 マクロ計画での視点</p>	<p>3.1 人々の生活、環境への配慮(p.8)</p>	<p>「3.1 人々の生活、環境への配慮」の内容である「環境づくり」や「充実した生活」、「地域環境保全」については、「3.3 特色ある漁村づくりの一環としての漁港」で記述するので、本項からは削除する。</p> <p>本項では国のマクロ計画を記述するので、タイトルを「マクロ計画での視点」に修正する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>漁港の港別計画は、全国の計画、各都道府県（市町村）の計画を構成する最小単位の計画であるが、国、都道府県、市町村レベルの漁港計画と整合したものとなっていない。漁港計画と関連する代表的な国のマクロ計画としては、国土形成計画（表 I -1-3）、社会資本整備重点計画（表 I -1-4）、水産基本計画（表 I -1-5）、農林水産業・地域の活力創造プラン（表 I -1-6）、農林水産物輸出インフラ整備プログラム（表 I -1-7）、国土強靱化基本計画（表 I -1-8）、インフラ長寿命化計画（表 I -1-9）、観光立国推進基本計画（表 I -1-10）がある。漁港の計画を策定するに際しても、これらの国のマクロ計画の観点を十分配慮する必要がある。</p> <p>表 I -1-3 国土形成計画 表 I -1-4 社会資本整備重点計画 表 I -1-5 水産基本計画 表 I -1-6 農林水産業・地域の活力創造プラン 表 I -1-7 農林水産物輸出インフラ整備プログラム 表 I -1-8 国土強靱化基本計画 表 I -1-9 インフラ長寿命化計画 表 I -1-10 観光立国推進基本計画</p>	<p>漁港の港別計画は、全国の計画、各都道府県（市町村）の計画を構成する最小単位の計画であるが、国、都道府県、市町村レベルの漁港計画と整合したものとなっていない。また、全国レベルにおける、各都道府県あるいは市町村レベルにおける水産業振興計画との整合、更には、国土総合開発計画、経済計画、都道府県の発展計画等のマクロ計画との整合性も図る必要がある。最近の国のマクロ計画においては、これまでの生活効率、経済効率の追求一辺倒から、「快適性」、「うるおい」など質の向上をめざした環境づくりが重要な課題とされてきており、更には、質的に充実した「生活」の確立、地域環境保全への配慮等も取り上げられるに至っている。漁港の計画を策定するに際しても、これらの観点を十分配慮していく必要がある。</p> <p>表 I -1-3 第四次全国総合開発計画 表 I -1-4 公共投資基本計画 表 I -1-5 生活大国5カ年計画－地球社会との共存をめざして</p>	<p>国のマクロ計画として現行では「第四次全国総合開発計画」、「公共投資基本計画」、「生活大国5カ年計画」を掲載していたが、記述が古いので、現在の漁港計画にあたって関連の深いものとして、「国土形成計画」、「社会資本整備重点計画」、「水産基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」、「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化計画」、「観光立国推進基本計画」を記載する。</p> <p>本項では、漁港計画にあたって、関連する国のマクロ計画を記述する。関連計画の選定方法としては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」の掲載内容から、漁港計画にあたって必要となるポイントと関連する計画を抽出する。</p>
<p align="center">表 I-1-3 国土形成計画</p> <hr/> <p align="center">—</p> <p>1.計画策定年次：平成27年8月14日に閣議決定 2.計画期間：平成27年～平成37年の概ね10ケ年 3.計画の説明： 国土形成計画法（昭和25年5月26日法律第205号）に基づき、国土のグランドデザイン2050（平成26年7月に策定）等を踏まえて、急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土に係る状況の大きな変化に対応した、平成27年から概ね10年間の国土づくりの方向性を定めた計画である。</p> <p>4.漁港漁場整備事業との関連： 具体的方向性や分野別施策の基本的方向に次の記載がある。</p>	<p align="center">表 I -1-3 第四次全国総合開発計画</p> <hr/> <p>1.計画策定年次 昭和62年6月、閣議決定 2.国土計画の基本的課題 ○条件と交流による地域の活性化 ○国際化の推進と世界都市機能の再編成 ○安全で質の高い国土環境の整備 3.基本目標 ○おおむね平成12年（西暦2000年）を目標年次とする。 ○交流ネットワーク構想により多極分散型の国土を形成。 *「多極分散型国土」のイメージ 安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、地域間、国際間で相互に補完、触発しあいながら交流する。 4.主要施策（漁港関連分） ○海洋・沿岸域を適切に保全しつつ、自然とのふれあい、資源、空間としての多様な役割、豊かさを生かし、継承するため海洋・沿岸域の総合的、計画的な利用を進める。 ○農山漁村の活性化を図るため、農林水産業の健全な振興を基本としつつ、多様な地域資源を生かして、個性と活力に満ちた地域づくりを進める。 ○農林漁業基盤との一体性に配慮しつつ、生活道路、排水施設の整備など基礎的な生活環境の整備を推進する。 ○広域的な漁村地域において、地域内の各漁港の役割分担、相互連携を図り、培養種の基地づくり、資源管理・情報施設の設置等、漁港を核とした生産基盤整備を推進する。</p>	<p>■「国土形成計画」</p> <p>国土づくりの方向性を示した国土計画であり、漁港計画にあたって必要なポイントと関連した具体的方向性として以下を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築」 ・「国土基盤の維持・整備・活用」 <p>分野別施策の基本的方向として以下を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市と農山漁村の共生・対流」 ・「多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出」 ・「快適な暮らしと美しい農山漁村の実現」

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由						
<p>○具体的方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築」 ・「国土基盤の維持・整備・活用」 <p>○分野別施策の基本的方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市と農山漁村の共生・対流」 ・「多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出」 ・「快適な暮らしと美しい農山漁村の実現」 <p style="text-align: center;">表 I-1-4 社会資本整備重点計画</p> <hr/> <p>1.計画策定年次：平成27年9月19日に閣議決定</p> <p>2.計画期間：平成27年度～平成32年度の6ケ年</p> <p>3.計画の説明： 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画</p> <p>4.漁港漁場整備事業との関連 基本的な考え方に次の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会資本のストック効果の最大化」 ・「ストック効果の底流としての安全・安心の確保と生活の質の向上」 ・「経済と財政相方の一体的な再生に資する社会資本整備への重点化」 ・「戦略的メンテナンスと賢く使う取組への重点化」 <p style="text-align: center;">表 I-1-5 水産基本計画</p> <hr/> <p>1.計画策定年次：平成29年4月28日に閣議決定</p> <p>2.計画期間：平成29年度～平成38年度の10ケ年</p> <p>3.計画の説明： 水産基本法（平成13年法律第89号）第11条の規定に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた</p>	<p style="text-align: center;">表 I-1-4 公共投資基本計画</p> <hr/> <p>1.計画策定年次 平成2年6月、閣議了解</p> <p>2.計画期間 平成3年度から平成12年度（1991年度～2000年度）の10箇年</p> <p>3.投資規模 ○「21世紀までの10年間は高い貯蓄率に支えられ、後世に残すべき良質な社会資本ストックを形成するための貴重な期間」との位置づけ ○計画期間中の公共投資総額430兆円（おおむね415兆円の公共投資及び弾力枠15兆円）</p> <p>4.配分の考え方 公共投資額のうち生活環境・文化機能に係るものの割合を1991～2000年度には60％程度とする（1981～1990年度の見込み50％台前半）</p> <p>5.主要施策（漁港関係） ○人々の日常生活に密接に関連した生活環境・文化機能に着目しその重点化を図る。 ○地域交通基盤の整備、魅力ある街づくりを促進する。 ○農山漁村の生活環境の向上に向けて、集落排水等生活基盤の整備を促進する。 ○漁港の親水緑地、親水護岸、海浜の整備等自然と触れ合うことのできるようなおのりある環境を創出するための施策を推進する。 ○農林漁業の生産性の向上に向けての基盤整備を進めるとともに、地域活性化に必要な施設整備を推進する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">表 I-1-5 生活大国5カ年計画—地球社会との共存をめざして</p> <hr/> <p>1.計画策定年次 平成4年6月、閣議決定</p> <p>2.計画期間 平成4年度から平成8年度まで（1992年度～1996年度）の5ヶ年</p> <p>3.我が国の基本的課題</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>新たな視点</p> <p>地球規模で考える視点 人間一人一人を尊重する視点</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>求められる社会</p> <p>国際協調の下で積極的な役割を担う地球社会と共存する社会 個人が豊かさゆとりを実感 多様な人生設計</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>新計画の基本的課題</p> <p>地球社会と共存する生活 活人国への変革</p> </div> </div> <p>4.地球社会と共存する生活大国への政策運営の基本方向</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">政策運営の基本方向 — 環境と調和した内需主導型経済構造の定着</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>効率優先から社会的公正にも十分配慮 生産者中心から生活者・消費者重視へ</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>ゆとりある暮らしへの時間の配分 フローからストックへ 東京一極集中是正と地域の特色ある発展 将来の豊かさを確実に</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>—— 視点の転換 —— 成長の成果配分の見直し ——</p> </td> </tr> </table> <p>5.主要施策（漁港関連分） ○排水の衛生処理を普及の遅れている地方都市や農山漁村に重点を置きつつ、推進する。このため、下水道整備を推進するほか、地域の実情に応じ、コミュニティ・プラント、集落排水施設の整備を進めることにより、おおむね2000年には、排水が公共的主体により衛生処理される人口の割合を7割を超</p>	政策運営の基本方向 — 環境と調和した内需主導型経済構造の定着		<p>効率優先から社会的公正にも十分配慮 生産者中心から生活者・消費者重視へ</p>	<p>ゆとりある暮らしへの時間の配分 フローからストックへ 東京一極集中是正と地域の特色ある発展 将来の豊かさを確実に</p>	<p>—— 視点の転換 —— 成長の成果配分の見直し ——</p>		<p>■「社会資本整備重点計画」 社会資本整備に向けた基本方針が示されており、漁港計画にあたって必要なポイントと関連した基本的な考え方として以下を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会資本のストック効果の最大化」 ・「ストック効果の底流としての安全・安心の確保と生活の質の向上」 ・「経済と財政双方の一体的な再生に資する社会資本整備への重点化」 ・「戦略的メンテナンスと賢く使う取組への重点化」 <p>■「水産基本計画」 水産の具体的な施策を位置づける漁港漁場整備計画に対して、水産施策の理念と施策の方向を位置づけるものなので掲載する。</p> <p>【浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工・流通・消費に関する施策の展開 ・漁港・漁場・漁村の総合的整備 <p>【漁業・漁村の活性化を支える取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渚泊の推進による漁村への来訪者増加
政策運営の基本方向 — 環境と調和した内需主導型経済構造の定着								
<p>効率優先から社会的公正にも十分配慮 生産者中心から生活者・消費者重視へ</p>	<p>ゆとりある暮らしへの時間の配分 フローからストックへ 東京一極集中是正と地域の特色ある発展 将来の豊かさを確実に</p>							
<p>—— 視点の転換 —— 成長の成果配分の見直し ——</p>								

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>めに策定する計画である。</p> <p>4.漁港漁場整備事業との関連 水産政策の展開に次の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育の推進」 ・6次産業化等の推進 ・人口減少社会における農山漁村の活性化 ・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・東日本大震災からの復旧・復興 <p style="text-align: center;">表 I-1-6 農林水産業・地域の活力創造プラン</p> <hr/> <p>1.計画策定年次：平成30年11月27日に農林水産業・地域の活力創造本部で決定</p> <p>2.計画の説明： 農林水産業と農林漁業者の所得向上を実現するため、関係関係者が参加する「農林水産業・地域の活力創造本部（平成25年5月21日閣議決定）」において作成した、農林水産業全般にわたる改革を実行する政策改革のグランドデザインである。</p> <p>3.漁港漁場整備事業との関連 水産政策の展開に次の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育の推進」 ・6次産業化等の推進 ・人口減少社会における農山漁村の活性化 ・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・東日本大震災からの復旧・復興 <p style="text-align: center;">表 I-1-7 農林水産物輸出インフラ整備プログラム</p> <hr/> <p>1.計画策定年次：平成28年11月に公表し、毎年見直しを行う</p>	<p>える程度（1990年度見込み45%）を増加させるとともに、公共団体の助成を活用した合併処理浄化槽の整備を促進する。</p> <p>○農山漁村においては、生産基盤との一体性に留意しつつ、都市と比較して相対的に劣っている生活環境の向上に向けて快適な生活基盤の整備を促進する。</p> <p>○緑の整備については、計画期間中に、景観や親しみに配慮して緑化の行われている道路、河川、急傾斜地の割合をそれぞれ42%、18%、16%（1991年度見込み33%、10%、10%）に高めるとともに、港湾、漁港についてもそれぞれ2.5%、2%を上回る程度（1991年度見込み1.9%、1%）に向上させる。</p> <p>○過疎地、離島等においては、地域の振興、活性化に資する交通基盤や生活に密着した公共交通の確保を図る。</p> <p>○水産業については、わが国周辺水域の最大限の活用を目指し、沿岸漁場、漁港などの基盤整備等と併せ、「つくり育てる漁業」や資源管理型漁業を推進する。また、消費者ニーズに対応した総合的な水産物の供給体制の整備とともに、優れた海洋・海岸環境の保全・整備を図る。</p>	<p>■「農林水産業・地域の活力創造プラン」 強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を創り上げるため、水産政策の改革として、以下の施策を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育の推進」 ・6次産業化等の推進 ・人口減少社会における農山漁村の活性化 ・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・東日本大震災からの復旧・復興 <p>■「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」 農林水産業の輸出力強化戦略を着実かつ強力に実行していくためのプログラムであり、以下の考え方が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸揚げから出荷に到る一貫した衛生管理体制の構築」 ・「密閉型荷さばき所や冷凍・冷蔵設備の整備を行い、品質・衛生管理の高度化や漁獲物の陸揚機能や処理能力の向上を図る」

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>2.計画の説明： 農林水産業の輸出力強化戦略を着実かつ強力に実行していくため、平成28年11月の「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂の際に、公表されたインフラ整備プログラムである。</p> <p>3.漁港漁場整備事業との関連 考え方に次の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸揚げから出荷に到る一貫した衛生管理体制の構築」 ・「密閉型荷さばき所や冷凍・冷蔵設備の整備を行い、品質・衛生管理の高度化や漁獲物の陸揚機能や処理能力の向上を図る」 <p style="text-align: center;">表 I-1-8 国土強靱化基本計画</p> <hr/> <p style="text-align: center;">—</p> <p>1.計画策定年次：平成30年12月14日に閣議決定</p> <p>2.計画期間： 今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを実施する。</p> <p>3.計画の説明： 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）で、脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定めた計画である。</p> <p>4.漁港漁場整備事業との関連： 施策分野ごとの推進方針に次の記載がある。</p> <p>【水産分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工段階のBCP/BCM構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等による連携・協力体制の構築などのソフト対策の実施による、一連のサプライチェーンの災害対応力の強化 		<p>■「国土強靱化計画」</p> <p>強靱な国づくりの指針を示したもので、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべき計画であり、水産に係るものとして以下の推進方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる大規模自然災害の発生に際して、被災直後における被災地への応急食糧等の供給を確保するのみではなく、それ以降における全国的な食糧等の生産・加工・流通を確保し、食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、脆弱性を評価し、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工段階のBCP/BCM構築。食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーンの災害対応力を強化する。 ・自然災害が近年頻発していることに加え、地球温暖化等による災害の発生リスクの高まりが懸念されることを踏まえ、農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を考慮に入れた施設や森林の整備、漁港・漁村の防災機能の強化、ため池のハザードマップの作成・周知、施設管理者のBCP作成など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化する。 <p>■「インフラ長寿命化計画」</p> <p>国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係</p>

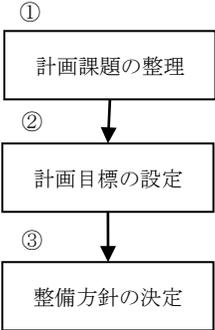
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> ・平時の適切かつ効率的な備蓄の運用・安定的な輸入の確保、緊急時の備蓄の活用、輸入の確保 ・漁港・漁村の防災機能の強化、施設管理者のBCP作成など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の関係機関の連携 ・6次産業化による地域資源の活用 <p style="text-align: center;">表 I-1-9 インフラ長寿命化計画</p> <hr/> <p style="text-align: center;">—</p> <p>1.計画策定年次：平成25年11月29日にインフラ老朽対策の推進に関する関係省庁連絡会議においてまとめられた計画である。</p> <p>2.計画期間： 定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する。</p> <p>3.計画の説明 老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、平成25年11月にとりまとめられた計画である。</p> <p>4.漁港漁場整備事業との関連： 基本的な考えに次の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ・メンテナンス産業の育成 ・多様な施策・主体との連携 		<p>るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものであり、基本的な考えは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ・メンテナンス産業の育成 ・多様な施策・主体との連携 <p>■「観光立国推進基本計画」 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上、及び国際相互理解の増進を図るための計画であり、施策は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在型農山漁村の確立・形成 ・農山漁村の地域資源の活用支援
<p style="text-align: center;">表 I-1-10 観光立国推進基本計画</p> <hr/> <p style="text-align: center;">—</p> <p>1.計画策定年次：平成29年3月28日に閣議決定</p> <p>2.計画期間：平成29年度～平成32年度の4ケ年</p> <p>3.計画の説明： 観光をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条の規定に基づき、</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上、及び国際相互理解の増進を図るための計画である。</p> <p>4.漁港漁場整備事業との関連： 施策に次の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在型農山漁村の確立・形成 ・農山漁村の地域資源の活用支援 		
<p>3.2 漁港の機能分担</p> <p>漁港は、一つの漁港のみで機能上完結しているものは少なく、他の幾つかの漁港と相互に依存関係にあり、言わば複数の漁港が一つのシステムとして機能しているものである。漁港の計画を策定するに際しては、その漁港にどのような機能を持たせるのか、各漁港の機能分担とシステム計画を明確にすることが重要である。その際、機能の集約化や既存ストックの活用を図ることにより、機能の効率化やコストの縮減に努めるべきである。</p> <p>人口減少社会の到来や地域漁業の情勢が変化する中、漁港は、陸揚げや集出荷の機能を拠点漁港に集約化しているため、機能集約化された漁港の維持管理・更新費の増大や漁村の活力低下が懸念される。</p> <p>このため、機能集約化された漁港については、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効活用を図ることとしている。</p>	<p>3.2 漁港の機能分担(p.12)</p> <p>漁港は、一つの漁港のみで機能上完結しているものは少なく、他の幾つかの漁港と相互に依存関係にあり、言わば複数の漁港が一つのシステムとして機能しているものである。漁港の計画を策定するに際しては、その漁港にどのような機能を持たせるのか、各漁港の機能分担とシステム計画を明確にすることが重要である。</p>	<p>機能分担だけでなく、拠点漁港などの機能の集約化や、既存ストックの活用を図ることで、機能の効率化やコストの縮減に努めることを追記する。</p>
<p>3.3 漁港整備と漁村づくり</p> <p>漁港を取巻く地域コミュニティとの係わりが重要となっており、漁港とその背後にある漁村との一体的な整備が漁村地域の振興を図る上からも必要となっている。更に、最近では漁港・漁村の環境、自然環境、海の環境の保全、景観の保全など「環境」へ配慮した施設づくりを取入れる必要も生じている。</p> <p>漁港周辺には、豊かな自然環境、新鮮な水産物、伝統文化、海洋性レクリエーションの機会等の様々な地域資源が</p>	<p>3.3 特色ある漁村づくりの一環としての漁港整備(p.12)</p>	

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>ある。それぞれの地域が有する地域資源を活用して地域の活性化を図ることが重要である。このように、プレジャーボート等を利用したマリレジャーに適した空間を確保するためにも、プレジャーボートの適正な管理を行う必要がある。</p> <p>漁村は、水産業に携わる人々の暮らしの場であり、水産物の安定供給を支える重要なインフラの1つであるとともに、豊かな自然環境の形成や海の安全・安心の提供等の多面的機能を有している。それらの機能を維持・継続していくために、漁村の防災減災対策や環境整備を推進することが必要である。併せて漁村の活性化に取り組むことも重要である。その際、それら漁村づくりと併せて、その核となる漁港の整備を一体的に進め、効果的に機能を発揮していく必要がある。また、既存の漁港を活用し、漁村の活性化を検討することも有用である。</p>		
<p>3.4 新たな漁業情勢への対応</p> <p>水産物の安定供給の観点から、流通（集・出荷）機能、準備機能、増養殖・蓄養強化機能、交流・観光・6次産業機能、防災・減災機能などの機能の充実を図るとともに、国民に安全・安心な水産物を提供する観点から、漁港における水産物の品質・衛生管理を実施できる体制が必要である。</p> <p>また、つくり育てる漁業の振興が重要となっていることから、関連する各種施策と十分に調整を図り、必要となる施設の拡充に配慮することも必要である。</p> <p>世界の水産物需要の増大に対応し水産物の輸出入に対応できる拠点としての総合的な漁港整備を図り、さらには、漁港に働く人々の就労環境の向上を図るとともに、女性や高齢者にも対応した「人にやさしい」施設づくりを行うことも必要である。</p>	<p>3.4 新たな漁業情勢への対応(p.12)</p> <p>つくり育てる漁業の振興が重要となっていることから、関連する各種施策と十分に調整を図り、必要となる施設の拡充に配慮すること。また、大規模蓄養基地、流通ターミナル等漁港の流通加工基地としての機能の充実を図るとともに、水産物貿易の増大に対応し水産物の輸出入に対応できる基地としての総合的な漁港整備を図ること。更には、漁港に働く人々の就労環境の向上を図るとともに、女性や高齢者にも対応した「人にやさしい」施設づくりを行うことも必要である。</p>	<p>漁港の機能として、「水産基盤整備事業にかかる圏域設定手法、マニュアル（仮称・案）平成28年12月」の「1-1-3 機能毎の漁港間の役割分担状況と連携範囲の把握（step1-③）より、流通（集・出荷）機能、準備機能、増養殖・蓄養強化機能、交流・観光・6次産業機能、防災・減災機能に修正し、漁港における水産物の品質・衛生管理の必要性を加筆する。</p> <p>「水産物貿易の増大」を「世界の水産物需要の増大」に修正する。 拠点漁港の考え方から「基地」を「拠点」に修正する。</p>
<p>削除</p>	<p>3.5 海洋性レクリエーションへの対応</p> <p>わが国の国民所得の増大、余暇時間の増加に伴い、各種のレクリエーションに対するニーズが多様化し、海洋性レクリエーションの需要が増大している。このため、「海の利用」についての漁業サイドとしてのアプローチの重要性も増してきており、漁港における「遊漁」や「プレジャーボート」との利用調整のための施設</p>	<p>漁港漁場整備長期計画の重点課題において、海洋性レクリエーションへの対応に該当するのは、「漁港ストックの最大級の活用と漁村のにぎわいの創出」である。プレジャーボートにおいても、プレジャーボートのために施設整備を行う方向性より、既存施設を活用して、プレジャーボートを適正に管理する方向性に移行しているため、「地域資源を活用して、地域の活性化を図ることを</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	の整備や既存施設の有効利用を図って行くことが必要である。	タイトルとし、内容を修正する。参考に、水産白書「第5節 安全で活力ある漁村づくり」の「(5) 漁村の活性化」を引用する。
第2章 地域レベルの漁港計画	第2章 港別計画(p.14)	地域レベルにおける漁港計画について記述するので、タイトルを内容に沿った「地域レベルの漁港計画」に修正する。
	1. 計画に必要な調査(p.14)	「計画に必要な調査」の内容が具体的な調査内容であることから、「第II編 漁港施設の計画」に移行する。
1. 地域レベルにおける考え方	2. 地域レベルにおける整備方針(p.19)	
<p>1.1 圏域の設定</p> <p>国内水産業の力強く安定的な生産体制を確保するにあたっては、地域における漁港の機能や役割、及び連携状況を正確に把握し、中心的な役割を担っている漁港への機能の再編・集約・強化を進めることにより、地域全体での漁港機能の強化を図っていくことが重要となる。</p> <p>また、地域振興面での多様な役割の発揮など、新たなニーズに対応した水産基盤整備が求められている。</p> <p>圏域計画とは、水産物の生産、流通に一体性を有する範囲において、漁港ごとの役割・機能等を設定し、水産基盤整備の方向性を定めるものである。</p> <p>圏域設定に当たっては、以下の検討を踏まえて適切に圏域を設定する。</p> <p>1)漁港の役割・機能の設定</p> <p>圏域内の漁港について、有する役割・機能の精査・確認を行い、地域の漁業振興を踏まえて将来的に必要な機能について設定する。漁港の役割・機能については、表一〇に示すとおりである。</p> <p>2)機能毎の漁港間の役割分担状況と連携範囲の明確化</p> <p>これまで実態が整理されていなかった機能毎の漁港間の連携状況を踏まえ、連携の中心的な漁港への漁港機能の再編・集約化、及び機能の再配置による圏域全体としての機能強化及び配置の最適化を検討する。</p> <p>3)圏域内の拠点漁港（漁港分類）の精査</p> <p>圏域内における漁港は、役割に応じて表一〇のとおり、流通拠点漁港、生産拠点漁港、一般漁港に分けられる。</p>		<p>地域レベルにおける考え方として、圏域を設定して、各漁港の役割や機能を集約、再配置することが重要であるため、「水産基盤整備事業にかかる圏域設定手法マニュアル（仮称・案）平成28年12月 水産庁漁港漁場整備部」を参考に、圏域設定の背景や考え方を記述する。</p> <p>出典・・・水産庁漁港漁場整備部「水産基盤整備事業にかかる圏域設定手法マニュアル（仮称・案）」より</p>
1.2 漁港機能の再編・集約		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>漁港は、我が国における漁業生産活動の場を確保すべく、漁業生産に必要な基本施設や機能施設の整備が進められてきた。</p> <p>しかし、全国的な漁業情勢の変化の中で、近年、わが国の漁業や漁港には、消費者ニーズに対応した、安全・安心でより付加価値の高い水産物の供給や、地域振興面での多様な役割の発揮など新たな要請が生じてきている。また、漁港内の泊地や用地等については、漁港港勢が変化したことで、新たなニーズに対応した利用方法に転換することが可能となっている。</p> <p>これらの新たなニーズに対応すべく、転換可能なキャパシティを活用して状況の変化に応じた漁港機能の再編・集約や既存ストックの有効活用等の取組をより一層推進していくことが必要となっている。</p> <p>計画にあたっては、漁港機能の再編・集約や既存ストックの有効活用を通じて、漁業のみならず地域の振興に資する取組に着手する地域や漁港が見受けられるようになってきている。具体的には、①集・出荷機能、②準備機能、③増養殖・蓄養強化機能、④交流・観光他6次産業機能、⑤防災・減災機能、⑥その他機能の再編・集約を基本に、漁獲物の衛生管理や鮮度保持、安定供給、出荷調整、高齢者でも働ける場の創出、地域振興に資する直売、レストラン等の誘致や整備などがある。</p> <p>具体的な計画・実践の対象地域は、地理的条件、漁業操業形態及び漁獲物の流通などの漁業や漁港利用に関する一定の共通性を有すると同時に、その範囲にある複数漁港の機能再編・集約や既存ストックの有効活用の取組を通じて、地域全体の漁業振興や地域振興効果が想定される範囲とする。</p>		<p>さらに、地域レベルにおける考え方として、漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用について、「漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用に関する計画手法の手引き(平成29年度版)」を参考に、漁港機能の再編・集約等を記述する。</p>
<p>削 除</p>	<p>2.1 作成手順(p.19)</p> <p>「漁港は、個々に独立して存在するものではなく、陸揚げ、準備、避難など広範な漁港の機能面において、各々の機能の中核的な漁港を中心として、相互依存的なシステムとして成立しているものである。従って、漁港の計画を策定するに当たっては、個々</p>	<p>現状での地域レベルにおける計画の「作成手順」や「検討事項」については、具体的な検討として、前述の「圏域の設定」、「漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用」の内容に依るところが大きいので、これらの出典図書である「水産基盤整備事業にかかる圏域設定手法マニュアル(仮称・案)」、「漁港機能の再編・</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	<p>の漁港にのみとられることなく、漁港相互のシステムづくりに考慮した計画立案が必要とされる。</p> <p>地域レベルにおける整備方針は、これら広範な視野に立脚した計画立案を行うために必要な各漁港の地域（都道府県、市町村、同一湾内等）システム上の役割を指し示すものである。」</p> <p>地域レベルにおける整備方針作成の手順は、都道府県、市長村等レベルにおいて大きく異なることはなく、概ね次のように整理されよう（図 I -2-1）</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph TD A[① 計画課題の整理] --> B[② 計画目標の設定] B --> C[③ 整備方針の決定] </pre> </div> <p>図 I - 2 - 1 整備方針作成</p> <p>① 計画課題の整理 解決されるべき計画課題を整理し、問題点の所在を明らかにする。</p> <p>② 計画目標の設定 各計画課題を何時までにどのような形で解決するのか。また、解決すべきなのか、その計画目標を設定する。計画目標設定に際しては目標年次が重要である。漁港の計画の場合、10年～20年単位の超長期的な計画目標を念頭におきつつも、基本的には、国が策定する漁港整備長期計画に整合のとれたものとするのが望ましい。</p> <p>③ 整備方針の決定 計画目標が定まったならば、目標達成のためにはどの漁港で何をどういうスケジュールで実施していかなくてはならないかを検討し、具体的な整備方針を定める。整備方針の検討に際しては、漁業条件、自然条件、経済条件等計画策定に際して予件となると思</p>	<p>集約と既存ストックの有効活用に関する計画手法の手引き（平成29年度版）」を参考とすることとし、この項は削除する。</p>

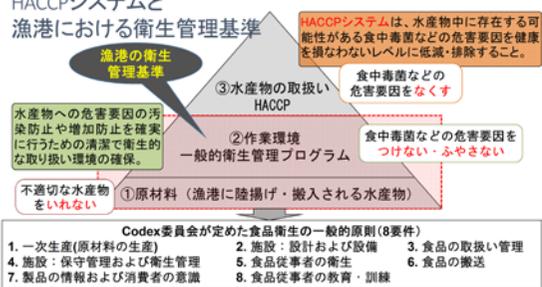
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	<p>われる事項について十分な調査を行う。</p>	
<p>削 除</p>	<p>2.2 検討事項(p.20)</p> <p>「漁港計画の課題は、様々な観点から捉えられるが、漁港の機能面に着目しここでは、大きく3つに分けて考えることとする。それは、第1に、水産業振興の基盤としての漁港が持つ本来の機能面での課題であり、第2には、漁船以外の船舶や漁業者以外の一般の人々による利用から生ずる漁港としての副次的な機能面での課題（例えば離島等における定期船の発着場としての漁港の課題）であり、第3には、港としての機能からではなく、地域の空間としての漁港の機能から生ずる課題（例えば、土地の少ない漁村において貴重な用地等を提供する場としての漁港の課題）である。</p> <p>これらを、それぞれ、「生産基盤としての課題」、「交流基盤としての課題」、「地域空間としての課題」と呼ぶこととする。</p> <p>各々の課題に関し、整備方針作成の際に検討すべき事項を表I-2-4にまとめた。」</p> <p style="text-align: center;">表 I -2-4 地域レベルの検討事項</p> <p>【生産基盤】</p> <p>1 機能性、効率性の向上</p> <p>① 機能の分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸揚、準備、休けい機能の分担 <p>② 流通加工体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物流通加工基地の整備（流通ターミナル、大規模蓄養基地、加工団地等） ・流通経路の改善 ・輸出入への対応 <p>③ 水面等を利用した総合開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港と漁場の一体的整備 <p>2 安全性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全避難体制の整備（漁港間の機能分担も考慮） <p>3 快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業系廃棄物の計画的処理 <p>【交流基盤】</p> <p>1 地域交通基盤の充実</p>	<p>前述と同じく削除。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期船、フェリー等地域交通基盤体系的整備 2 海洋レクリエーションへの対応 ・フィッシャリーナの体系的整備、ネットワーク化 ・親水環境の整備 3 都市漁村交流施設整備 ・都市住民へのサービス施設の整備 【地域空間】 地域開発計画、土地利用計画からの要請 	
削 除	2.3 検討に際しての配慮事項(p.22)	
削 除	<p>2.3.1 機能分担について(p.22)</p> <p>(1)陸揚げ機能の分担</p> <p>陸揚げ機能は、生産の場である漁場と消費地とを結ぶ水産物流通上の結節点に位置する漁港において展開される最も重要な機能であるが、全ての漁港において必要とされるものではなく、荷捌所、冷蔵庫等陸揚げに伴って必要とされる支援施設の効率性を考慮し、各漁港間で機能の集約化、分担を進めていくことが必要である。</p> <p>陸揚げ機能の分担を考える際に配慮すべき事項は次の通りである。</p> <p>① 主として産地市場を中心として形成されている地域の水産物の流通形態を把握し、効率的な陸揚げと流通のシステムについて検討を進めること。</p> <p>② 漁港を利用する漁業者の利便についても十分配慮すること</p> <p>③ 漁業種類によっては、陸揚港が法令により指定されている場合があるので注意すること（資料－7参照）</p> <p>(2)準備機能の分担</p> <p>準備機能は、出漁に備え燃油、氷、水、資材等を漁船に積み込むための機能を言い、漁港においては、そのための専用岸壁を計画的に設けているところも多い。個々の漁業者にとっては、地元の漁港で全ての準備を行えるのが最も便益が高いと思われるが、給油施設、給氷施設等の設備についても規模の効果があるため、準備機能についてもある程度漁港間の機能分担を考慮していく必要がある。</p> <p>(3)休けい（繫）機能の分担</p>	<p>機能分担については、具体的な検討として、前述の「圏域の設定」、「漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用」の内容に依るところが大きいので、これらの出典図書である「水産基盤整備事業にかかる圏域設定手法マニュアル（仮称・案）」、「漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用に関する計画手法の手引き（平成29年度版）」を参考とすることとし、この項は削除する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	<p>休けい機能は、出漁と出漁の間の漁船の安全な係留を図る機能で、ほとんどの漁港において必要とされる最も基礎的な機能である。計画に当たっては、各漁港間で計画量の整合性を図る必要がある。沖合漁業の様に魚群を追い求めて広範囲に移動する漁業の漁船の場合には、休けいのための施設が、形成される漁場の数に応じて複数必要とされるが、漁場と漁港の距離が近い沿岸漁業等においては、休けいのための施設は根拠港に計画することを標準とすべきである。</p>	
<p>1.3 漁港における水産物の品質・衛生管理</p> <p>近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まり、水産物についても、漁獲から消費者の手に渡るまでの一貫した衛生管理の必要性が求められている。一方、水産物貿易の国際的な競争が高まっており、輸入産品と競合の中で水産物の自給率向上や国際市場における競争力向上のための対応が喫緊の課題である。</p> <p>漁港は漁船から漁獲物が陸揚げされる水産物流通システムの出発となるところであり、様々な作業（陸揚げ、選別、陳列、セリ・入札、出荷等）が集中することから、危害の侵入がしやすい場所であり、食品衛生上管理する上で重要な場所である。</p>  <p>図 水産物の流通システム</p> <p>(1)食品衛生法</p> <p>我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・</p>		<p>漁港漁場整備長期計画の重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」のための具体的な施策として、高度な衛生管理に対応した漁港整備によって水産物の品質や付加価値の向上を目指すものであり、最初に衛生管理について記述する。</p> <p>食品衛生法の改正、HACCP システム、漁港における衛生管理基準について記述する。</p> <p>水産物の流通システムについては、「地域水産総合衛生管理対策基本計画策定の手引き 平成 17 年 3 月 水産庁漁港漁場整備部」より記述する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずるため平成30年6月13日に食品衛生法が改正された。</p> <p>改正の内容（概要）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広域的な食中毒事案への対策強化 2. HACCPに沿った衛生管理の制度化 3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集 4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備 5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 6. 食品リコール情報の報告制度の創設 7. その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等） <p>であり、漁港では、荷さばき所において、魚介類せり売営業（鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業のこと。）が行われており、今後は、魚介類せり売営業が行われているところでは、HACCPに沿った衛生管理を実施する必要がある。</p> <p>なお、HACCPに沿った衛生管理には、以下に示す2種の考え方が示されている。</p> <p>① 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）</p> <p>コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。</p> <p>【対象事業者】</p> <p>事業者の規模等を考慮 と畜場〔と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者〕 食鳥処理場〔食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。）〕</p> <p>② 取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）</p> <p>【対象事業者】</p> <p>小規模事業者（*事業所の従業員数を基準に、関係者の意見を聴き、今後、検討）</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者（例：菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売 等）</p> <p>提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種（例：飲食店、給食施設、そうざいの製造、弁当の製造 等）</p> <p>一般衛生管理の対応で管理が可能な業種 等（例：包装食品の販売、食品の保管、食品の運搬 等）</p> <p>となっている。</p> <p>(2)HACCPシステムと漁港における衛生管理基準</p> <p>HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）は、危害分析に基づいて健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質、または、食品の状態の発生を防止または排除、もしくは、許容できるレベルにまで低減するための工程（重要管理点）を決め、その工程を重点的に管理するという手法であり、これら一連の過程を体系付けた仕組みが HACCP システムである。</p> <p>HACCP システムは、食中毒予防の原則のうち、特に「なくす」、つまり、食品中に存在する可能性のある食中毒菌等の危害要因に対し、健康を損なわないレベルまでに低減、もしくは、排除することが主目的である。</p> <p>そして、HACCP システムによる「なくす」ための労力をできるだけ少なく、かつ、効果的に行うために、他の原則が前提になるというのが、このシステムにおける衛生管理の基本的な考え方である。</p> <p>HACCP システムにおける前提条件は、危害要因ができるだけ存在しない原材料を使用すること、および、食品へ危害要因の汚染防止や増加防止を確実にを行うための清潔で衛生的な食品取扱環境を確保する（つけない・ふやさない）ことであり、この前提条件が「一般的衛生管理プログラム」である。</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p style="text-align: center;">HACCPシステムと 漁港における衛生管理基準</p>  <p style="text-align: center;">図 HACCP システムと漁港における衛生管理基準</p> <p>漁港・市場において、原則、加工等を行わないため、基本的に一般的衛生管理プログラムを確実に実施することで、HACCP システムによる管理の必要はないが、対 EU 輸出を見据えた場合、HACCP 原則の適用に關した適切な研修を受講した HACCP チームを編成し、HACCP チームによる危害分析（HA）の実施を行い、そして、重要管理点（CCP）での対応が必要な場合には、HACCP システムによる衛生管理の実施となる。</p> <p>(3)衛生管理の考え方</p> <p>漁港における食品衛生上の危害要因は以下の 3 つに分類される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生物学的危害（腸炎ビブリオ、サルモネラ食中毒、O-157 等） ② 化学的危険（ヒスタミン等） ③ 物理的危険（木片、プラスチック片、吸殻等の異物） <p>これらの危害要因を「いれない」、「つけない」、「増やさない」、「なくす」の 4 原則を、各漁業種類の作業工程ごとに確実に実行することで水産物の衛生管理を実行することができる。</p> <p>(4)漁港における衛生管理と衛生管理基準</p> <p>漁港における衛生管理は、「水産物の鮮度保持（温度管理、時間管理、損傷防止）」、「作業環境の清潔保持（異物混入防止、施設・設備・機材等接触面の清潔保持）」、「漁港水域の環境保全、廃棄物・排水の適正処理」によって実施できる。</p>		<p>衛生管理の考え方については、「地域水産総合衛生管理対策基本計画策定の手引き 平成 17 年 3 月 水産庁漁港漁場整備部」より記述する。</p> <p>漁港における衛生管理については、「地域水産総合衛生管理対策基本計画策定の手引き 平成 17 年 3 月 水産庁漁港漁場整備部」より記述する。</p>

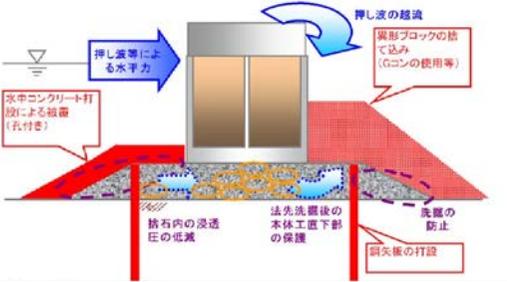
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由																								
<div data-bbox="185 180 757 486" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="342 501 600 523">図 漁港における衛生管理</p> <p data-bbox="190 539 757 676">漁港では、水産物の安全性確保、取組の持続性確保、品質管理等の重要性に鑑み、一層の衛生管理体制の向上を図る際の目安とすべく、レベル1から3までの3段階で基準を設定している。</p> <p data-bbox="322 691 622 713">表 漁港における衛生管理基準</p> <table border="1" data-bbox="192 724 734 1010"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>定義</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>食中毒菌の混入を防止するため、危害要因となり得るすべての項目において必要最低限の措置が行われている漁港</td> <td>①「岸壁での陸揚げ作業」「荷さばき所でのせり・荷さばき作業」の全工程を通じた危害要因の特定 ②全行程を通じて危害要因をなくするためのハード及びソフト対策の実施 等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>各種対策により食中毒菌の混入のないことが確認されているとともに、効果の持続化が図られている漁港</td> <td>レベル1の対策に加え、 ①各種基準を満足するために必要となるハード及びソフト対策の実施 ②取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施 等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>衛生管理に対する総合的管理体制が確立されている漁港</td> <td>レベル1、2の対策について、 ①記録の維持管理 ②要請に応じた情報提供が可能となる体制等の構築</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="208 1026 734 1048">漁港における衛生管理基準の項目は以下の通りである。</p> <p data-bbox="297 1064 645 1086">表 漁港における衛生管理基準の項目</p> <p data-bbox="208 1102 353 1125">(1)水環境の改善</p> <table border="1" data-bbox="192 1136 734 1460"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊地環境の 保全・排水処理</td> <td>・岸壁や荷捌き所等からの排水と一次処理施設の整備 ・陸揚げ岸壁における吐出口設置の回避 ・必要に応じた海水交換型施設への改良・汚泥浚渫実施</td> </tr> <tr> <td>清潔な作業環境 確保のための 洗浄水</td> <td>・良好な海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ※良好な海水：PH,SS,大腸菌群, COD, T-Nが水産用水基準を満す ※飲用適な水：水道法に基づく水道用水基準を満す</td> </tr> <tr> <td>設備・器具等の 洗浄水</td> <td>・清浄海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ・定期的な水質調査、殺菌施設の定期点検の実施 ・給水栓の適正配置</td> </tr> <tr> <td>水産物への 利用海水</td> <td>※清浄な海水：PH,SS,大腸菌群, COD, T-Nが水産用水基準を満すことに加え、大腸菌が検出されない</td> </tr> <tr> <td>清潔な水の供給</td> <td>・清浄海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ・定期的な水質調査、殺菌施設の定期点検の実施 ・製氷施設等から水を魚介類に供給するまでの清潔保持の徹底</td> </tr> </tbody> </table>	レベル	定義	考え方	1	食中毒菌の混入を防止するため、危害要因となり得るすべての項目において必要最低限の措置が行われている漁港	①「岸壁での陸揚げ作業」「荷さばき所でのせり・荷さばき作業」の全工程を通じた危害要因の特定 ②全行程を通じて危害要因をなくするためのハード及びソフト対策の実施 等	2	各種対策により食中毒菌の混入のないことが確認されているとともに、効果の持続化が図られている漁港	レベル1の対策に加え、 ①各種基準を満足するために必要となるハード及びソフト対策の実施 ②取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施 等	3	衛生管理に対する総合的管理体制が確立されている漁港	レベル1、2の対策について、 ①記録の維持管理 ②要請に応じた情報提供が可能となる体制等の構築	評価項目	主な内容	泊地環境の 保全・排水処理	・岸壁や荷捌き所等からの排水と一次処理施設の整備 ・陸揚げ岸壁における吐出口設置の回避 ・必要に応じた海水交換型施設への改良・汚泥浚渫実施	清潔な作業環境 確保のための 洗浄水	・良好な海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ※良好な海水：PH,SS,大腸菌群, COD, T-Nが水産用水基準を満す ※飲用適な水：水道法に基づく水道用水基準を満す	設備・器具等の 洗浄水	・清浄海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ・定期的な水質調査、殺菌施設の定期点検の実施 ・給水栓の適正配置	水産物への 利用海水	※清浄な海水：PH,SS,大腸菌群, COD, T-Nが水産用水基準を満すことに加え、大腸菌が検出されない	清潔な水の供給	・清浄海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ・定期的な水質調査、殺菌施設の定期点検の実施 ・製氷施設等から水を魚介類に供給するまでの清潔保持の徹底		<p data-bbox="1435 501 2040 563">「平成20年6月12日 水港第1070号 漁港漁場整備部長通知」より記載する。</p>
レベル	定義	考え方																								
1	食中毒菌の混入を防止するため、危害要因となり得るすべての項目において必要最低限の措置が行われている漁港	①「岸壁での陸揚げ作業」「荷さばき所でのせり・荷さばき作業」の全工程を通じた危害要因の特定 ②全行程を通じて危害要因をなくするためのハード及びソフト対策の実施 等																								
2	各種対策により食中毒菌の混入のないことが確認されているとともに、効果の持続化が図られている漁港	レベル1の対策に加え、 ①各種基準を満足するために必要となるハード及びソフト対策の実施 ②取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施 等																								
3	衛生管理に対する総合的管理体制が確立されている漁港	レベル1、2の対策について、 ①記録の維持管理 ②要請に応じた情報提供が可能となる体制等の構築																								
評価項目	主な内容																									
泊地環境の 保全・排水処理	・岸壁や荷捌き所等からの排水と一次処理施設の整備 ・陸揚げ岸壁における吐出口設置の回避 ・必要に応じた海水交換型施設への改良・汚泥浚渫実施																									
清潔な作業環境 確保のための 洗浄水	・良好な海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ※良好な海水：PH,SS,大腸菌群, COD, T-Nが水産用水基準を満す ※飲用適な水：水道法に基づく水道用水基準を満す																									
設備・器具等の 洗浄水	・清浄海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ・定期的な水質調査、殺菌施設の定期点検の実施 ・給水栓の適正配置																									
水産物への 利用海水	※清浄な海水：PH,SS,大腸菌群, COD, T-Nが水産用水基準を満すことに加え、大腸菌が検出されない																									
清潔な水の供給	・清浄海水又は飲用適な水の供給施設の整備 ・定期的な水質調査、殺菌施設の定期点検の実施 ・製氷施設等から水を魚介類に供給するまでの清潔保持の徹底																									

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由																						
<p>(2)作業場環境ほかの改善[その1]</p> <table border="1" data-bbox="197 209 734 544"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物等の適正処理</td> <td>・廃棄物の魚介類と分離する施設の整備 ・廃棄物の露出防止,定期的搬出,定期的容器等洗浄の実施</td> </tr> <tr> <td>防風防雨防塵対策</td> <td>・防風防雨防塵施設(屋根等)の整備</td> </tr> <tr> <td>鳥獣等侵入防止対策</td> <td>・エプロン,荷捌き所等の床面の定期的洗浄の実施 ・鳥獣侵入防止施設(屋根,屋根部ビアノ線等)の整備</td> </tr> <tr> <td>車両の進入対策</td> <td>・車両の作業動線の管理 ・陸揚げ,荷捌き所への車両の進入防止の徹底</td> </tr> <tr> <td>陸揚げ・荷捌き環境の清潔保持</td> <td>・十分な換気,照度の確保 ・交錯のない作業動線の確保 ・洗浄海水又は飲用適な水による容器,床等の洗浄の実施 ・容器・床等の洗浄後の排水の適正管理 ・岸壁上での漁具等の洗浄,保管の禁止 ・適正ロットの容器の使用 ・上屋の老朽化対策 ・長靴の消毒槽等の設置 ・魚介類の床面直置き禁止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)作業場環境ほかの改善[その2]</p> <table border="1" data-bbox="197 651 734 954"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積込・搬出環境の清潔保持</td> <td>・洗浄海水又は飲用適な水を用いた容器,機器類等洗浄の実施 ・陸揚げ,荷捌き所と積込,搬出箇所との分離 ・魚介類へのトラック等による排気ガスの影響の回避 ・積込,搬出時の露出防止</td> </tr> <tr> <td>運搬車両の清潔保持</td> <td>・荷捌所内の運搬車両の清掃の実施 ・タイヤの洗浄の実施 ・車体の定期的な洗浄の実施 ・積込,搬出に関わる道路,用地舗装,雨水排水対策の実施</td> </tr> <tr> <td>人の管理</td> <td>・手洗いの徹底 ・清潔な服装の励行 ・喫煙所の区分等の徹底</td> </tr> <tr> <td>便所等の管理</td> <td>・トイレの衛生的配置の徹底 ・床面からの食中毒菌の付着防止</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	主な内容	廃棄物等の適正処理	・廃棄物の魚介類と分離する施設の整備 ・廃棄物の露出防止,定期的搬出,定期的容器等洗浄の実施	防風防雨防塵対策	・防風防雨防塵施設(屋根等)の整備	鳥獣等侵入防止対策	・エプロン,荷捌き所等の床面の定期的洗浄の実施 ・鳥獣侵入防止施設(屋根,屋根部ビアノ線等)の整備	車両の進入対策	・車両の作業動線の管理 ・陸揚げ,荷捌き所への車両の進入防止の徹底	陸揚げ・荷捌き環境の清潔保持	・十分な換気,照度の確保 ・交錯のない作業動線の確保 ・洗浄海水又は飲用適な水による容器,床等の洗浄の実施 ・容器・床等の洗浄後の排水の適正管理 ・岸壁上での漁具等の洗浄,保管の禁止 ・適正ロットの容器の使用 ・上屋の老朽化対策 ・長靴の消毒槽等の設置 ・魚介類の床面直置き禁止	評価項目	主な内容	積込・搬出環境の清潔保持	・洗浄海水又は飲用適な水を用いた容器,機器類等洗浄の実施 ・陸揚げ,荷捌き所と積込,搬出箇所との分離 ・魚介類へのトラック等による排気ガスの影響の回避 ・積込,搬出時の露出防止	運搬車両の清潔保持	・荷捌所内の運搬車両の清掃の実施 ・タイヤの洗浄の実施 ・車体の定期的な洗浄の実施 ・積込,搬出に関わる道路,用地舗装,雨水排水対策の実施	人の管理	・手洗いの徹底 ・清潔な服装の励行 ・喫煙所の区分等の徹底	便所等の管理	・トイレの衛生的配置の徹底 ・床面からの食中毒菌の付着防止		
評価項目	主な内容																							
廃棄物等の適正処理	・廃棄物の魚介類と分離する施設の整備 ・廃棄物の露出防止,定期的搬出,定期的容器等洗浄の実施																							
防風防雨防塵対策	・防風防雨防塵施設(屋根等)の整備																							
鳥獣等侵入防止対策	・エプロン,荷捌き所等の床面の定期的洗浄の実施 ・鳥獣侵入防止施設(屋根,屋根部ビアノ線等)の整備																							
車両の進入対策	・車両の作業動線の管理 ・陸揚げ,荷捌き所への車両の進入防止の徹底																							
陸揚げ・荷捌き環境の清潔保持	・十分な換気,照度の確保 ・交錯のない作業動線の確保 ・洗浄海水又は飲用適な水による容器,床等の洗浄の実施 ・容器・床等の洗浄後の排水の適正管理 ・岸壁上での漁具等の洗浄,保管の禁止 ・適正ロットの容器の使用 ・上屋の老朽化対策 ・長靴の消毒槽等の設置 ・魚介類の床面直置き禁止																							
評価項目	主な内容																							
積込・搬出環境の清潔保持	・洗浄海水又は飲用適な水を用いた容器,機器類等洗浄の実施 ・陸揚げ,荷捌き所と積込,搬出箇所との分離 ・魚介類へのトラック等による排気ガスの影響の回避 ・積込,搬出時の露出防止																							
運搬車両の清潔保持	・荷捌所内の運搬車両の清掃の実施 ・タイヤの洗浄の実施 ・車体の定期的な洗浄の実施 ・積込,搬出に関わる道路,用地舗装,雨水排水対策の実施																							
人の管理	・手洗いの徹底 ・清潔な服装の励行 ・喫煙所の区分等の徹底																							
便所等の管理	・トイレの衛生的配置の徹底 ・床面からの食中毒菌の付着防止																							
<p>1.4 防災減災機能について</p> <p>漁港では多くの漁業者や水産関係者が就労しているとともに、漁港とその周辺には、直販施設、海水浴や釣りなど海洋性レクリエーションを楽しむ人々等多くの一般来訪者が訪れている。地震発生とともに津波への対応が必要となることから、地域住民はもとより漁港の就労者および一般の来訪者の安全確保が必要となる。</p> <p>漁港周辺の海域には、漁船やプレジャーボート等の船舶および養殖・蓄養施設等があり、陸域には、水産関係者や来訪者の車両が多く駐車してあることから、これらが漂流物となり2次災害を引き起こすことが懸念される。</p> <p>さらに、漁港は、災害時の救助・救援の場、緊急物資の搬出入、被災者の避難場所等の重要な役割を担っている</p>	<p>2.3.2 安全避難について(p.23)</p> <p>漁港に対して漁業者が最も期待している基本的機能の一つは、漁業者の唯一の財産とも言うべき漁船の安全な係留である。しかしながら、漁港は全国に約3,000あり、これら全ての漁港を台風や津波等自然の脅威から完全に安全なものとするのは、一朝一夕にできることではなく、効率的な計画であるとは言えない。従って、当面は各漁港の最低限の安全性を確保するとともに、地域にある中核的な漁港（「避難拠点港」と呼ぶ）に計画的に避難泊地を確保し、周辺の小漁港の漁船はそちらへの避難を誘導することが、現実の施策としては望まれるところである。</p> <p>避難のための漁港としては、漁港法に基づき第4種漁港の指定がなされているが、第4種漁港は離島辺地で海の難所といわれているような場所に立地していることが多く、数も少ないので、避</p>	<p>「安全避難について」とすると、事項の「防災・減災機能について」と混同するため、ここは、「高波浪からの漁船の避難」とする。</p> <p>静穏度検討の対象波浪が休けいの場合には30年確率波となっていることから、基本的には各漁港において、30年確率波（設計波）のような異常波浪に対しても十分安全にけい留できることが望ましいと記述を修正する。したがって、頻度の高い異常荒天時（例えば、毎年1回程度現れる波浪<1年確率波>程度の波）に関する記述や避難拠点漁港の文章は削除する。</p> <p>検討に当たって考慮すべき事項から、1年確率波や避難拠点漁港の文章は削除し、「基本的には各漁港において、構造物の安全</p>																						

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>かりでなく、水産物の生産・流通の拠点となる漁港では、一般国民に対して、安全・安心な水産物を効率的に安定供給する必要性から、できるだけ速やかな水産物生産・流通機能の回復が求められる。</p> <p>1.4.1 高波浪からの漁船の避難</p> <p>漁港に対して漁業者が最も期待している基本的機能の一つは、漁業者の唯一の財産とも言うべき漁船の安全な係留である。したがって、地元漁船は荒天時にも地元漁港で安全にけい船できるか、あるいは船揚場上架できることが望ましい。しかし、魚群を追って何日も航海する漁業の場合、急激に天候が変化した時には、漁場に近い漁港に避難できることが必要であり、そのような漁港は第4種漁港として指定されている。</p> <p>避難のための漁港としては、漁港法に基づき第4種漁港の指定がなされているが、第4種漁港は離島辺地で海の難所といわれているような場所に立地していることが多く、数も少ないので、避難港としては量的に不十分である。地域の実態を踏まえ、第2種、第3種漁港等を避難港として計画的な整備を図っていくことが必要である。漁船の安全避難には、次の事項を考慮すべきである。</p> <p>(1) 基本的には各漁港において、構造物の安全性を検討する際に用いている波浪（設計波：通常30年確率波）のような異常波浪に対しても十分安全にけい留できることが望ましい。</p> <p>(2) 異常波浪時の避難には、対象漁船の船の大きさ等に応じ、地元漁港への海上避難ばかりでなく、地元漁港における陸上避難（引揚げ）も併せ考慮する。</p> <p>(3) 安全に避難できるためには、波浪、風、流れ等の自然条件、避難経路における安全性、避難の実体の有無等を調査勘案するものとする。</p> <p>(4) 泊地の安全性の設計に際しては、波浪以外の要素（風、流れ等）についても十分考慮する。</p>	<p>難拠点港としては量的に不十分である。地域の実態を踏まえ、第2種、第3種漁港等を避難拠点港として計画的な整備を図っていくことが必要である。検討に当たっては、次の事項を考慮すべきである。</p> <p>(1) 各漁港においては、最低限頻度の高い異常荒天時（例えば、毎年1回程度現れる波浪<1年確率波>程度の波）における安全性を確保する。</p> <p>(2) 避難拠点港においては、構造物の安全性を検討する際に用いている波浪（設計波：通常30年確率波）のような、異常波浪に対しても十分な安全性を確保する。</p> <p>(3) 避難拠点港選定に当たっては、波浪、風、流れ等の自然条件、周辺漁港と結ぶ道路の整備状況、避難経路における安全性、避難の実体の有無等を調査勘案するものとする。</p> <p>(4) 泊地の安全性の設計に際しては、波浪以外の要素（風、流れ等）についても十分考慮する。</p> <p>(5) 避難計画作成に際しては、船の大きさ等に応じ、避難拠点港への海上避難ばかりでなく、各漁港における陸上避難（引揚げ）も併せ考慮する。</p>	<p>性を検討する際に用いている波浪（設計波：通常30年確率波）のような異常波浪に対しても十分安全にけい留できることが望ましい。」と修正する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由				
<p>1.4.2 地震対策</p> <p>地震対策については、圏域計画における水産物流通・生産拠点漁港、地域防災計画等に位置づけられた防災上重要な漁港（防災拠点漁港）、さらには特に早急に増災対策の推進を図ることが必要な地域に位置する漁港において、以下で示す(3)の対策方針の達成に不可欠な防波堤や岸壁を選定した上で、耐震の強化対策に重点的に対応する必要がある。</p> <p>表 重点的に地震対策の強化を行うべき漁港施設</p> <table border="1" data-bbox="190 491 757 1433"> <tr> <td data-bbox="190 491 280 1077">対象とする漁港</td> <td data-bbox="280 491 757 1077"> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域防災計画等に位置づけられた防災上重要な漁港（「防災拠点漁港」） ② 圏域計画における水産物生産・流通拠点漁港 水産物流通拠点漁港：主要な水産物の産地市場を開設している漁港 水産物生産拠点漁港：中核的に漁業生産活動や操業準備活動等が行われる漁港 ③ 上記①②の他、特に早急に防災対策の推進を図ることが必要な地域に位置する漁港 具体的には、以下の地域に位置する漁港とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法の地域防災対策強化地域 ・東南海、南海地震防災対策推進地域 ・日本海溝、千島海溝周辺海溝地震防災対策推進地域 ・大規模地震が過去に発生または今後発生する恐れの高い地域 ・その他防災対策上特に必要と認める地域 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 1077 280 1433">対象とする漁港施設</td> <td data-bbox="280 1077 757 1433"> <ul style="list-style-type: none"> ① 耐震強化岸壁：「防災拠点漁港」において、震災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等を考慮し、特に通常の岸壁よりも耐震性を強化した岸壁 ② 水産物生産・流通拠点漁港における主要な陸揚岸壁等（係留施設） ③ 上記①②の岸壁前面の泊地や航路の安全な利用を確保するために必要な主要な防波堤（外郭施設） ④ 海岸保全施設（防潮堤）と組み合わせた総合的な防災対策が不可欠な防波堤（外郭施設） </td> </tr> </table>	対象とする漁港	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域防災計画等に位置づけられた防災上重要な漁港（「防災拠点漁港」） ② 圏域計画における水産物生産・流通拠点漁港 水産物流通拠点漁港：主要な水産物の産地市場を開設している漁港 水産物生産拠点漁港：中核的に漁業生産活動や操業準備活動等が行われる漁港 ③ 上記①②の他、特に早急に防災対策の推進を図ることが必要な地域に位置する漁港 具体的には、以下の地域に位置する漁港とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法の地域防災対策強化地域 ・東南海、南海地震防災対策推進地域 ・日本海溝、千島海溝周辺海溝地震防災対策推進地域 ・大規模地震が過去に発生または今後発生する恐れの高い地域 ・その他防災対策上特に必要と認める地域 	対象とする漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震強化岸壁：「防災拠点漁港」において、震災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等を考慮し、特に通常の岸壁よりも耐震性を強化した岸壁 ② 水産物生産・流通拠点漁港における主要な陸揚岸壁等（係留施設） ③ 上記①②の岸壁前面の泊地や航路の安全な利用を確保するために必要な主要な防波堤（外郭施設） ④ 海岸保全施設（防潮堤）と組み合わせた総合的な防災対策が不可欠な防波堤（外郭施設） 		<p>港漁場整備長期計画の重点課題に「大規模自然災害に備えた対応力強化」と掲げられており、検討に際しての配慮事項として、防災・減災機能について記載する必要があるので「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」より、背景や考え方を記述する。</p> <p>地震・津波対策の基本的な考え方は「平成23年東日本大震災を踏まえた漁港施設の地震・津波対策の基本的な考え方」より記述する。</p>
対象とする漁港	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域防災計画等に位置づけられた防災上重要な漁港（「防災拠点漁港」） ② 圏域計画における水産物生産・流通拠点漁港 水産物流通拠点漁港：主要な水産物の産地市場を開設している漁港 水産物生産拠点漁港：中核的に漁業生産活動や操業準備活動等が行われる漁港 ③ 上記①②の他、特に早急に防災対策の推進を図ることが必要な地域に位置する漁港 具体的には、以下の地域に位置する漁港とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法の地域防災対策強化地域 ・東南海、南海地震防災対策推進地域 ・日本海溝、千島海溝周辺海溝地震防災対策推進地域 ・大規模地震が過去に発生または今後発生する恐れの高い地域 ・その他防災対策上特に必要と認める地域 					
対象とする漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震強化岸壁：「防災拠点漁港」において、震災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等を考慮し、特に通常の岸壁よりも耐震性を強化した岸壁 ② 水産物生産・流通拠点漁港における主要な陸揚岸壁等（係留施設） ③ 上記①②の岸壁前面の泊地や航路の安全な利用を確保するために必要な主要な防波堤（外郭施設） ④ 海岸保全施設（防潮堤）と組み合わせた総合的な防災対策が不可欠な防波堤（外郭施設） 					

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由									
<p>1.4.3 津波対策</p> <p>津波対策を構築するにあたっては、基本的に、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（以下、「最大クラスの津波」という。）と、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高さは低いものの大きな被害をもたらす津波（以下、「発生頻度の高い津波」という。）の二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。その上で、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。したがって、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、発生頻度の高い津波に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められるとされている。</p>											
表 津波の分類と津波対策の考え方											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 786 253 858">津波の分類</th> <th data-bbox="253 786 566 858">漁港（防波堤・岸壁）の津波対策の考え方</th> <th data-bbox="566 786 757 858">中央防災会議報告における津波対策の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 858 253 1249">発生頻度の高い津波</td> <td data-bbox="253 858 566 1249"> 漁業活動の安定化や効率的な生産・流通拠点の確保の観点から、防波堤、岸壁の整備による対策 ※これにより、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、津波発生後の波浪等に対して漁港施設の機能を維持し、漁業活動の早期かつ安定した再開を図る。また、津波に対する安定性確保により漁港利用者の安全確保にも努める。 </td> <td data-bbox="566 858 757 1249"> 人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備による対策（堤内地の保護） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1249 253 1463">最大クラスの津波</td> <td data-bbox="253 1249 566 1463"> 漁港利用者等の避難を軸としたソフト対策を中心に、土地利用、避難、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な対策 </td> <td data-bbox="566 1249 757 1463"> 住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策 </td> </tr> </tbody> </table>	津波の分類	漁港（防波堤・岸壁）の津波対策の考え方	中央防災会議報告における津波対策の考え方	発生頻度の高い津波	漁業活動の安定化や効率的な生産・流通拠点の確保の観点から、防波堤、岸壁の整備による対策 ※これにより、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、津波発生後の波浪等に対して漁港施設の機能を維持し、漁業活動の早期かつ安定した再開を図る。また、津波に対する安定性確保により漁港利用者の安全確保にも努める。	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備による対策（堤内地の保護）	最大クラスの津波	漁港利用者等の避難を軸としたソフト対策を中心に、土地利用、避難、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な対策	住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策		
津波の分類	漁港（防波堤・岸壁）の津波対策の考え方	中央防災会議報告における津波対策の考え方									
発生頻度の高い津波	漁業活動の安定化や効率的な生産・流通拠点の確保の観点から、防波堤、岸壁の整備による対策 ※これにより、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、津波発生後の波浪等に対して漁港施設の機能を維持し、漁業活動の早期かつ安定した再開を図る。また、津波に対する安定性確保により漁港利用者の安全確保にも努める。	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備による対策（堤内地の保護）									
最大クラスの津波	漁港利用者等の避難を軸としたソフト対策を中心に、土地利用、避難、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な対策	住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策									

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由						
<p data-bbox="255 188 685 212">表 設計対象とする津波・地震動と設計目標</p> <table border="1" data-bbox="192 215 752 406"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 215 427 272">設計対象</th> <th data-bbox="427 215 752 272">設計目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 272 427 339">発生頻度の高い津波</td> <td data-bbox="427 272 752 339">構造物の機能が確保されるように設計</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 339 427 406">発生頻度の高い津波を生じさせる地震</td> <td data-bbox="427 339 752 406">構造物の機能が確保されるように設計</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="203 480 521 504">(4) 防波堤や岸壁の粘り強い構造</p> <p data-bbox="188 517 748 954"> 今般の被災の事例にあるように、完全に倒壊しなかった防波堤や岸壁については、地震や津波発生時及び発生後において一定の機能を保ち、背後地域の被害軽減や災害後の施設利用の早期再開に寄与したことがわかっている。このため、発生頻度の高い津波を超える津波に対しても、可能な限り、被害を受けたとしても全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばし早期復旧が可能となる構造上の工夫（「粘り強い構造」）を検討することが必要である。粘り強い構造の具体的な対策としては、防波堤については堤体の滑動・転倒抑制対策や基礎部分の洗掘防止対策など、岸壁については堤体の傾斜抑制策や前面の洗掘防止対策などがある。 </p> 	設計対象	設計目標	発生頻度の高い津波	構造物の機能が確保されるように設計	発生頻度の高い津波を生じさせる地震	構造物の機能が確保されるように設計		
設計対象	設計目標							
発生頻度の高い津波	構造物の機能が確保されるように設計							
発生頻度の高い津波を生じさせる地震	構造物の機能が確保されるように設計							

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>1.5 地域活性化について</p> <p>1.5.1 漁業所得向上</p> <p>現在、燃油やロープ、プラスチックなど漁業資材価格は高騰しており、漁労収入に占める漁労支出の占める割合は年々増加傾向にあり、一般勤労所得と比較して所得は3割～4割程度である。また、漁村の人口は年々減少し、高齢化も急速に進んでおり、漁村全体に活力がない状態である。</p> <p>このような状況の中、所得の向上を通じた漁村地域の活性化を目指して漁業者が主体となって5年間、具体的な取り組みを実行するために計画を策定する。</p> <p>浜プランによる具体的な取り組みを以下に示す。</p> <p>1)収入向上の具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量増大や新規漁業により、資源管理しながら生産量の増加 ・高品質化や高度衛生管理により、水産物の付加価値向上 ・商品開発や出荷拡大、消費拡大 <p>2)コスト削減の具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動や省エネ機器の導入 ・協業化による経営の合理化 <p>1.5.2 漁村のにぎわい創出</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置づけられ、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の拡大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」が創設された。このうち、漁村地域における滞在を「渚泊」としている。</p> <p>地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、漁村滞在型旅行をビジネスとして取り組む「渚泊地域」の創出を通じて漁村の所得増加を目指しており、ソフト・ハード対策は次の通りである。</p> <p>1)渚泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上</p>		<p>漁港漁場整備長期計画の重点課題に「漁村ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」と掲げられており、具体的には、「浜の活力再生プランに基づく取組の実行を推進するとともに、直販所、漁業体験施設等の整備、漁村における観光メニューの充実や漁村の魅力の発信を促進する。」と記載されているので、再生広域プランの内容を、「地域活性化について」として記述する。出典は事業説明資料である「水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）平成29年3月改訂 水産庁」による。</p>

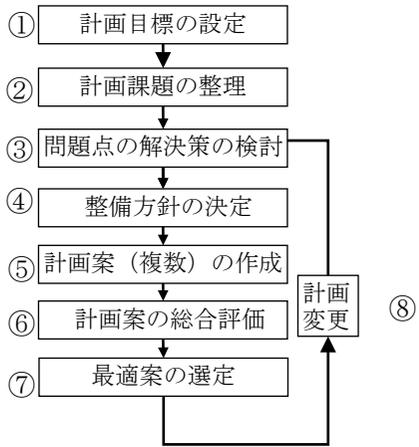
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「渚泊」を持続的な観光ビジネスとして推進することができる体制構築に向けた話し合い等 ・漁村地域の魅力を広く発信するためのストーリーづくりやパンフレット、ホームページ作成等  <p>2)渚泊を推進するために必要な施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁村での滞在に必要な宿泊施設や漁業体験施設、等を整備  <p>地域（漁村）活性化のためには、漁業所得を向上させるとともに、外部からの訪問者を増やすことが重要である。そのため、</p> <p>漁港整備により、陸揚作業等の生産コストの縮減や、陸揚水物等の付加価値向上を図り、漁業所得向上を目指す。また、漁港を活用しながら、豊かな自然・新鮮な水産物・伝統文化等の地域資源を生かし、観光ツアーや漁業体験、水産物提供等を行い、漁村への訪問者増加を目指す。</p> <p>これらの取組の結果、担い手の増加も期待され、更なる活性化も期待される。</p> <p>1.5.3 漁港の有効利用</p> <p>海洋ではプレジャーボートを利用したレクリエーション活動が盛んになるにつれて、各地の港湾・河川・漁港等で多数の放置艇が見受けられるようになり、船舶の航行障害、洪水・高潮時の放置艇の流出による被害、油の流出、景観の悪化、といった多岐にわたる問題が顕在化している。加</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>えて、東日本大震災の教訓として、津波による背後住居等への二次被害が懸念されている。</p> <p>一方、プレジャーボート等を利用したマリンレジャーや海洋教育の普及促進など、水辺を教育の場として利活用することは、次世代を担う青少年を始めとする国民が、海洋に正しい知識と理解を深めるための学校教育及び社会教育の充実に資する重要な取組である。このような現状を鑑み、プレジャーボートの適正なけい留・保管を推進する必要がある。</p> <p>漁港内には防波堤で囲まれた静穏な水面ができる。これらの静穏水面は航路、泊地等漁港施設の利用を増進するために整備されたものであるが、漁港施設の利用に支障のない範囲内において、水面を他の目的に有効利用することは問題ばかりでなく、むしろ好ましいことである。従って、地域の水産業振興の観点から、これらの水面を利用して新たな水産業を起こす等、漁港水面等の総合利用についても予め検討すべきである。</p> <p>また、逆に、所定の目的をもった防波堤等を計画する際には、費用的にさほど違いがないならば、静穏水面が広くとれ、多目的な水面利用が図られるような位置に計画すべきであるといえる。</p> <p>防波堤等の計画に際しては、一つの湾の中にある漁港群をグループとして考え、法線を決めるなど地域レベルの観点からの検討も必要である。また、地域レベルで、漁港機能の集約を図った際に活用できる水面が発生した場合には、地域の水産業振興の観点から、漁港水面等の総合利用を検討すべきである。</p> <p>圏域において、今までの漁港に存在した機能が拠点漁港に集約されたことによって、岸壁や水域などの既存ストックが地域振興に活用できる場合がある。このような場合、地域レベルで所要施設を算定するとともに、既存ストックの活用も地域レベルで検討する必要がある。</p>		
<p>削 除</p>	<p>2.3.3 水産物流通加工基地整備について(p.24)</p> <p>漁港は水産物流通の海から陸への桔節点であり、そこは産地市場、加工場、冷蔵庫、水産倉庫等多くの流通加工施設が立地して</p>	<p>水産物の流通拠点漁港の考え方は「2.1 地域レベルの考え方」に移行する。</p>

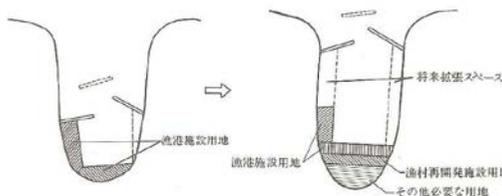
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	<p>いる。また、近年は活魚のストックポイントとしての役割も増大してきている。漁港を計画するに際しては、これら流通加工の面から生じてくる整備上の課題についても検討しておく必要がある。検討に際しての配慮事項は次の通りである。</p> <p>(1) 流通面から捉えると、交通体系の整備が最も重要である。流通関連施設の計画に際しては、幹線交通網（道路、鉄道、飛行場等）とのアクセスを十分検討することが必要である。</p> <p>(2) 漁港における水産物は、海から漁船によりもたらされるものばかりでなく、他の港に陸揚げされたものがトラック等による陸送により運び込まれる場合も多く、特に、近年、有力市場を抱える漁港においてその傾向が強くなっている。漁港における水産物の流れを総合的体系的に把握する必要がある。また、水産物流通のストックポイントとしての漁港機能の充実を図っていくため、必要に応じ水産物流通ターミナル施設や活魚流通に対応した大規模な蓄養施設の整備を計画していく必要がある。</p> <p>(3) 水産加工は、中小規模の企業体により行われている地場産業的な性格が強く、効率が悪い上、多くの場合、臭気、汚れ等環境面での問題を抱えている。多くの加工業者の点在する漁港においては、加工業の生産性の向上と漁港機能の充実、及び環境の改善を図るため、加工業者を集約した水産加工団地の計画を検討する必要がある。</p> <p>(4) 近年水産物の輸入が増大しており、漁港に立地する水産加工業者が使用する原料についても輸入水産物への依存度が高まっている。また、輸出向け加工品を生産している加工業者も多く漁港に立地している。これら輸入原料を用いた加工業が発達している漁港等において、今後流通加工基地としての漁港の機能を充実させるためには、水産物の輸出入に対応できる施設の整備についても検討していく必要がある。</p>	
	<p>2.3.4 漁業系廃棄物の処理について(p.25)</p> <p>近年環境問題が地球的な話題となっているが、漁港の周辺を見渡すと、廃漁具、廃資材、廃船等の漁業系廃棄物、漁港利用者等がもたらすゴミの処理問題等が顕著になりつつあり、将来的に大きな問題となってくる可能性が高い。産業廃棄物については、原</p>	<p>漁港漁場整備長期計画の重点課題に「漁村ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」と掲げられており、具体的には、「集落排水施設の整備等により漁村の衛生環境の改善を、狭い集落道の解消等により生活環境の改善をそれぞれ図る。また、</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	<p>因者負担により処理されることが原則とされており、漁港の管理上の問題も含めて、これら廃物の処理問題につき、広域的な計画を立案していくことが望まれている。計画立案に際しては、次の事項に配慮していくことが必要である。</p> <p>(1) 漁業系廃棄物は、漁業生産活動等に伴って生ずる廃棄物を指すが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されている（図 I -2-2 参照）。産業廃棄物と一般廃棄物では、処分の基準、事業者の責任、負担の考え方等取扱いが基本的に異なっているので注意を要する。</p> <p>(2) 廃棄物の処理は、運搬収集及び処分の2つの観点から検討する必要がある。運搬、処理については、汚物や悪臭の発生を伴う場合が多く、また、処理の結果有害物質が発生する場合もあるので、処理場の立地に際しては、既存の集落から一定の距離をおくとともに、処理場周辺環境の整備、適切な運搬経路の確保に努めることが必要である。</p> <p>(3) 廃棄物については、できる限り分別収集、処理をすることが望ましいので、廃棄物の種類ごとに処理の計画をたてる必要がある。特に、FRP 漁船等特殊処理を必要とするものについては、小規模な施設をつくることは効率が悪いので、都道府県単位で計画を考えることが必要である。各都道府県においては、地域の実情に応じ、中心的な漁港において廃船処理施設等の整備を、漁港との一体的な計画のもとに計画検討すべきである。</p> <p>(4) 一方、養殖の盛んな地方の漁港においては、貝がら、海草片等が大量に廃棄物として発生し、処理に苦勞している事例も多いが、これらの地方においては、廃棄物を漁港の埋立て計画に併せて埋立処分することも検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">図 I - 2 - 2 漁業系廃棄物の種類（例）</p>	<p>漁港における防風・防暑・防雪施設や浮き桟橋の整備、静穏水域を増養殖の場として活用する等の漁港ストックの多機能的な活用や漁村の人々にとって利用しやすい漁港や漁場の整備を通じて就労環境の改善を図る。」と記載されているので、「住みやすく働きやすい漁村づくり」として、集落排水施設等の整備による衛生環境の改善や、防風・防暑・防雪施設や浮き桟橋の整備による就労環境の改善について記述する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	<p>2.3.5 海洋性レクリエーション(p.26)</p> <p>近年、経済社会の成熟化と余暇時間の増大に伴い、海洋性レクリエーションが盛んになっており、漁港・漁村は、その豊かな自然のゆえに国民が広く海洋を初めとする自然とふれあうレクリエーションの場として注目されている。</p> <p>海洋性レクリエーションで漁港・漁村を訪れる都市住民等については、マナー等の問題から歓迎されざる来訪者と見る向きも少なくないが、一方において、人が多く訪れるということは、地域の活性化にも繋がる要因でもある。</p> <p>海洋性レクリエーションに対する国民の要請は非常に大きく根強いものがあり、いらずらにそれを拒否できた時期は早晚終わろうとしていると言っても過言ではない。漁港・漁村地域における海洋性レクリエーションの調和ある受入れと、それに対応した施設整備や施設運営の方法について、関係者が真剣に検討すべき時にきている。</p> <p>漁港において、海洋性レクリエーションを考える際は、以下の事項に配慮すべきである。</p> <p>(1) 海洋性レクリエーションが、地域における水産業の健全な発展と、漁業者の真の利益に結び付いたものであることが必要である。</p> <p>(2) 海洋性レクリエーションのため多くの人々が訪れる漁港、また、地域活性化の観点から観光客等を積極的に誘致する必要のある漁港においては、海水浴場の整備、親水施設の整備、駐車場の整備等、その受入れ体制を整備する必要があるが、その際、施設管理の観点からも十分な検討をしておく必要がある。また、漁場、漁港をめぐる利用上のトラブルを防止するため、管理体制の充実強化を図るとともに、漁業者との調整を円滑にするため、漁業者を加えた施設管理主体の設立についても併せ検討していく必要がある。</p> <p>(3) 遊漁船等の利用が多く見込まれる漁港においては、その管理計画を検討するとともに、必要に応じ遊漁船等の利用施設（フィッシャリーナ）を整備し、遊漁船等の収容率の向上を図っていく必要がある。遊漁船等を利用して海洋性レクリエーションを楽しむ人々は今後増大していくものと見込まれており、これらの人々に対するサービスを提供しつつ水産業の振</p>	<p>海洋レクリエーションの一つとして、漁港を拠点として渚泊の事業が推進されているので、本項で記述する。出典は「平成 29 年度予算の概要 渚泊推進対策（新規）」より記述する。</p> <p>一方、海洋性レクリエーションのために施設を整備することより、既存施設を活用しながら、プレジャーボートを適正に管理・保管する方向性なので、プレジャーボートの適正な管理と保管について記述する。</p>

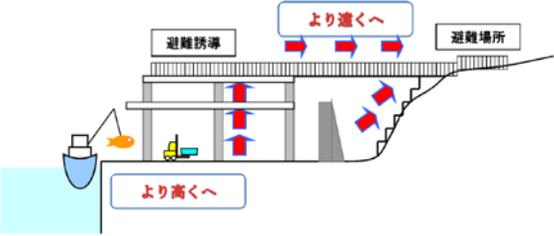
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	興を併せ図っていくため、地域レベルにおいてフィッシャリーナのネットワークを検討することも必要であろう。	
	<p>2.3.6 水面の総合利用(p.28)</p> <p>漁港内には防波堤で囲まれた静穏な水面ができる。これらの静穏水面は航路、泊地等漁港施設の利用を増進するために整備されたものであるが、漁港施設の利用に支障のない範囲内において、水面を他の目的に有効利用することは問題ばかりでなく、むしろ好ましいことである。従って、地域の水産業振興の観点から、これらの水面を利用して新たな水産業を起こす等、漁港水面等の総合利用についても予め検討すべきであろう。</p> <p>また、逆に、所定の目的をもった防波堤等を計画する際には、費用的にさほど違いがないならば、静穏水面が広くとれ、多目的な水面利用が図られるような位置に計画すべきであるといえる。防波堤等の計画に際しては、一つの湾の中にある漁港群をグループとして考え、法線を決めるなど地域レベルの観点からの検討も必要である。</p>	水面の総合利用については、現行通り残すが、漁港の集約等で活用できる水域ができた場合の有効活用について加筆する。
2. 港別計画	3. 港別計画(p.28)	
<p>2.1 作成手順</p> <p>「地域レベルにおける整備方針」を踏まえて、港別計画の作成手順は以下のとおりである。</p>  <p>図 I -2-3 港別計画作成手順</p>	<p>3.1 作成手順(p.28)</p> <p>計画作成の手順は、「地域レベルにおける整備方針」の作成手順に準じ、次のように整理される。</p>  <p>図 I -2-9 港別計画作成手順</p>	港別計画に対する手順について記述する。

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
2.2 検討事項	3.2 検討事項(p.31) 漁港計画の課題を、地域レベルにおける整備方針検討の際と同様に、「生産基盤としての課題」、「交流基盤としての課題」、「地域空間としての課題」の3つに整理して考えることにする。	「地域レベルにおける整備方針」において、港別に求められる機能が整理されるので、港別計画にあたっての検討事項を記述する。
2.3 検討に際しての配慮事項	3.3 検討に際しての配慮事項(p.33)	
2.3.1 計画に当たっての留意点		
(1)長期的な整備構想をもった計画 漁港漁場整備長期計画は5年の限られた期間内において行われる計画であり、予算的にも限られているため、港別計画検討に当たっては、より長期的な展望での整備計画(構想)づくりが不可欠となる。	3.3.1 長期的な整備構想をもった計画(p.33) 漁港整備長期計画は6年程度の限られた期間内において行われる計画であり、予算的にも限られているため、港別計画検討に当たっては、より長い時間単位を目標とした整備計画(構想)づくりが不可欠となる。構想作成にあたっては、地域や漁業等の将来をできる限り深く考察し、将来の展望を行った上、計画者の理想(思想)を表出することが大切である。構想の良し悪しが地域や漁港の将来に大きな影響を与えるので、関係者による十分な討論、検討を行う必要がある。	現在は、漁港漁場整備長期計画として、5ケ年で計画されており、計画は策定した計画期間内で目標を達成することとしているため、「漁港整備長期計画」を「漁港漁場整備計画」に修正し、「より長い時間単位を目標とした」を「より長期的な展望での」に修正する。
(2)情勢変化に対応できる柔軟で余裕のある計画 漁港の完成までには長時間を要し、その間に新たな要請が生ずる場合があること、また、十分な検討を行っていても、当初の計画時点で気がつかなかったことが、実施にもなると判明する場合は往々にしてあること等により、柔軟に対応できるような施設の配置にしておく必要がある。そのためには、防波堤に囲まれた区域一杯に施設を配置するのではなく、自然の海浜を残す等の工夫をした余裕のある計画としておく必要がある。 現在の漁港施設の規模は、現在とは生産規模が異なる40年～60年前に計画・配置されたものが多く、また、衛生管理の考え方など、単位魚当たりに必要な施設量が増えている場合や、必要な施設が変化してきている場合がある。したがって、現在の需要に応じた施設の再編について検討する必要がある。	3.3.2 情勢変化に対応できる柔軟で余裕のある計画(p.33) 漁港の完成までには長時間を要し、その間に新たな要請が生ずる場合があること、また、十分な検討を行っていても、当初の計画時点で気がつかなかったことが、実施にもなると判明する場合は往々にしてあること等により、柔軟に対応できるような施設の配置にしておく必要がある。そのためには、防波堤に囲まれた区域一杯に施設を配置するのではなく、自然の海浜を残す等の工夫をした余裕のある計画としておく必要がある。 更に、施設の配置を計画する際は、外郭施設の位置を先に決め、その後他の施設の配置を決めることとなりやすいが、この方法では多大な費用と時間をかけた割に、必要な施設が十分に得られないという結果を招く可能性が高い。施設配置は、用地→係留施設→水域施設→外郭施設の順序で配置を検討し、必要な用地、施設を確保した後に外郭施設の位置を決めることが望ましい(図I-2-4)	現在では新規に漁港を建設するケースは稀であり、該当するケースは少ないが、基本的な考え方として現行のままとする。 ただし、新たに漁港を整備するときの施設配置の考え方の事例は削除し、既存施設が築造40年～60年経過してきたので、既存施設の再編についても検討する必要があるという記述に修正する。 図I-2-4は、用地に余裕を持たせる考え方であり、文書の内容は必要用地を決めてから、外郭施設を決めなさいという考え方であり、図と文章が合わないので、図を削除して、文章の考え方は残す。



新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	図I-2-4 新たに漁港を整備するときの施設配置の考え方	
<p>(3)部分的な供用を考慮した計画</p> <p>漁港全体が完成するまでその効果が発揮できないというのではなく、各施設の整備の段階で部分的な供用が図れるような考慮も大規模な漁港計画を立てる際には必要なことである。</p>	<p>3.3.3 部分的な供用を考慮した計画(p.34)</p> <p>漁港全体が完成するまでその効果が発揮できないというのではなく、各施設の整備の段階で部分的な供用が図れるような考慮も大規模な漁港計画を立てる際には必要なことである。</p>	
<p>(4)補助の有無にこだわらない計画づくり</p> <p>各種施設の整備手法としては、補助事業、融資事業、交付金事業、地方単独事業等があるが、補助事業にこだわる結果として計画が矮小化されるのは好ましいことではなく、財源状況を考慮しつつも、望ましい計画の策定を心がける必要がある。</p>		
<p>2.3.2 地域振興を考慮した総合的な計画</p> <p>計画を立てるに際しては、漁船や漁業から要請される漁港施設の規模、配置だけを考えるのではなく、漁港で働く人、漁港を訪れる人、漁村に住む人のための施設を考慮するとともに、地域振興にとって何が必要かを十分検討する必要がある。</p> <p>例えば、荷さばき所付近に直売所や食堂などを設けて、新鮮な地魚を来訪者に提供する場合には、漁港整備にあわせて、駐車場、広場、公園等の用地整備を計画する。離島等漁港が地域の交通拠点として位置付けられる場合には、フェリー、定期船、生活用船の施設、及びその用地を計画する。また、観光地にある漁港や遊漁船等の利用が考えられる漁港の場合には、観光船や遊漁船等の発着バース、親水施設等を計画する等、あらゆる観点からの検討が必要である。</p>	<p>3.3.4 地域振興を考慮した総合的な計画(p.34)</p> <p>計画を立てるに際しては、漁船や漁業から要請される漁港施設の規模、配置だけを考えるのではなく、漁港で働く人、漁港を訪れる人、漁村に住む人のための施設を考慮するとともに、地域振興にとって何が必要かを十分検討する必要がある。</p> <p>例えば、背後の漁業集落が狭隘で十分な用地が無い場合には、漁港整備にあわせて広場、公園、駐車場、各種公共施設の用地の整備を計画する。離島等漁港が地域の交通拠点として位置付けられる場合には、フェリー、定期船、生活用船の施設、及びその用地を計画する。また、観光地にある漁港や遊漁船等の利用が考えられる漁港の場合には、観光船や遊漁船等の発着バース、親水施設等を計画する等、あらゆる観点からの検討が必要である。</p>	<p>基本的な考え方は現行のままとするが、事例は漁業集落の「広場、公園、駐車場」より、来訪者を呼び込む「直売所や食堂」に付随した、「駐車場、広場、公園」の事例に修正する。</p>
<p>2.3.3 防災・減災を考慮した計画</p> <p>(1)防波堤と防潮堤による多重防護の活用</p> <p>一般の震災では、漁港の防波堤があることで、漁港背後の津波浸水深の低下や津波流速の低減など、背後地域に対</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>する被害減災効果が多数見受けられたことから、漁業地域の防災・減災対策の実施にあたっては、こうした漁港施設が有する減災効果を含め、漁業地域の防災・減災対策について総合的に検討を行うことが必要である。</p> <p>具体的には、漁港漁村の中には、こうした多重防護を活用することで、津波に対して防災・減災対策を効率的かつ効果的に進めることができる場合があり、このような地域では積極的に多重防護を活用した防災・減災対策に取り組むことが重要である。</p> <p>なお、防波堤と防潮堤による多重防護とは、防波堤によって堤外地の水産関連施設や漁船等の減災を図るとともに、防波堤と防潮堤を組み合わせて堤内地の人命・財産等の防災・減災を図ることである。</p> <p>(2)津波からの避難</p> <p>1)津波避難の考え方</p> <p>素早く避難することが、最も有効で重要な津波からの避難対策である。漁港施設用地の多くは堤外地にある。ここにいる人々は、津波に対して漁港内にある防潮堤の陸側の用地等（以下、「堤内地」という。）にいる人々の安全度に比べ、かなり低位にあり、その安全度は無に等しい。このため、少なくとも短時間のうちに堤内地と同等の安全度を有する場所へ避難誘導する必要がある、迅速かつ安全に避難できる避難ルートの設定が重要となる。</p> <p>避難計画策定にあたっては、より早く、より高く、より遠くへ、さらに避難途中で標高が下がらないような避難ルートを確認することを原則とする。</p> <p>多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれが高いこと等から、避難は原則として徒歩によるものとする。</p> <p>なお、道路渋滞の可能性が低く、避難場所まで距離があり、なおかつ徒歩での移動に時間を要する場合においても、まずは、周辺の荷さばき施設の屋上やビル等を津波避難誘導施設として活用することで、徒歩での避難について最優先に検討する。その上で、徒歩避難が困難で、車による避難がやむを得ない場合に限り、自動車等</p>		<p>防災・減災機能に、津波からの人の避難を「漁港の津波避難に関するガイドライン（津波避難誘導デッキの計画・設計）【暫定版】平成26年6月 漁港の津波避難に関する専門部会」より記述する。</p>

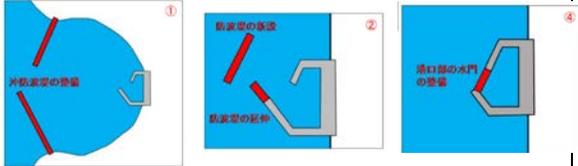
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>による避難の可能性及びルールについて、自動車による避難のリスクを十分に考慮した上で検討する。</p>  <p>図 漁港の避難の原則</p> <p>2)津波避難のルートの設定</p> <p>漁港の津波避難ルートは、目標避難時間内に、漁港内の各エリアから堤内地の避難場所等安全が確保できる場所へ移動できるように設定する。</p> <p>漁港の津波避難ルートの設定にあたっては、漁港の特性や地域の特性を踏まえた上で、安全性が高く、避難場所まで最も短時間で到達できるルートを次の手順で設定する。</p> <p>1)基本条件の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用状況の把握 ②地理的条件の把握 ③地域防災計画の把握 <p>2)避難条件の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①漁港エリア別最多利用状況の検討 ②津波到達時間の設定 ③過去の津波避難における課題の抽出 <p>3)利用者の意見を取り入れた計画策定</p> <p>4)避難ルートの設定</p> <p>(3)災害時のオープンスペースとしての活用</p> <p>地域防災計画等に位置づけられた防災上重要な漁港（防災拠点漁港）においては、建屋の整備されていない既存漁港施設用地（野積場、漁具保管修理施設用地（漁具干場）、駐車場、漁港環境整備用地等）をオープンスペースとして、避難地や緊急物資の一時保管・仕分け用地として活用できるように、計画しておくべきである。</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>「臨海部防災拠点マニュアル【改訂版】平成28年3月」より引用。</p> <p>① 漁港周辺住民等の避難地 大規模災害時に火災や建築物の倒壊等の2次被害を回避するために、当該オープンスペースから発災時に速やかに移動できる範囲（半径2km程度）の人数に対して、1～2㎡/人を確保する。</p> <p>② 緊急物資の一時保管・仕分け用地 緊急物資の一時保管・仕分けは、各地域で地域防災計画等において設定した防災倉庫等の屋内で行われるべきであり、当該倉庫が被災して使えない場合や、想定を超える緊急物資が一度に輸送された場合の緊急的な対応として、一時的に利用されることを想定している。</p>		
<p>2.3.4 既存ストックを活用した計画 漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用を検討する際に、検討対象施設を抽出する手法のポイントは以下の通りである。</p> <p>① 各漁港に整備されている機能施設の利用状況の変化を表す指標として、陸揚量と利用漁船隻数を用いる。</p> <p>② 前述の指標を組合せ、縦軸に利用状況の変化率。横軸に最終整備年からの経過年数を取り、機能施設の利用状況と老朽化状況の分布を可視化する。</p> <p>③ 象限分布の結果を踏まえ、各施設の地理的な分布をみることで、より詳細に再編方針を検討することが可能となる。</p> <p>④ 既存ストックの有効活用は、漁港機能の再編などにより漁港施設に有効活用の余地が生じた場合に検討するものであり、地域振興等に資する活用方法等に関し基本方針を議論・整理する。</p> <p>漁港がプレジャーボートを受け入れ、海洋性レクリエーションの場となることにより、来訪者を呼び込み、地元水産物を用いたレストランが開業するなど、地域活性化を図ることができた漁村が数多くある。一方、プレジャーボートの漁港利用が時として、不法係留や廃船など漁業活動の支</p>	<p>3.3.5 多目的利用を考慮した計画(p.35)</p>	

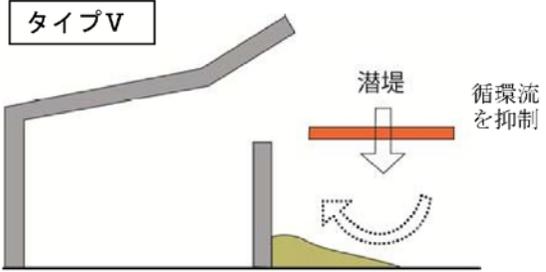
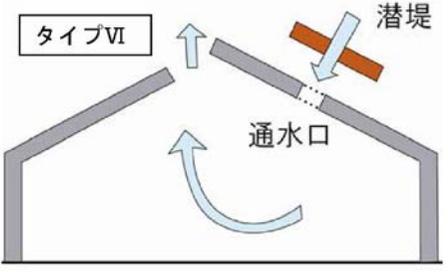
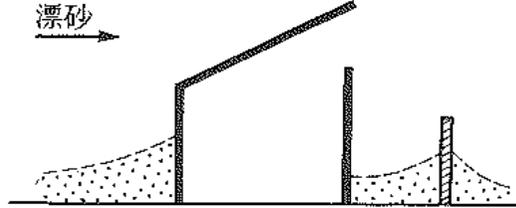
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由												
<p>障となる場合がある。</p> <p>漁港は、漁業根拠地であり、漁港活動を円滑にするため岸壁、防波堤、漁港施設用地が整備されてきた。</p> <p>このため、プレジャーボート受入れにあたっては、漁業活動に支障がないか確認する必要がある。</p> <p>水域、係留施設、漁港施設用地などの既存ストックを養殖業やプレジャーボートの係留に活用する方法として、以下の方法が考えられる。</p> <p>水域・係留施設、用地の養殖施設、プレジャーボート係留への活用</p> <table border="1" data-bbox="192 531 766 759"> <thead> <tr> <th></th> <th>養殖施設</th> <th>プレジャーボート係留</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水域</td> <td>・泊地の養殖水面としての利用</td> <td>・護岸を活用したPB係留</td> </tr> <tr> <td>係留</td> <td>・養殖施設の係留施設への設置</td> <td>・係留施設へのプレジャーボート係留</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>・陸上養殖施設の整備</td> <td>・プレジャーボートの陸上保管</td> </tr> </tbody> </table>		養殖施設	プレジャーボート係留	水域	・泊地の養殖水面としての利用	・護岸を活用したPB係留	係留	・養殖施設の係留施設への設置	・係留施設へのプレジャーボート係留	用地	・陸上養殖施設の整備	・プレジャーボートの陸上保管		
	養殖施設	プレジャーボート係留												
水域	・泊地の養殖水面としての利用	・護岸を活用したPB係留												
係留	・養殖施設の係留施設への設置	・係留施設へのプレジャーボート係留												
用地	・陸上養殖施設の整備	・プレジャーボートの陸上保管												
<p>2.3.5 環境に配慮した計画</p> <p>(1) 快適な就労環境の整備</p> <p>漁港は生産の場であるが、同時に多くの人々が働く労働の場であり、生活の場である。漁業は自然を相手とする苛酷な産業であり、高齢化や後継者不足に悩まされている一方で、女性の進出が目立ってきているが、漁業というものを魅力あるものに変えていくためには、より快適で、より人間に優しい就労環境の整備を行っていくことが必要である。このため、漁港計画を立案するに際しては、ただ単に生産のための施設整備を考えるだけでなく、漁港により快適な環境を創出するために、集落排水施設等の整備による衛生環境の改善や、防風・防暑・防雪施設や浮棧橋の整備による就労環境の改善を検討すべきである。</p>	<p>3.3.6 環境に配慮した計画(p.35)</p> <p>(1) 快適な就労環境の整備</p> <p>漁港は生産の場であるが、同時に多くの人々が働く労働の場であり、休憩の場である。漁業は自然を相手とする苛酷な産業であり、後継者不足に悩まされている一方で、女性の進出が目立ってきているが、漁業というものを魅力あるものに変えていくためには、より快適で、より人間に優しい就労環境の整備を行っていくことが必要である。このため、漁港計画を立案するに際しては、ただ単に生産のための施設整備を考えるだけでなく、漁港により快適な環境を創出するための施設（例えば緑地、休憩所等）を計画的に整備していくことを検討すべきである。</p>	<p>現行では、「緑地や休憩所」を事例として、漁港を「休息の場」としているが、「集落排水施設等の整備による衛生環境の改善」を事例にして、「生活の場」に修正する。後継者不足に「高齢化」を加え、「防風・防暑・防雪施設や浮棧橋の整備による就労環境の改善」を追加した。</p>												
<p>削 除</p>	<p>(2) 潤いのある地域景観の整備</p> <p>漁港は漁村のシンボリックな公共施設として、漁村の地域景観の重要な部分を担っている。漁港計画を検討するにあたっては、ただ単に安価で壊れなければいいという経済性のみを考慮した施設</p>	<p>地域景観への配慮は必要だが、検討に際しての配慮事項として特別に記載するまでのことではないと判断し、「環境に配慮した計画」の説明として、「潤いのある地域景観の整備」についての</p>												

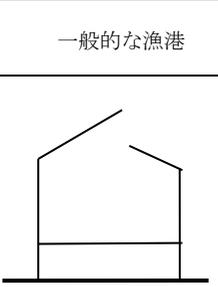
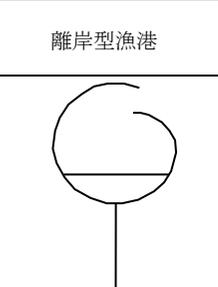
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	計画を行うのではなく、周囲の景観とも調和し、地域の特色を生かしたデザインや色彩感があふれ材質にも考慮した施設計画を立案すべきである。そのためには漁港を含めた地域の景観整備についての検討が不可欠である。	記述は削除する。
<p>(2) 環境変化の緩和</p> <p>漁港の建設は、多かれ少なかれ周辺環境に影響を与えている。例えば、漂砂海岸における漁港周辺海岸の汀線変化、防波堤建設や埋立による藻場の喪失や、漁場、生物生息環境の変化、潮流の変化による湾内水質への影響等である。</p> <p>これからの漁港計画においては、漁港建設が周辺環境に与える影響について事前に十分把握しておくとともに、環境保全型構造物の配置等環境変化を緩和するための対策を検討し計画に反映すべきである</p>	<p>(3) 環境変化の緩和</p> <p>漁港の建設は、多かれ少なかれ周辺環境に影響を与えている。例えば、漂砂海岸における漁港周辺海岸の汀線変化、防波堤建設や埋立による藻場の喪失や、漁場、生物生息環境の変化、潮流の変化による湾内水質への影響等である。</p> <p>これからの漁港計画においては、漁港建設が周辺環境に与える影響について事前に十分把握しておくとともに、環境保全型構造物の配置等環境変化を緩和するための対策を検討し計画に反映すべきである</p>	
2.3.6 機能保全計画		
<p>これまでの水産基盤施設の維持管理・更新等は、主要構造形式が無筋コンクリートであることや新規・改良による整備が主であったため、問題が顕在化してから対策を講じる事後保全の考え方が浸透している。他方、水産基盤施設には水産物の生産、漁船の係留や水産物の陸揚げ等漁業活動の拠点としての機能以外にも、地域住民の生活基盤、消費者ニーズに対応した水産物の高度衛生管理、藻場造成等による環境調和、海洋性レクリエーション等の交流拠点や災害時における防災拠点といった多様な機能が求められている。これら機能の発揮を持続していくためには、予防保全の考え方にに基づき適切に施設の維持管理・更新等を実施していく必要がある。計画に当たっては、対象施設の老朽化状況を把握し、対象施設の適正な維持管理に留意する必要がある。</p>		
	<p>3.3.7 補助の有無にこだわらない計画づくり(p.36)</p> <p>各種施設の整備手法としては、補助事業、融資事業、地方単独事業等があるが、補助事業にこだわる結果として計画が矮小化されるのは好ましいことではなく、財源状況を考慮しつつも、望ましい計画の策定を心がける必要がある。</p>	<p>基本的な考え方は現行のままとするが、補助事業、融資事業、地方単独事業のほか、交付金事業が含まれていないので交付金事業を加える。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由																						
第Ⅱ編 漁港施設の計画	第Ⅱ編 漁港施設の計画（p.37）																							
第1章 計画に必要な調査		「第Ⅰ編 第2章 港別計画 1.計画に必要な調査」の内容が具体的な調査内容であることから、ここに移行する。																						
<p style="text-align: center;">表 I -2-1 漁港の背後条件に関する調査項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災計画</td> <td></td> <td>・地域防災計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関連計画</td> <td>全国計画</td> <td>・国土のランドデザイン ・経済計画</td> </tr> <tr> <td>地域計画</td> <td>・ブロック計画 ・都道府県計画 ・市町村計画</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	小分類	調査項目	防災計画		・地域防災計画	関連計画	全国計画	・国土のランドデザイン ・経済計画	地域計画	・ブロック計画 ・都道府県計画 ・市町村計画	<p style="text-align: center;">表 I -2-1 漁港の背後条件に関する調査項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関連計画</td> <td>全国計画</td> <td>・国土のデザイン計画 ・経済計画 ・マリノベーション構想</td> </tr> <tr> <td>地域計画</td> <td>・ブロック計画 ・都道府県計画 ・市町村計画</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	小分類	調査項目				関連計画	全国計画	・国土のデザイン計画 ・経済計画 ・マリノベーション構想	地域計画	・ブロック計画 ・都道府県計画 ・市町村計画	<p>記述内容については、基本的には現行のままとするが、大分類として「防災計画」を設け、「地域防災計画」を加筆する。</p> <p>計画名が古いので、表 I -2-1 漁港の背後条件に関する調査項目のうち、全国計画の中の「全国総合開発計画」を「国土のランドデザイン」に修正し、「マリノベーション構想」を削除する。</p>
大分類	小分類	調査項目																						
防災計画		・地域防災計画																						
関連計画	全国計画	・国土のランドデザイン ・経済計画																						
	地域計画	・ブロック計画 ・都道府県計画 ・市町村計画																						
大分類	小分類	調査項目																						
関連計画	全国計画	・国土のデザイン計画 ・経済計画 ・マリノベーション構想																						
	地域計画	・ブロック計画 ・都道府県計画 ・市町村計画																						
<p style="text-align: center;">表 I -2-3 自然条件に関する調査項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海象</td> <td>副振動</td> <td>・発生頻度 ・波向、波高、周期</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>・発生頻度 ・津波高 ・浸水範囲</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	小分類	調査項目	海象	副振動	・発生頻度 ・波向、波高、周期	津波	・発生頻度 ・津波高 ・浸水範囲	<p style="text-align: center;">表 I -2-3 自然条件に関する調査項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海象</td> <td>津波、静振</td> <td>・発生頻度 ・波向、波高、周期</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	小分類	調査項目	海象	津波、静振	・発生頻度 ・波向、波高、周期	<p>海象条件の中に、「静振」と「津波」を分け、「津波」に「発生頻度」、「津波高」、「浸水範囲」を加筆する。「静振」は一般的に普及している語句「副振動」に修正する。</p>								
大分類	小分類	調査項目																						
海象	副振動	・発生頻度 ・波向、波高、周期																						
	津波	・発生頻度 ・津波高 ・浸水範囲																						
大分類	小分類	調査項目																						
海象	津波、静振	・発生頻度 ・波向、波高、周期																						
第2章 主要な漁港施設の計画	第1章 主要な漁港施設の計画(p.38)																							
1. 外郭施設(防波堤)	1. 外郭施設(防波堤)(p.38)																							
1.1 概説	1.1 概説(p.38)																							
1.2 波浪対策	1.2 波浪対策(p.39)																							
1.2.1 防波堤の配置	1.2.1 防波堤の配置(p.39)																							
1.2.2 港口部	1.2.2 港口部(p.42)																							
<p>1.3 津波対策</p> <p>防波堤や防潮堤による多重防護の対策は、津波低減効果の発現特性を十分に勘案した上で検討することが重要である。</p> <p>対策の実施にあたっては、来襲する津波の特性（方向、周期）や漁港の位置、する地形、規模及び形状によって、</p>		<p>東日本大震災の被害状況を考慮して、「1.3 津波対策」として、多重防護の考え方を追記する。</p>																						

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>防波堤による津波低減効果が大きく変化することを踏まえ、津波シミュレーション等によってその効果の程度を確認し、対策を検討することが重要である。</p> <p>具体的な対策としては、①沖防波堤の整備、②防波堤の新設・延伸、③港口部の水門の整備、などの計画が考えられる。</p>  <p>図 多重防護の対策のイメージ</p>		
<p>1.4 漂砂対策</p>	<p>1.3 漂砂対策(p.45)</p>	
<p>1.4.1 防波堤及び防砂堤の配置</p> <p>外洋性の砂浜海岸に位置する多くの小規模な漁港は、水深5m～6m以浅の比較的浅いところに港口部を有しており、砕波帯における活発な漂砂の影響を受けやすい。</p> <p>このため、しばしば港口や航路に砂が堆積し、漁船の安全な航行水深確保のため維持浚渫を余儀なくされている。一方、ダム建設、河川改修等による河川からの流送土砂の減少をはじめとする供給土砂の減少をはじめとする供給土砂の減少、及び構造物の建設による漂砂の連続的な流れの遮断が原因となって、砂浜海岸の侵食が問題となっている。</p> <p>従って、漂砂海岸での漁港建設にあたっては、事前に漂砂調査を実施し、外郭施設建設に伴う海浜変形、港口埋没現象等を予測し、建設費及び維持浚渫費を含めたトータルコストが最小になるよう、また周辺環境にできるだけ影響がないよう外郭施設の配置計画、施工手順等を決定する必要がある。</p> <p>漂砂対策を検討する場合には、漁港の漂砂メカニズムについて考える必要がある。(図Ⅱ-1-9)</p>	<p>1.3.1 防波堤及び防砂堤の配置(p.45)</p> <p>外洋性の砂浜海岸に位置する多くの小規模な漁港は、水深5m～6m以浅の比較的浅いところに港口部を有しており、砕波帯における活発な漂砂の影響を受けやすい。</p> <p>このため、しばしば港口や航路に砂が堆積し、漁船の安全な航行水深確保のため維持浚渫を余儀なくされている。一方、ダム建設、河川改修等による河川からの流送土砂の減少をはじめとする供給土砂の減少をはじめとする供給土砂の減少、及び構造物の建設による漂砂の連続的な流れの遮断が原因となって、砂浜海岸の侵食が問題となっている。</p> <p>従って、漂砂海岸での漁港建設にあたっては、事前に漂砂調査を実施し、外郭施設建設に伴う海浜変形、港口埋没現象等を予測し、建設費及び維持浚渫費を含めたトータルコストが最小になるよう、また周辺環境にできるだけ影響がないよう外郭施設の配置計画、施工手順等を決定する必要がある。</p> <p>漂砂対策を検討する場合には、沿岸流、海浜循環流、波による港口流入について考える必要がある。(図Ⅱ-1-9)</p>	<p>漂砂対策については「航路・泊地埋没対策ガイドライン 平成26年3月 水産庁漁港漁場整備部」が出版され、現行の記述では古い記述になるので、漂砂メカニズム、漁港の埋没パターン、要因別の対策工について追記する。</p>

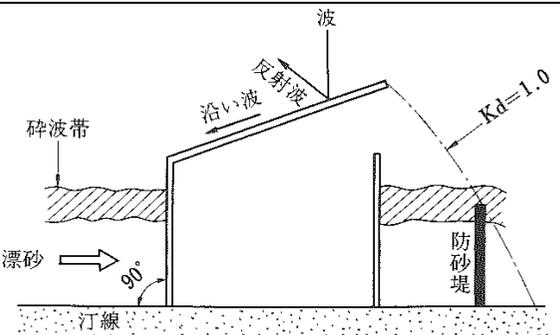
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<div data-bbox="215 165 745 531" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="300 576 665 600">図Ⅱ-1-9 漁港の漂砂メカニズム</p> <p data-bbox="208 612 542 636">要因別の対策工は次の通りである。</p> <p data-bbox="188 649 757 751">タイプⅠ～Ⅳの対策工は、波により発生する循環留などの流れを制御して、港内に漂砂が流入しないように制御する対策工法である。</p> <p data-bbox="188 762 465 786">タイプⅠ：（間口縮小タイプ）</p> <p data-bbox="188 799 754 863">埋没の原因となる漂砂の流入を防ぐために流入口を狭くする対策</p> <p data-bbox="188 876 488 900">タイプⅡ：（循環流対策タイプ）</p> <p data-bbox="208 912 640 936">漂砂の流入をもたらす循環留を遮断する対策</p> <p data-bbox="188 949 465 973">タイプⅢ：（島堤接続タイプ）</p> <p data-bbox="215 986 757 1050">島堤と陸側の防波堤を接続し島堤背後の静穏域への漂砂の流入を防ぐ対策</p> <p data-bbox="188 1062 488 1086">タイプⅣ：（防波堤延伸タイプ）</p> <p data-bbox="208 1099 725 1123">流砂の流入を防ぐために沖側に防波堤を延伸する対策</p> <div data-bbox="264 1139 719 1422" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="235 1437 707 1461">図Ⅱ-1-11 対策工（構造物）の基本タイプ</p>	<div data-bbox="835 209 1330 475" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="909 537 1296 561">図Ⅱ-1-9 港口、航路埋没の模式図</p> <p data-bbox="779 574 1050 598">① 沿岸流による漂砂の対策</p> <p data-bbox="779 611 1411 751">沿岸流とそれによる漂砂は砕波帯内で顕著になるので、港口は比較的出現頻度の高い高波浪時の砕波帯の外に計画することが適切であり、できれば港口水深は、移動限界水深を越えることが望ましい。</p> <p data-bbox="779 762 1411 865">また、港口の埋塞を防止するために、漂砂の上手側海岸あるいは防波堤沿いに防砂突堤や離岸堤を設置し、沿岸漂砂を補足することが有効な対策となる（図Ⅱ-1-10）。</p> <div data-bbox="792 882 1357 1203" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="898 1214 1308 1238">図Ⅱ-1-10 漂砂上手側の漂砂対策例</p> <p data-bbox="779 1251 1093 1275">② 海浜循環流による漂砂の対策</p> <p data-bbox="779 1287 1411 1390">主防波堤の遮蔽域では、波高分布に起因する港口に向かう海浜循環流が発達し、それに伴う漂砂により港口、航路の埋塞が生じる。</p> <p data-bbox="779 1401 1411 1465">漁港の外郭施設の配置を検討する際には、この海浜循環流の制御が重要な課題である。</p>	

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>このほかに、潜堤設置タイプや海水交換タイプがある。</p> <p>タイプV：（潜堤設置タイプ）</p> <p>沖合に潜堤を設置することにより、水位を上昇させ、岸向きの流れを発生させることで、漂砂を制御する</p>  <p>図Ⅱ-1-12 新たな対策工法（潜堤設置タイプ）</p> <p>タイプVI：（海水交換タイプ）</p> <p>港外に潜堤を設置するとともに海水交換のための通水口を設け、港内外の水位差によって港内流動を制御する</p>  <p>図Ⅱ-1-13 新たな対策工法（海水交換タイプ）</p> <p>漂砂対策としては、これまで述べてきたような防波堤を砂移動の少ない沖側まで伸ばす方法の他に、最近ではあらかじめ漁港を漂砂移動の比較的少ない沖合に人工島形式で建設し、橋梁により連絡する離岸型漁港が計画されるようになってきた。離岸型漁港と従来型漁港の比較を表Ⅱ-1-1に示す。</p>	<p>対策としては、主防波堤をかぶせすぎないことが肝要である。</p> <p>また、副防波堤のさらに下手側に防砂堤を設けて、この海浜循環流を制御することも有効な対策である。この場合、防砂堤は、最多・最強方向の波の主防波堤による回折係数が1.0となる付近に設置する（図Ⅱ-1-11）。</p>  <p>図Ⅱ-1-11 漂砂下手側の漂砂対策例</p> <p>③ 波による港口流入砂の対策</p> <p>港口からの波による流入砂量は、おおそ波高の2～3乗に比例して、また水深に反比例して増大する。このため、港口を水深が浅くなることにより、港口流入砂量の増大を招くので、沿岸流及び海浜循環流による漂砂によって、港口水深が浅くならないようにすることが重要である。</p> <p>また、あらかじめ流入砂量が維持浚渫で対処できる程度に少なくなる水深に港口を計画することやサンドバイパス工により漂砂を下手側に流す方法などが有効である。</p> <p>このことから、漂砂海岸に漁港を建設する際の防波堤、防砂堤等の代表的な配置例を図Ⅱ-1-12に示す。</p>	

新		旧（平成4年度改訂版）	変更理由
表Ⅱ-1-1 一般的な漁港と離岸型漁港の比較			
平面図			
漂砂問題	港内埋没する可能性が高く、周辺海岸部で堆積、侵食が生じる場合が多い。	港内埋没はかなり低減できるが、島の大きさと離岸距離によっては、島の背後で顕著な堆積を生じる可能性がある。	
周辺海岸への影響	沿岸流とそれに伴う漂砂を遮断することにより、顕著な海浜変形を引き起こす可能性がある。	背後の静穏域に堆積が生じるものの流れは遮断しないので、周辺海岸の大規模な海浜変形は避けられる。	
港内静穏度	埋没により静穏度は悪くなる可能性がある。	泊地が沖合になる分、波の影響を受けやすいが、埋没の影響は少ない。	
漁船の操船性	埋没により港口で砕波しやすくなり、入出港が危険になる場合がある。	砕波帯より沖に港口が出ることにより入出港が容易になる。	
建設工期	離岸型に比べ建設工期は短い、埋没により供用開始が遅れる可能性がある。	水深が深い沖合に建設することで建設工期は長くなる。	
建設費	防波堤の初期建設費が少ない。漁港を常に使用可能とするためには、最終的に事業費がかさむ可能性がある。	水深が深い沖合に建設することで、建設費は高くなる。	
維持浚渫費	維持浚渫費が膨大になる可能性がある。	維持浚渫費は少なく済む。	
その他		背後水域を養殖、釣り、マリンレジャー等に有効に活用できる。	

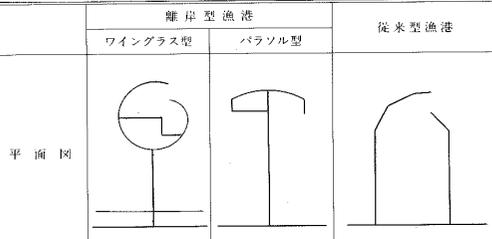
図Ⅱ-1-1 2 漂砂海岸の防波堤・防砂堤の配置例

漂砂対策としては、これまで述べてきたような防波堤を砂移動の少ない沖側まで伸ばす方法の他に、最近ではあらかじめ漁港を漂砂移動の比較的少ない沖合に人工島形式で建設し、橋梁により連絡する離岸型漁港が計画されるようになってきた。離岸型漁港と従来型漁港の比較を表Ⅱ-1-1に示す。

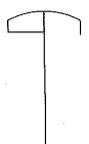
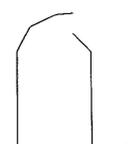


図Ⅱ-1-1 2 漂砂海岸の防波堤・防砂堤の配置例

表Ⅱ-1-1 離岸型漁港と従来型漁港の比較



表Ⅱ-1-1 離岸型漁港と従来型漁港の比較

	離岸型漁港		従来型漁港
	ワイングラス型	パラソル型	
平面図			
漂砂問題	港内埋没はかなり低減できるが、島の大きさと離岸距離によっては、島の背後で顕著な堆積を生じる可能性がある。	港内埋没はかなり低減できるが、島の大きさと離岸距離によっては、島の背後で顕著な堆積を生じる可能性がある。	港内埋没する可能性が高く、周辺海岸部で、堆積、侵食が生じる場合が多い。
周辺海岸への影響	背後の静穏域に堆積を生じるものの、流れは遮断しないので、周辺海岸の大規模な海浜変形は避けられる。	背後の静穏域に堆積を生じるものの、流れは遮断しないので、周辺海岸の大規模な海浜変形は避けられる。	沿岸流とそれに伴う漂砂を遮断することにより、顕著な海浜変形を引き起こす可能性がある。
港内静穏度	パラソル型の方が静穏度は高い。	パラソル型の方が静穏度は高い。	埋没により悪くなる可能性がある。
漁船の操船性	パラソル型は横波を受け、ややむずかしい。	パラソル型は横波を受け、ややむずかしい。	埋没により港口で砕波しやすくなり、入出港が危険になる場合がある。
建設工期	連絡橋の建設など従来型に比べて長い。	連絡橋の建設など従来型に比べて長い。	離岸型に比べて短い、埋没により供用開始が遅れる可能性がある。
建設費	連絡橋の建設費など漁港規模の割には、建設費が高い。ただし、同水深の漁港を従来型で建設するよりは有利である。	連絡橋の建設費など漁港規模の割には、建設費が高い。ただし、同水深の漁港を従来型で建設するよりは有利である。	防波堤の初期建設費が少ない。漁港を常に使用可能とするためには、最終的に事業費がかさむ可能性がある。
その他	背後水域を養殖、釣り、マリンレジャー等に有効に活用できる。		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由												
<p>効に活用できる。</p> <p>離岸型漁港の計画に当たっては、漁港の大きさと離岸距離によっては背後の静穏域に海浜循環流と、それによる砂の堆積を生じたり、周辺海浜の侵食を引き起こす恐れもあるので、漂砂シミュレーション等の十分な事前の検討が必要である。</p> <p>漂砂シミュレーション等を行う際の検討波浪には、以下の波浪があり、シミュレーションの短期予測、長期予測に応じた検討波浪を選択して用いる。</p> <p>静穏度向上のために、外郭施設（防波堤）を整備する場合、外郭施設の背後に静穏域が形成され、漂砂が堆積する恐れがある。沿岸漂砂海岸では、静穏度検討と同時に漂砂シミュレーションを実施することが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">表 検討波浪の適用</p> <table border="1" data-bbox="190 715 757 1058"> <thead> <tr> <th></th> <th>定義</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー平均波</td> <td>方向性及び周波数スペクトルと一成分波の波高のエネルギーが等しいとして算出した波高</td> <td>堆砂を目的とした離岸堤や人工リーフの設計時</td> </tr> <tr> <td>常時波高</td> <td>年数回程度来襲する波で、1年確率波や年間発生上位5波平均の波高</td> <td>侵食対策の離岸堤や人工リーフの設計時に用いる</td> </tr> <tr> <td>激浪波高</td> <td>30年確率波</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		定義	適用	エネルギー平均波	方向性及び周波数スペクトルと一成分波の波高のエネルギーが等しいとして算出した波高	堆砂を目的とした離岸堤や人工リーフの設計時	常時波高	年数回程度来襲する波で、1年確率波や年間発生上位5波平均の波高	侵食対策の離岸堤や人工リーフの設計時に用いる	激浪波高	30年確率波			
	定義	適用												
エネルギー平均波	方向性及び周波数スペクトルと一成分波の波高のエネルギーが等しいとして算出した波高	堆砂を目的とした離岸堤や人工リーフの設計時												
常時波高	年数回程度来襲する波で、1年確率波や年間発生上位5波平均の波高	侵食対策の離岸堤や人工リーフの設計時に用いる												
激浪波高	30年確率波													
1.4.2 その他の留意事項(p.52)	1.3.2 その他の留意事項(p.50)													
2. 水域施設	2. 水域施設 (p.50)													
2.1 航路	2.1 航路 (p.50)													
2.1.1 概説	2.1.1 概説 (p.50)													
2.1.2 航路法線	2.1.2 航路法線 (p.51)													
<p>2.1.3 航路幅員</p> <p>航路の幅員は、対象漁船の大きさ、通行量及び地形、波浪、流れ等の自然条件等を考慮し、漁港毎の実情に応じて決定する。なお、漁船が専ら利用している漁港の航路の幅</p>	<p>2.1.3 航路幅員(p.52)</p> <p>航路の幅員は、対象漁船の大きさ、通行量及び地形、波浪、流れ等の自然条件等を考慮し、漁港毎の実情に応じて決定する。なお、漁船が専ら利用している漁港の航路の幅員に関する実態調査</p>	<p>全国調査を実施した結果、設置位置に特殊な事情（サロマ湖漁港、田名漁港）がある場合や、航路の静穏度が十分に確保されていない事情（出雲崎漁港）がある漁港に限られていたので、記載は現</p>												

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>員に関する実態調査によれば、航路幅は、おおよそ表Ⅱ-1-2、図Ⅱ-1-14,15のようになっており、実情の把握が困難な場合等においては、これを計画幅員とすることも一つの考えである。</p> <p>最大漁船の船幅で航行幅が決定される場合には、小型漁船のために沖防波堤等の設置により航路及び泊地の静穏度の確保を図る必要がある。また、漁業種類によっては多数の漁船が短時間に集中して入出港する場合がありますので、航路幅の設定に当たっては配慮する必要がある。また、波や流れがある場合には、幅員は広く設定することが望ましい。</p> <p>特別な場合として、深淺海岸、リーフ等に囲まれた漁港における航路の解剖については、航路に流れを生じさせないように航路幅を設定する必要がある。</p>	<p>によれば、航路幅は、おおよそ表Ⅱ-1-2、図Ⅱ-1-14,15のようになっており、実情の把握が困難な場合等においては、これを計画幅員とすることも一つの考えである。</p> <p>最大漁船の船幅で航行幅が決定される場合には、小型漁船のために沖防波堤等の設置により航路及び泊地の静穏度の確保を図る必要がある。また、漁業種類によっては多数の漁船が短時間に集中して入出港する場合がありますので、航路幅の設定に当たっては配慮する必要がある。また、波や流れがある場合には、幅員は広く設定することが望ましい。</p> <p>特別な場合として、深淺海岸、リーフ等に囲まれた漁港における航路の解剖については、航路に流れを生じさせないように航路幅を設定する必要がある。</p>	<p>行のままとする。</p>
<p>2.1.4 航路水深</p> <p>航路においては、最大吃水の船舶が支障なく航行できるだけの水深が確保されていなければならない。航路の水深は、泊地内の最大水深を確保するとともに、波による船体の動揺、トリム、航行による船体の沈下等に対する余裕を加えた深さとしなければならない。</p> <p>漁港・漁場の施設の設計参考図書では、航路の水深は標準的には次式のように定めることとされている。</p> <p style="padding-left: 2em;">航路水深＝航路を航行する最大漁船の吃水＋余裕</p> <p>ここに、余裕として</p> <p style="padding-left: 2em;">海底の地盤が硬質地盤の場合 1.0m 以上</p> <p style="padding-left: 2em;">海底の地盤が軟質地盤の場合 1.0m</p> <p>注) 上記により難しい場合は、必要に応じ波による船の振動、船のトリム、伏航、海底地盤、操船の難易等について検討を加え、別途の余裕値を求めるものとする。</p> <p>をとる。海底が硬質地盤であるとき余裕水深を大きくするのは、船体が海底に接触すると事故が発生する恐れがあるので、十分な余裕が必要なためである。</p> <p>また、荒天時において小型船が入出港を必要とする場合の余裕水深は、出漁限界波高の2/3程度を見込んでよい。</p>	<p>2.1.4 航路水深(p.53)</p> <p>航路においては、最大吃水の船舶が支障なく航行できるだけの水深が確保されていなければならない。航路の水深は、泊地内の最大水深を確保するとともに、波による船体の動揺、トリム、航行による船体の沈下等に対する余裕を加えた深さとしなければならない。</p> <p>漁港構造物標準設計法では、航路の水深は標準的には次式のように定めることとされている。</p> <p style="padding-left: 2em;">航路水深＝航路を航行する最大漁船の吃水＋余裕</p> <p>ここに、余裕として</p> <p style="padding-left: 2em;">海底の地盤が硬質地盤の場合 1.0m 以上</p> <p style="padding-left: 2em;">海底の地盤が軟質地盤の場合 1.0m</p> <p>注) 上記により難しい場合は、必要に応じ波による船の振動、船のトリム、伏航、海底地盤、操船の難易等について検討を加え、別途の余裕値を求めるものとする。</p> <p>をとる。海底が硬質地盤であるとき余裕水深を大きくするのは、船体が海底に接触すると事故が発生する恐れがあるので、十分な余裕が必要なためである。</p>	<p>「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」p 631の「また、荒天時において小型船が入出港を必要とする場合の余裕水深は、出漁限界波高の2/3程度を見込んでよい。」「なお、航路の計画推水深は0.5mごとで表示する。」を加筆する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由																														
なお、航路の計画水深は0.5mごとで表示する。																																
2.2 泊地	2.2 泊地(p.54)																															
2.2.1 概説	2.2.1 概説(p.54)																															
<p>2.2.2 泊地面積の算定</p> <p>水域施設は、係留施設への漁船の横付け、または縦付け等の利用状況や船回し等の漁船の操船方法を考慮し、必要な係留水面や操船水面を十分確保するように設定しなければならない。</p> <p>(1)係留水面</p> <p>① 横付けの場合</p> <p>陸揚用、準備用係船岸前面の所要泊地面積は、漁船が横付けするものとして算定する。</p> <p>② 縦付けの場合</p> <p>休けい用係船岸前面の所要泊地面積は、漁船が縦付けするものとして算定する。ただし、漁船の大型化に伴い、泊地の形状やいかりがかりの方法、漁業種類の特性によって漁船を横付けできない理由が明確にある場合は、横づけで所要延長の算定を行うことができる。</p>	<p>2.2.2 泊地面積の算定(p.54)</p> <p>水域施設は、係留施設への漁船の横付け、または縦付け等の利用状況や船回し等の漁船の操船方法を考慮し、必要な係留水面や操船水面を十分確保するように設定しなければならない。</p> <p>(1)係留水面</p> <p>① 横付けの場合</p> <p>陸揚用、準備用係船岸前面の所要泊地面積は、漁船が横付けするものとして算定する。</p> <p>② 縦付けの場合</p> <p>休けい用係船岸前面の所要泊地面積は、漁船が縦付けするものとして算定する。</p>	<p>全国調査をした結果、漁船の大型化に伴い、泊地の形状やいかりがかりの方法、漁業種類の特性によって、漁船を縦づけできない事例があったので、横づけで所要延長の算定ができる場合を明記する。</p>																														
<p>2.3 水域施設の静穏度</p> <p>休けい岸壁の使用を検討する場合、基本的に30年確率波を用いることを原則とするが、荒天時に漁船を陸揚げしたり、他漁港等へ避難させるなどの対応が想定される漁港の場合はこの限りではなく、利用実態等を踏まえ、適切に対象来襲波浪の設定を行ってもよい。</p> <p>表II-1-3 係留施設・水域施設の使用可能な最大波高</p> <table border="1" data-bbox="190 1134 750 1430"> <thead> <tr> <th>けい船岸、泊地の水深</th> <th>－3.0m未満</th> <th>－3.0m以上</th> <th rowspan="2">対象来襲波浪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航路が使用可能な最大波高</td> <td>0.90m</td> <td>1.20m</td> <td rowspan="2">出漁限界波高</td> </tr> <tr> <td>陸揚、準備が可能な最大波高</td> <td>0.30m</td> <td>0.40m</td> </tr> <tr> <td>休けい岸壁の使用が可能な最大波高</td> <td>0.40m</td> <td>0.50m</td> <td>30年確率波程度</td> </tr> </tbody> </table>	けい船岸、泊地の水深	－3.0m未満	－3.0m以上	対象来襲波浪	航路が使用可能な最大波高	0.90m	1.20m	出漁限界波高	陸揚、準備が可能な最大波高	0.30m	0.40m	休けい岸壁の使用が可能な最大波高	0.40m	0.50m	30年確率波程度	<p>2.3 水域施設の静穏度(p.59)</p> <p>表II-1-3 係留施設・水域施設の使用可能な最大波高</p> <table border="1" data-bbox="781 951 1400 1334"> <thead> <tr> <th>係船岸、泊地の水深</th> <th>－3.0m未満</th> <th>－3.0m以上</th> <th>対象来襲波浪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航路が使用可能な最大波高</td> <td>0.90m</td> <td>1.20m</td> <td rowspan="2">出漁限界波高</td> </tr> <tr> <td>陸揚、準備が可能な最大波高</td> <td>0.30m</td> <td>0.40m</td> </tr> <tr> <td>休けい岸壁の使用が可能な最大波高</td> <td>0.40m</td> <td>0.50m</td> <td>避難港：30年確率波程度 その他：1年確率波程度</td> </tr> </tbody> </table>	係船岸、泊地の水深	－3.0m未満	－3.0m以上	対象来襲波浪	航路が使用可能な最大波高	0.90m	1.20m	出漁限界波高	陸揚、準備が可能な最大波高	0.30m	0.40m	休けい岸壁の使用が可能な最大波高	0.40m	0.50m	避難港：30年確率波程度 その他：1年確率波程度	<p>「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」p629の休けい岸壁の対象来襲波浪との整合を図り、30年確率波程度に修正する。</p> <p>全国調査した結果、「漁港・漁場の施設の設計参考図書」のP.629の表7-1-1の注記を記載すれば、上架や避難の基準となる波浪を対象来襲波浪として設定すれば、北海道開発局の波高別波浪出現頻度分布以外は網羅していることとなるので注記を追記する。</p>
けい船岸、泊地の水深	－3.0m未満	－3.0m以上	対象来襲波浪																													
航路が使用可能な最大波高	0.90m	1.20m		出漁限界波高																												
陸揚、準備が可能な最大波高	0.30m	0.40m																														
休けい岸壁の使用が可能な最大波高	0.40m	0.50m	30年確率波程度																													
係船岸、泊地の水深	－3.0m未満	－3.0m以上	対象来襲波浪																													
航路が使用可能な最大波高	0.90m	1.20m	出漁限界波高																													
陸揚、準備が可能な最大波高	0.30m	0.40m																														
休けい岸壁の使用が可能な最大波高	0.40m	0.50m	避難港：30年確率波程度 その他：1年確率波程度																													

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>出漁限界波高の設定にあつては、漁業者等にヒアリングを実施し、波浪観測データとの整合性や、波浪・強風警報や注意報との整合性を確認した上で設定する。</p> <p>航路水深や係留施設の計画水深は最大漁船で決定されるが、静穏度は係船岸・泊地の水深で決定される。</p>		
<p>3. 係留施設</p>	<p>3. 係留施設(p.60)</p>	
<p>3.1 係船岸</p>	<p>3.1 係船岸(p.60)</p>	
<p>3.1.1 概説</p> <p>係留施設とは、船を横付けまたは縦付けして、漁獲物の陸揚げ、漁業生産用資材の積み降し等の作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保等を行うために、水際に築造する施設をいう。けい留施設には、岸壁、物揚場等のけい船岸のほか、けい船浮標、けい船杭、船揚場が含まれている。</p> <p>漁港では、係船岸のうち、干潮時において前面に3.0m以上の水深を有するものを岸壁といい、3.0m未満の水深を有するものを物揚場とよんでいる。</p> <p>漁港の係船岸はその利用目的によって</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 陸揚用（専ら漁船からの陸揚に使用されるもの） ② 準備用（専ら氷、燃油、漁具、漁業用資材等を積み込むために使用されるもの） ③ 休けい用（漁船により出漁と出漁の間に使用されるもの） ④ 避難用（台風など異常荒天時に使用されるもの） ⑤ 蓄養・養殖用（蓄養された魚介類の陸揚のために使用される係船岸及び養殖業で諸作業（飼料運搬、養殖施設の修理等）のために使用される係船岸） <p>等に大きく分けることができる。</p> <p>全ての漁港でこれら全ての係船岸が必要なわけではない。機能分担、機能集約、漁港利用の形態等を踏まえた上で係船岸の計画を策定すべきである。</p> <p>一般に、漁港においては、時期的にまたは時間的に利用が集中することが多く、また大小の漁船が輻湊するので、係船岸等の計画に当たっては、漁船が安全かつ円滑に利用できるよう留意するものとする。また、陸揚用係船岸が必要な場合、利用しやすい天端高にする必要がある。</p>	<p>3.1.1 概説(p.60)</p> <p>係留施設とは、船を横付けまたは縦付けして、漁獲物の陸揚げ、漁業生産用資材の積み卸し等の作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保等を行うために、水際に築造する施設をいう。係留施設には、岸壁、物揚場等の係船岸のほか、係船浮標、係船杭、船揚場が含まれている。</p> <p>漁港では、係船岸のうち、干潮時において前面に3.0m以上の水深を有するものを岸壁といい、3.0m未満の水深を有するものを物揚場とよんでいる。</p> <p>漁港の係船岸はその利用目的によって</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 陸揚用（専ら漁船からの陸揚に使用されるもの） ② 準備用（専ら氷、燃油、漁具、漁業用資材等を積み込むために使用されるもの） ③ 休けい用（漁船により出漁と出漁の間に使用されるもの） ④ 避難用（台風など異常荒天時に使用されるもの） ⑤ 蓄養・養殖用（蓄養された魚介類の陸揚のために使用される係船岸及び養殖業で諸作業（飼料運搬、養殖施設の修理等）のために使用される係船岸） <p>等に大きく分けることができる。</p> <p>全ての漁港でこれら全ての係船岸が必要なわけではない。機能分担、漁港利用の形態等を踏まえた上で係船岸の計画を策定すべきである。</p> <p>一般に、漁港においては、時期的にまたは時間的に利用が集中することが多く、また大小の漁船が輻湊するので、係船岸等の計画に当たっては、漁船が安全かつ円滑に利用できるよう留意するものとする。また、陸揚用係船岸が必要な場合、利用しやすい天端高にする必要がある。</p>	<p>「積み卸し」を「積み降し」に修正する。</p> <p>機能分担のほかに、「機能集約」を加筆する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
な場合、利用しやすい天端高にする必要がある。		
<p>3.1.2 係船岸の所要延長</p> <p>漁港の利用は、季節的、時間的な変動が大きく、また、漁業資源自体も大きな変動を伴っており、計画をする際には、これらの変動要因を十分見込んでおく必要がある。係船岸の計画においては、一般的には標準的な利用状態として以下のような1日（標準日）当たりの利用船の隻数を算定の基準としているが、算定あたっては、漁港間の機能分担を考慮する必要がある。</p> <p>① 陸揚用</p> <p>直近3ケ年のうち最も陸揚量の多かった連続する2ケ月間から、1日当たりの陸揚量が大きいものを第1位～第10位まで選び出し、その10日間の陸揚漁船隻数の平均（N）</p> <p>② 準備用、休けい用</p> <p>直近3ケ年のうち利用漁船隻数が最も多かった連続する2ケ月間から、1日当たりの利用隻数が大きいものを第1位～第10位まで選び出し、その利用船隻数の平均（N'またはn）。なお、利用漁船には荒天時の利用及び漁業活動を伴わない利用に係る漁船は含まない。</p> <p>(3) 休けい用岸壁</p> <p>休けい用岸壁とは、漁船の係船のために使用される岸壁（漁具、食料等の積み込みなども行う）であって、通常縦付けで利用される。所要延長の算定は水深別に行い、次式を用いる。</p> $\text{所要延長} = \sum n \cdot B$ <p>ここに n：1日当たり係留隻数 B：1隻当たり縦付け所要バース長＝船幅＋余裕</p> <p>ただし、漁船の大型化に伴い、泊地の形状やいかりがかりの方法、漁業種類の特性によって漁船を横づけできない理由が明確にある場合は、横付けで所要延長の算定を行うことができる。</p>	<p>3.1.2 係船岸の所要延長(p.61)</p> <p>漁港の利用は、季節的、時間的な変動が大きく、また、漁業資源自体も大きな変動を伴っており、計画をする際には、これらの変動要因を十分見込んでおく必要がある。係船岸の計画においては、一般的には標準的な利用状態として以下のような1日（標準日）当たりの利用船の隻数を算定の基準としているが、算定あたっては、漁港間の機能分担を考慮する必要がある。</p> <p>① 陸揚用</p> <p>3年間のうち最も陸揚量の多かった連続する2ケ月間から、1日当たりの陸揚量が大きいものを第1位～第10位まで選び出し、その10日間の陸揚漁船隻数の平均（N）</p> <p>② 準備用、休けい用</p> <p>3年間のうち利用漁船隻数が最も多かった連続する2ケ月間から、1日当たりの利用隻数が大きいものを第1位～第10位まで選び出し、その利用船隻数の平均（N'またはn）。なお、利用漁船には荒天時の利用及び漁業活動を伴わない利用に係る漁船は含まない。</p> <p>(3) 休けい用岸壁</p> <p>休けい用岸壁とは、漁船の係船のために使用される岸壁（漁具、食料等の積み込みなども行う）であって、通常縦付けで利用される。所要延長の算定は水深別に行い、次式を用いる。</p> $\text{所要延長} = \sum n \cdot B$ <p>ここに n：1日当たり係留隻数 B：1隻当たり縦付け所要バース長＝船幅＋余裕</p>	<p>どの3年間か不明なので、「直近」を追記する。</p> <p>全国調査を実施した結果、漁船の大型化に伴い、泊地の形状やいかりがかりの方法、漁船種類の特性によって、漁船を縦づけできない事例があったので、横づけで所要延長の算定ができる場合を明記する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
3.1.3 係船岸計画の考え方	3.1.3 係船岸計画の考え方(p.64)	
<p>3.1.4 係船岸の充足率</p> <p>(1)係船岸充足率</p> <p>係船岸の充足率とは、必要とする岸壁の延長に対して、現在使用可能な岸壁の延長が、どの程度あるのかということパーセントで表示したもので、係船岸の使用目的別（陸揚、準備、休けい）、水深別に次の式を用いて算定する。</p> $\text{係船岸充足率(\%)} = \frac{(\text{所要延長}) - (\text{不足延長})}{(\text{所要延長})} \times 100$ <p>不足延長 (m) = 所要延長 (m) - 使用可能な延長 (m)</p> <p>ただし、充足率の算定は、水深の深い岸壁の使用可能延長が所要延長に比べ大きい場合には、余り分をより水深の浅い岸壁の使用可能延長にまわす操作を行う。また、船揚場を利用する漁船は対象から除く。</p> <p>また、休けい岸壁をやむを得ない状況（水域の確保等）で横付け係留ことがある。このとき、陸揚、準備、休けいを兼ねて利用することが効率的となることもある。このような場合、複数の利用を兼ねた充足率の算定をすることある。</p> <p>(2)安全係船岸充足率</p> <p>安全岸係船岸充足率とは、荒天時に必要とされる係船岸の延長に対して、安全に使用できる係船岸の延長が、どの程度あるかをパーセントで表示したものである。</p> <p>安全性については、風、波、流れ等を総合的にとらえる必要があるが、計数化が難しいので、波に対する静穏度で代表させることとし、使用可能な最大波高以下となるけい船岸の延長を安全なけい船岸とみなすものとする。</p> <p>通常、安全けい船岸は、陸揚・準備用に対しては出漁限界波高、休けい用に対しては30年確率波高が来襲した時にも安全に使用可能な延長の割合を示し、陸揚用、準備用、休けい用のそれぞれに対して下式を用いて算定する。</p>	<p>3.1.4 係船岸の充足率(p.67)</p> <p>(1)係船岸充足率</p> <p>係船岸の充足率とは、必要とする岸壁の延長に対して、現在使用可能な岸壁の延長が、どの程度あるのかということパーセントで表示したもので、係船岸の使用目的別（陸揚、準備、休けい）、水深別に次の式を用いて算定する。</p> $\text{係船岸充足率(\%)} = \frac{(\text{所要延長}) - (\text{不足延長})}{(\text{所要延長})} \times 100$ <p>不足延長 (m) = 所要延長 (m) - 使用可能な延長 (m)</p> <p>ただし、充足率の算定は、水深の深い岸壁の使用可能延長が所要延長に比べ大きい場合には、余り分をより水深の浅い岸壁の使用可能延長にまわす操作を行う。また、船揚場を利用する漁船は対象から除く。</p> <p>(2)安全係船岸充足率</p> <p>安全岸係船岸充足率とは、荒天時に必要とされる係船岸の延長に対して、安全に使用できる避難用係船岸の延長が、どの程度あるかをパーセントで表示したものである。安全係船岸充足率には想定する荒天時の程度により、常時及び平時（異常荒天時以外を想定）の2種類が考えられる。</p> <p>安全性については、風、波、流れ等を総合的にとらえる必要があるが、計数化が難しいので、波に対する静穏度で代表させることとし、前面波高40cm以下となる係船岸の延長を安全な係船岸とみなすものとする。</p> <p>通常、避難用係船岸としては、休けい用係船岸を利用するため、分子、分母とも休けい用係船岸に関する数値を用いるのが簡便である。</p> $\text{安全に使用可能な避難用係船岸延長} \\ \text{安全係船岸充足率(\%)} = \frac{\text{安全に使用可能な避難用係船岸延長}}{\text{所要の避難用係船岸延長}} \times 100$	<p>9次計画等の長期計画策定時には、常時（どんな場合にでもという意味で施設の設計に用いられる30年確率波）と平時（通常の荒天時という意味で1年確率波程度）の場合の静穏度充足率を計算したが、「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」では休けいの対象波浪は30年確率波となっている。また、係留施設・水域施設の使用可能な最大波高は、係船施設・泊地の水深や利用目的によって異なっているため、「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」との整合を図り修正する。けい船岸、泊地の水深によって、使用可能波高は40cmと限らないので、「40cm」を「使用可能な最大波高」に修正する。</p> <p>安全けい船岸充足率は、休けいけい船岸に限ったものではないので、「避難用係船岸」は削除して、各々の係船岸について安全係船岸充足率を算定するように修正する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
$\text{安全係船岸充足率(\%)} = \frac{\text{安全に使用可能な各々の係船岸延長}}{\text{所要の各々の係船岸延長}} \times 100$		
3.2 船揚場	3.2 船揚場(p.68)	
3.2.1 概説	3.2.1 概説(p.68)	
3.2.2 所要規模の算定	3.2.2 所要規模の算定(p.70)	
3.2.3 船揚場計画の考え方	3.2.3 船揚場計画の考え方(p.71)	
4. 輸送施設	4. 輸送施設(p.72)	
4.1 概説	4.1 概説(p.72)	
4.2 道路	4.2 道路(p.72)	
4.2.1 概説	4.2.1 概説(p.72)	
4.2.2 漁港道路の計画の手順	4.2.2 漁港道路の計画の手順(p.74)	
4.2.3 荷さばき所背後の道路(陸揚量が多い漁港の場合) 図Ⅱ-1-31では、積み込み場は10.0m～13.0mの幅員で荷さばき所用地の中に入れているが、これは、トラックが縦付けで漁獲物の搬出を行う場合であり、積み込みは荷さばき所作業の一環として考えるのが適当であることから、荷さばき所用地のなかで所要の幅員を確保している車両の大きさやウイング車など横付けタイプの場合は、積み込み場の幅員を適切に決める必要がある。	4.2.3 荷捌所背後の道路(陸揚量が多い漁港の場合)(p.75) 図表一覧のp76 図Ⅱ-1-31 荷捌所背後の道路の幅員構成の例を参照。 積み込み場は10.0m～13.0mの幅員で荷捌所用地の中に入れているが、これは、通常漁獲物の搬出に当たってトラックが縦付けになるのが普通であること、また、積み込みは荷捌所作業の一環として考えるのが適当であることから、荷捌所用地のなかで所要の幅員を確保している。	荷捌所背後の道路の幅員構成の例(表Ⅱ-1-31)の幅員構成の確認。(出典が不明なので、事例を差し換え。) また、「積み込み場は10.0～13.0mの幅員で荷さばき所用地の中に入れているが、これは、通常漁獲物の搬出に当たってトラックが縦付けになるのが普通であること・・・」となっているが、ウイング車などの横から積み込む車両もあるので記述内容を修正。また、記述箇所は荷捌所に移行する。
4.2.4 漁港の施設間を結ぶ道路	4.2.4 漁港の施設間を結ぶ道路(p.77)	
4.3 駐車場	4.3 駐車場(p.77)	
4.3.1 概説	4.3.1 概説(p.77)	
4.3.2 駐車場の規模の決定 災害発生時には、一時避難スペースや緊急避難資材の置き場として活用できるように、配置・規模を設定しておくことも必要である。	4.3.2 駐車場の規模の決定(p.77)	災害発生時の活用についても追記しておく。
4.4 ヘリポート	4.4 ヘリポート(p.78)	
4.4.1 概説 ヘリポートは、中高級の生鮮魚介類を産地から消費地に輸送するための施設である。近年、高鮮度魚に対する需要の増大から、生鮮魚介類の航空輸送は増加している。漁港にヘリポートを設置するには、周辺地域が好漁場に恵まれているにもかかわらず、輸送条件に大きなハンデキャップ	4.4.1 概説(p.78) ヘリポートは、中高級の生鮮魚介類を産地から消費地に輸送するための施設である。近年、高鮮度魚に対する需要の増大から、生鮮魚介類の航空輸送は増加している。漁港にヘリポートを設置するには、周辺地域が好漁場に恵まれているにもかかわらず、輸送条件に大きなハンデキャップを負っているため、その生産力が	生鮮魚介類を産地から消費地に運ぶためにヘリコプターを使用している実例がないが、漁港の第3条施設として輸送施設の中に「ヘリポート」があるので、文章を簡潔にして記述する。

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>を負っているため、その生産力が十分に発揮されていない離島や辺地において、輸送条件を飛躍的に改善し、地域経済の発展を図ろうとするものである。</p> <p>更に、災害や海難事故等の救援活動への対応、並びに魚群探査や漁場監視業務にもヘリコプターは極めて有効であり、これらの用途の需要にも対処する必要がある。</p>	<p>十分に発揮されていない離島や辺地において、輸送条件を飛躍的に改善し、地域経済の発展を図ろうとするものである。</p> <p>また、これらの地域における栽培漁業の振興の上で、拠点の種苗センターから各漁港まで大量の中間育成用種苗を輸送したり、卵や産卵親魚を拠点の種苗センターに輸送する必要がある。</p> <p>更に、災害や海難事故等の救援活動への対応、並びに魚群探査や漁場監視業務にもヘリコプターは極めて有効であり、これらの用途の需要にも対処する必要がある。</p>	<p>ヘリコプターによって、拠点の種苗センターから各漁港まで大量の中間育成用種苗を輸送したり、卵や産卵親魚を拠点の種苗センターに輸送する事例がないので、削除する。</p>
<p>4.4.2 ヘリポートの配置</p> <p>ヘリポートの計画に当たっては、ヘリポートが航空法により飛行場の一種として規定されており、航空法に基づく正式のヘリポートとして認可をとっておくのが望ましい。なお、航空法に基づかない「場外離着陸場」として設置することもできるが、この施設を使用する際には、航空法第79条により、あらかじめ国土交通大臣の許可をとらなければならない。</p> <p>なお、設置に関しては、他人の利益を著しく害することのないようにしなければならない。（「公聴会を開き、利害関係を有するものに意見を述べる機会を与えなければならない」航空法施行規則 80条）</p>	<p>4.4.2 ヘリポートの配置(p.78)</p> <p>ヘリポートの計画に当たっては、ヘリポートが航空法により飛行場の一種として規定されており、航空法に基づく正式のヘリポートとして認可をとっておくのが望ましい。なお、航空法に基づかない「場外離着陸場」として設置することもできるが、この施設を使用する際には、航空法第79条により、あらかじめ運輸大臣の許可をとらなければならない。</p> <p>ヘリポートの配置に当たっては、次の点に留意しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヘリコプターの離着陸に支障となる物件がなく、騒音などによる公害が問題とならないこと。 ② 航空交通の安全確保のため、既存のヘリポート、空港に設定された滞空旋回圏と重ならないこと。 ③ 出発、進入経路上に空地、水路など適当な不時着場が確保されること。 ④ 農務、海霧、スモッグなどの発生しにくい場所とすること。 <p>なお、設置に関しては、他人の利益を著しく害することのないようにしなければならない。（「公聴会を開き、利害関係を有するものに意見を述べる機会を与えなければならない」規則 80条）</p>	<p>生鮮魚介類を産地から消費地に運ぶためにヘリコプターを使用している事例がないので、許可の必要性は記述するが、留意点については削除する。</p> <p>運輸大臣を国土交通大臣に修正する。</p> <p>「規則」という表記も「航空法施行規則」に修正する。</p>
<p>5. 漁港環境整備施設</p>	<p>5. 漁港環境整備施設(p.79)</p>	
<p>5.1 概説</p> <p>ここでは、緑地、安全情報伝達施設、その他の施設について記述する。</p>	<p>5.1 概説(p.79)</p> <p>ここでは、緑地、親水施設、ゴミ処理施設、安全情報伝達施設、その他の施設について記述する。</p>	<p>「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」や「漁港漁場関係事業事務必携」と整合性を合わせて、緑地、安全情報伝達施設、その他の施設について記述する。</p>
<p>5.2 緑地</p> <p>緑地は、広場公園緑地、防風・防潮緑地、緩衝緑地及び風致緑地の4種類に大別され、修景機能や、防風・防潮機能、緩衝機能、緑陰形成機能等がある。</p>	<p>5.2 緑地(p.79)</p> <p>緑地は、広場公園緑地、防風・防潮緑地、沿道緑地、修景緑地、緩衝緑地及び風致緑地の6種類に大別され、修景機能をはじめとして、防風・防潮機能、緩衝機能、緑陰形成機能等がある。</p>	<p>「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」と整合性を合わせて、沿道緑地と修景緑地は削除する。</p> <p>緑地は、以下のように4種類に大別される。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
		(1)広場公園緑地 (2)防風・防潮緑地 (3)緩衝緑地 (4)風致緑地
<p>5.2.1 広場公園緑地</p> <p>平常時は漁港を利用する人々の休憩、軽易な運動など、災害時はオープンスペースとして活用する総合的機能を持つ緑地である。原則、次の事項を考慮する。</p> <p>① 安全性、快適性が確保されていること ② アクセスが安全で容易であること</p>	<p>5.2.1 広場公園緑地(p.80)</p> <p>計画上考慮すべき事項は下記のことが考えられる。</p> <p>① 安全性、快適性が確保されていること ② アクセスが安全で容易であること ③ 利用者の質に応じた施設を配置すること</p>	<p>スペースとして「漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版)」と整合性を合わせて、「災害時のオープンスペース」を加筆し、「③利用者の質に応じた施設を配置すること」を削除する。</p>
<p>5.2.2 防風・防潮緑地</p> <p>防風・防潮・防砂・防雪を目的として防護する地域の風上、海側などに整備する緑地である。防風・防潮植栽は、漁業集落における風対策として有効で風向きを変えるか、風速を減衰させることにより、強風を防ぎ、同時に、海風中の塩分を除去し、背後の施設を防護しようとするものである。また、高潮・津波に対しては、漂流物（漁船、養殖用いかだなど）の移動阻止、波の流速低下と破壊力減少、跳波による破壊防止などの機能がある。従って、この防風・防潮緑地の計画の主眼は樹林の幅と、耐潮性のある樹種の選定におかれる。ただし、植栽を単独で設けた場合、海水の侵入は阻止できないし、大きな高潮、津波にはおのずと限界があるので、防潮堤などの防潮施設と併用を検討することが望ましい。</p> <p>植物を利用する防風林などでは、防風効果からみて適する密閉度は、60～70%程度の密閉度を有するとの前提で、経験的な目安として、一般には間隔1.5～2.0mの正三角形植えが行われている。樹列は、20～30m程度あれば望ましいが、新しく防風施設を設置する場合、有利な立地条件がなければ現実的でないので、幅10m程度（3～5列植え）が一般的となっている。特に砂地に対する定着のため、同程度の豆科植物を混植すること多い。また、活着率の高い低規格の樹木植栽でも機能が発揮され、景観に変化を与えるなどの利点から緑地を築山状に造成するなどの工夫を検討することが望ましい。</p>	<p>5.2.2 防風・防潮緑地(p.80)</p> <p>防風・防潮緑地は、漁港における風対策として有効であり、風向を変えたり、風速を減衰させることにより、強風を防ぎ、同時に、海風中の塩分を除去し、背後の施設を防護しようとするものである。従って、この防風・防潮緑地の計画の主眼は樹林の幅と、耐潮性のある樹種の選定におかれる。</p> <p>一般に防風効果の及ぶ範囲は、風上側に対し樹高の6～10倍、風下側に対して25～30倍にまで及ぶ。最も効果の現れるのは、風下側について樹高の3～5倍付近で、風速が35%程度に落ちる。</p> <p>防風効果を期待する植栽方法としては、間隔1.5～2.0mの正三角形植え、樹列は5～7列植えとし、10～20mの幅が望ましい。樹高は大きい程枝が疎になり、透過率が大きくなるから、植栽幅を広くする必要がある。また、樹林帯の長さは少なくとも樹高の12倍以上とする。</p>	<p>「漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版)」と整合性を合わせて、「防風・防潮・防砂・防雪を目的として防護する地域の風上、海側などに整備する緑地である。」に修正する。</p> <p>記述の根拠が、図Ⅱ-1-34 幅の狭い林帯の風速減少率(地上1m付近)、表Ⅱ-1-5 防風林による風速の低減なので、最新データであるか確認する。</p> <p>漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版) p.687 と整合性を合わせて修正する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
削除する。	5.2.3 沿道緑地(p.82)	「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」と整合性を合わせて、沿道緑地は削除する。
削除する。	5.2.4 修景緑地(p.82)	「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」と整合性を合わせて、修景緑地は削除する。
<p>5.2.3 緩衝緑地</p> <p>緩衝緑地は、騒音、排気ガス、悪臭などの緩和などを目的として道路沿いに整備する緑地である。</p> <p>この緑地は、ある程度まとまった規模で配置することが望ましく、立木密度、配列方法、樹種、樹高、枝葉密度等を考慮して、樹林帯幅を計画する必要がある。</p>	<p>5.2.5 緩衝緑地(p.83)</p> <p>緩衝緑地は、漁港における諸活動によって発生する騒音、排気ガス、悪臭等を防止、緩和するため、漁港と背後集落を遮断する緑地である。</p> <p>この緑地は、ある程度まとまった規模で配置することが望ましく、立木密度、配列方法、樹種、樹高、枝葉密度等を考慮して、樹林帯幅を計画する必要がある。</p>	<p>「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」と整合性を合わせて、「騒音、排気ガス、悪臭などの緩和などを目的として道路沿いに整備する緑地である。」に修正する。</p>
<p>5.2.4 風致緑地</p> <p>国立国立公園自然公園内の漁港などで周辺環境との調和を図るために整備する緑地である。</p> <p>国立公園あるいは国立公園区域内で漁港計画を立てる場合、木材の伐採に条件がつけられたり、埋立地の造成に際して、一定の割合の緑地の保存、確保を要求されることがある。また、地方公共団体の条例によっても、緑地の確保が義務づけられることがある。</p> <p>風致景観の優れた地域の漁港においては、以上のように他から規制される場合だけでなく、漁港サイドとしても周辺環境との調和を図っていくことも必要である。</p>	<p>5.2.6 風致緑地(p.83)</p> <p>国立公園あるいは国立公園区域内で漁港計画を樹てる場合、木材の伐採に条件がつけられたり、埋立地の造成に際して、一定割合の緑地の保存、確保を要求されることがある。また、地方公共団体の条例によっても、緑地の確保が義務づけられることがある。</p> <p>風致景観の優れた地域の漁港においては、以上のように他から規制される場合だけでなく、漁港サイドとしても周辺環境との調和を図っていくことも必要である。</p>	<p>「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」と整合性を合わせて、「自然公園内の漁港などで周辺環境との調和を図るために整備する緑地である。」を追記する。</p> <p>「樹」を「立」に修正する。</p>
削除する。	5.3 親水施設(p.84)	「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」や「漁港漁場関係事業事務必携」に合わせて、親水施設は削除する。
その他の施設へ	5.3.1 海浜(p.84)	「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」や「漁港漁場関係事業事務必携」に合わせて、海浜は「その他の施設」へ移動する。
その他の施設へ	5.3.2 遊歩道(p.85)	「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」や「漁港漁場関係事業事務必携」に合わせて、遊歩道は通路として「その他の施設」へ移動する。
削除する。	5.3.3 釣り場(p.85)	「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」や「漁港漁場関係事業事務必携」に合わせて、釣り場は削除する。
削除する。	5.4 ゴミ処理施設(p.86)	「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」や「漁港漁場関係事業事務必携」に合わせて、削除する。
5.3 安全情報伝達施設	5.5 安全情報伝達施設(p.86)	

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>安全情報伝達施設は、津波、地震、高潮、波浪などの情報を地域住民及び来訪者に正確かつ迅速に伝達するための施設であり、漁業地域の防災・減災に資する警報体制、避難体制を整えることが望ましい。</p>	<p>津波、地震、高潮、波浪等による危険が予測される地域の漁港において、親水性施設を計画する際には、本施設を設置し、警報体制、避難体制などを整えることが必要である。</p>	<p>親水性施設が削除されたので、あわせて文章を削除する。</p>
<p>5.4 その他の施設</p> <p>5.4.1 通路</p> <p>通路は、緑地や他の漁港環境施設と合わせて配置・計画することが望ましい。また、通通路の設置に際しては漁業活動への影響及び安全性について十分配置しなくてはならない。</p> <p>5.4.2 照明</p> <p>照明は、事故などの防止、施設利用の向上を目的とするものであり、日没後も人の出入りを禁止しない施設においては照明施設を設置することを原則とし、配置にあたっては以下の点に留意する。</p> <p>① 施設の利用に支障がない位置に配置する。</p> <p>② 海岸に沿って設置する場合には、漁業活動への影響にも配慮して配置する。また、航路の支障とならないように配置する。</p> <p>5.4.3 休憩所・便所</p> <p>休憩所とは、運動・遊戯、散歩などの後の休息のための施設であって、通常、簡易なものである。休憩所を構成する設備は、ベンチ、四阿（東屋）、パーゴラ、日陰棚、水飲み場、洗面所が含まれる。</p> <p>子供や社会的弱者も衛生的で安全かつ快適に利用できるように配置検討することが望ましい。</p> <p>5.4.4 海浜</p> <p>海水浴等の海洋性レクリエーションの場を確保するもので、漁港の建設により、失われた海浜を人工的に他の場所に造成したり、砂浜のない地域において人工的に砂浜を造成しようとするものである。</p> <p>海浜の配置に関する留意事項としては以下の通りである。</p> <p>① 海水浴にも使用する海浜の場合は、漁業活動の妨げにならない位置とする。</p>		<p>「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」や「漁港漁場関係事業事務必携」に合わせると、その他の施設としては、さく、通路、照明、水道、休憩所、便所、海浜、突堤及び離岸堤等の施設となるが、配置計画に関係ある施設として、通路、照明、休憩所・便所、海浜について、簡潔に既述する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>② 水質の良い所にする。</p> <p>③ ロッカー、シャワー、便所、売店等の利便性施設を隣接して配置する。</p> <p>④ 他の環境施設と一体的に配置する。</p> <p>計画に当たっては、後浜はなるべく広くとり、利用しやすいようにするとともに、前面に離岸堤や突堤を設ける場合には、なるべく沖側に設置し、また、天端高を低くするなど圧迫感を与えないようにする。また、周辺の護岸については階段式護岸等により浜へアクセスしやすくするとともに、緑地についても合わせて整備することが望ましい。</p>		
6. 漁港浄化施設	5.6 漁港浄化施設(p.86)	現行では、「漁港浄化施設」は、「5.漁港環境整備施設」に含まれていたが、「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）」や「漁港漁場関係事業事務必携」に合わせて、漁港環境整備施設とは別立てに設ける。
6.1 概説	5.6.1 概説(p.86)	
6.2 排水の種類と発生量	<p>5.6.2 排水の種類と発生量(p.87)</p> <p>(1) 荷さばき所</p> <p>① 洗浄水の発生量：床面積に対して 0.01～0.02 m³/m²程度、</p> <p>② 選別機での使用水：漁獲量に対し 0.2～1.4 m³/トン、</p> <p>③ 陸揚水（まき網）：漁獲量に対し 4～10%（たも網）、フィッシュポンプ 2%</p> <p>④ 船倉水：漁獲量に対し 30～90%、陸揚水+船倉水 0.7 m³/トン（長崎）、0.8 m³/トン（下関）</p> <p>⑤ 排水及び血水の BOD：一般的には 3,000ppm 以下であるが漁場の距離によっては 19,000ppm に達する・・・</p> <p>⑥ 漁船からの排水発生量（表Ⅱ-1-6）</p> <p>(2) 水産加工場</p> <p>① 水産加工排水原単位（日当たり概略値）（表Ⅱ-1-7）</p>	衛生管理対策など、使用する水が増えてきていると思われるので、全国調査を行い、数値の確認、修正を行う。
6.3 排水の処理方法	<p>5.6.3 排水の処理方法(p.90)</p> <p>図表一覧の p91 の表Ⅱ-1-8 排水処理方法を参照。</p>	現状ではそぐわない記述があるので修正。排水処理方法（表Ⅱ-1-8）に記載がある処理方法のほとんどが、別の処理方式に変更されているので修正。
6.4 水産用水基準		
<p>日本の公共水域における水質基準である「環境基本法」は、河川、湖沼、海域すべての公共水域について一律に水質基準を定めている。また、水生生物保護のために定めら</p>		

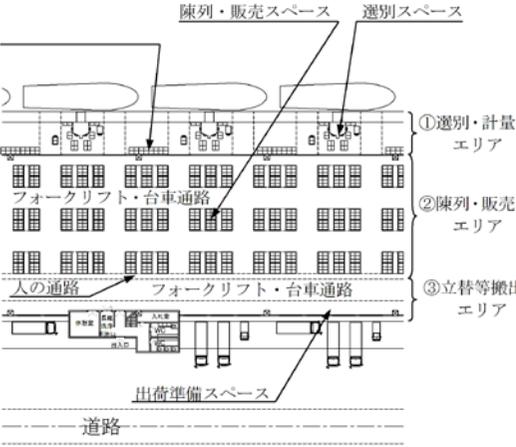
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由																																																																												
<p>れた環境基準が「水産用水基準」であり、泊地内で蓄養や増養殖を行う場合の水質の目安となる。</p> <p style="text-align: center;">表Ⅱ-2-1-9 水産用水基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">河川</th> <th colspan="2">湖沼</th> <th colspan="2">海域</th> </tr> <tr> <th>水産用水基準</th> <th>環境基準</th> <th>水産用水基準</th> <th>環境基準</th> <th>水産用水基準</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>6.7-7.5</td> <td>6.5-8.5：類型A、B、C</td> <td>6.7-7.5</td> <td>6.5-8.5：類型A、B、C</td> <td>7.8-8.4：一般</td> <td>7.8-8.3：類型A、B</td> </tr> <tr> <td>BOD (ng/l以下)</td> <td>3：自然繁殖(一般) 2：自然繁殖(サケ・マス・アユ) 5：成育(一般) 3：成育(サケ・マス・アユ)</td> <td>2：類型A 3：類型B 5：類型C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>COD (ng/l以下)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4：自然繁殖(一般) 2：自然繁殖(サケ・マス・アユ) 5：成育(一般) 3：成育(サケ・マス・アユ)</td> <td>1：類型A 3：類型B 5：類型C</td> <td>1：一般 2：ノリ養殖場</td> <td>2：類型A 3：類型B</td> </tr> <tr> <td>SS (ng/l以下)</td> <td>25：一般 5：人為的</td> <td>25：類型A 25：類型B 50：類型C</td> <td>1.4：サケ・マス・アユ 3.0：藻水性魚類</td> <td>1：類型A 5：類型B 15：類型C</td> <td>2：人為的</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>DO (ng/l以上)</td> <td>6：一般 7：サケ・マス・アユ</td> <td>7.5：類型A 5.0：類型B 5.0：類型C</td> <td>6.0：一般 7.0：サケ・マス・アユ</td> <td>7.5：類型A 7.5：類型A 5.0：類型B</td> <td>6.0：一般 4.3：内湾夏季底層</td> <td>7.5：類型A 5.0：類型B</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数 MPN/100ml以下</td> <td>1,000：一般</td> <td>1,000：類型A 5,000：類型B</td> <td>1,000：一般</td> <td>50：類型A 1,000：類型A</td> <td>1,000：一般 70：生食用カキ</td> <td>1,000：類型A 70：生食用カキ</td> </tr> <tr> <td>全窒素 (ng/l以下)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.2：サケ・アユ 0.6：ワカサギ 1.0：コイ・フナ</td> <td>0.2：類型II 0.6：類型IV 1.0：類型V</td> <td>0.3：水産1種 0.6：水産2種 1.0：水産3種 0.07-0.14以上：ノリ養殖</td> <td>0.3：類型II 0.6：類型III 1.0：類型IV</td> </tr> <tr> <td>全磷 (ng/l以下)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.01：サケ・アユ 0.05：ワカサギ 0.1：コイ・フナ</td> <td>0.01：類型II 0.05：類型IV 0.1：類型V</td> <td>0.03：水産1種 0.05：水産2種 0.09：水産3種 0.007-0.014以上：ノリ養殖</td> <td>0.03：類型II 0.05：類型III 0.09：類型IV</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン抽出物質(油分等)</td> <td>検出されないこと</td> <td>—</td> <td>検出されないこと</td> <td>—</td> <td>検出されないこと</td> <td>検出されないこと：類型A、B</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ーは基準値が設定されていないことを示す。 注2 水産用水基準の海域と環境基準のノリ養殖場水産用水CODはアルカリ法、環境基準の海域・類型BのCODは酸性法による値である。</p>	項目	河川		湖沼		海域		水産用水基準	環境基準	水産用水基準	環境基準	水産用水基準	環境基準	pH	6.7-7.5	6.5-8.5：類型A、B、C	6.7-7.5	6.5-8.5：類型A、B、C	7.8-8.4：一般	7.8-8.3：類型A、B	BOD (ng/l以下)	3：自然繁殖(一般) 2：自然繁殖(サケ・マス・アユ) 5：成育(一般) 3：成育(サケ・マス・アユ)	2：類型A 3：類型B 5：類型C	—	—	—	—	COD (ng/l以下)	—	—	4：自然繁殖(一般) 2：自然繁殖(サケ・マス・アユ) 5：成育(一般) 3：成育(サケ・マス・アユ)	1：類型A 3：類型B 5：類型C	1：一般 2：ノリ養殖場	2：類型A 3：類型B	SS (ng/l以下)	25：一般 5：人為的	25：類型A 25：類型B 50：類型C	1.4：サケ・マス・アユ 3.0：藻水性魚類	1：類型A 5：類型B 15：類型C	2：人為的	—	DO (ng/l以上)	6：一般 7：サケ・マス・アユ	7.5：類型A 5.0：類型B 5.0：類型C	6.0：一般 7.0：サケ・マス・アユ	7.5：類型A 7.5：類型A 5.0：類型B	6.0：一般 4.3：内湾夏季底層	7.5：類型A 5.0：類型B	大腸菌群数 MPN/100ml以下	1,000：一般	1,000：類型A 5,000：類型B	1,000：一般	50：類型A 1,000：類型A	1,000：一般 70：生食用カキ	1,000：類型A 70：生食用カキ	全窒素 (ng/l以下)	—	—	0.2：サケ・アユ 0.6：ワカサギ 1.0：コイ・フナ	0.2：類型II 0.6：類型IV 1.0：類型V	0.3：水産1種 0.6：水産2種 1.0：水産3種 0.07-0.14以上：ノリ養殖	0.3：類型II 0.6：類型III 1.0：類型IV	全磷 (ng/l以下)	—	—	0.01：サケ・アユ 0.05：ワカサギ 0.1：コイ・フナ	0.01：類型II 0.05：類型IV 0.1：類型V	0.03：水産1種 0.05：水産2種 0.09：水産3種 0.007-0.014以上：ノリ養殖	0.03：類型II 0.05：類型III 0.09：類型IV	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	—	検出されないこと	—	検出されないこと	検出されないこと：類型A、B		
項目		河川		湖沼		海域																																																																								
	水産用水基準	環境基準	水産用水基準	環境基準	水産用水基準	環境基準																																																																								
pH	6.7-7.5	6.5-8.5：類型A、B、C	6.7-7.5	6.5-8.5：類型A、B、C	7.8-8.4：一般	7.8-8.3：類型A、B																																																																								
BOD (ng/l以下)	3：自然繁殖(一般) 2：自然繁殖(サケ・マス・アユ) 5：成育(一般) 3：成育(サケ・マス・アユ)	2：類型A 3：類型B 5：類型C	—	—	—	—																																																																								
COD (ng/l以下)	—	—	4：自然繁殖(一般) 2：自然繁殖(サケ・マス・アユ) 5：成育(一般) 3：成育(サケ・マス・アユ)	1：類型A 3：類型B 5：類型C	1：一般 2：ノリ養殖場	2：類型A 3：類型B																																																																								
SS (ng/l以下)	25：一般 5：人為的	25：類型A 25：類型B 50：類型C	1.4：サケ・マス・アユ 3.0：藻水性魚類	1：類型A 5：類型B 15：類型C	2：人為的	—																																																																								
DO (ng/l以上)	6：一般 7：サケ・マス・アユ	7.5：類型A 5.0：類型B 5.0：類型C	6.0：一般 7.0：サケ・マス・アユ	7.5：類型A 7.5：類型A 5.0：類型B	6.0：一般 4.3：内湾夏季底層	7.5：類型A 5.0：類型B																																																																								
大腸菌群数 MPN/100ml以下	1,000：一般	1,000：類型A 5,000：類型B	1,000：一般	50：類型A 1,000：類型A	1,000：一般 70：生食用カキ	1,000：類型A 70：生食用カキ																																																																								
全窒素 (ng/l以下)	—	—	0.2：サケ・アユ 0.6：ワカサギ 1.0：コイ・フナ	0.2：類型II 0.6：類型IV 1.0：類型V	0.3：水産1種 0.6：水産2種 1.0：水産3種 0.07-0.14以上：ノリ養殖	0.3：類型II 0.6：類型III 1.0：類型IV																																																																								
全磷 (ng/l以下)	—	—	0.01：サケ・アユ 0.05：ワカサギ 0.1：コイ・フナ	0.01：類型II 0.05：類型IV 0.1：類型V	0.03：水産1種 0.05：水産2種 0.09：水産3種 0.007-0.014以上：ノリ養殖	0.03：類型II 0.05：類型III 0.09：類型IV																																																																								
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	—	検出されないこと	—	検出されないこと	検出されないこと：類型A、B																																																																								
<p>6.5. 導水施設</p> <p>波浪を利用して、海水を交換する方法は、砕波を利用して港内への1方向流を発生させて海水導入を図り、海水交換を促すものである。構造としては、潜堤付き防波堤がある。</p>	<p>5.6.4 導水施設(p.92)</p>	<p>潜堤付き防波堤等を追記する。</p>																																																																												
<p>第3章 主要な漁港施設用地の計画</p>	<p>第2章 主要な漁港施設用地の計画(p.94)</p>																																																																													
<p>1. 概説</p>	<p>1. 概説(p.94)</p>																																																																													
<p>1.1 漁港施設用地</p> <p>漁港内の用地は、利用計画上、基本的には漁港漁場整備法第3条に定められた漁港施設用地である。そして、漁港関係補助事業により造成されたかどうかで、漁港関係補助事業により取得された用地か、地方単独事業により取得された用地に分類される。ここで、過去においては、漁港施設用地以外の用地でも、漁港関連施設用地のように、漁港</p>	<p>1.1 漁港施設用地(p.94)</p> <p>漁港内の用地は、利用計画上、漁港施設用地、漁港利用調整施設用地、漁港関連施設用地、公用公共施設用地、漁村再開発施設用地、残土処理用地、廃棄物処理用地に分けて考えられる。</p> <p>漁港施設用地とは、漁業活動に供される漁港内の用地であって、漁港法第3条に掲げる漁港施設の用地である。また、漁港施設以外の用地であって、当該漁港の管理、運営に密接に関連し、かつ</p>	<p>平成25年2月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知の漁港施設用地利用計画策定要領に基づき、「漁港関連施設用地、公用・公共用施設用地、漁村再開発施設用地、残土処理用地、廃棄物処理用地」の説明を削除する。</p> <p>漁港施設用地並びに漁港関連施設用地等の区分(表Ⅱ-2-1)からも、「漁港関連施設用地、公用・公共用施設用地、漁村再開発</p>																																																																												

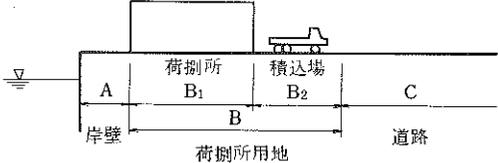
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由									
<p>関係補助事業で整備された経緯があるため、漁港施設用地以外の地方単独事業による用地も存在している。</p> <p style="text-align: center;">表Ⅱ-2-1 漁港内の用地</p> <table border="1" data-bbox="190 264 748 759"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用地の意義</th> <th>利用上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助用地</td> <td>漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地で国庫補助事業で造成するもの</td> <td>漁港施設に限り、地方公共団体、漁協、漁連の利用に限る。土地利用計画は策定し、売却はできない。</td> </tr> <tr> <td>単独用地</td> <td>漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地であって地方単独事業で造成するもの</td> <td>漁港施設に限る。土地利用計画は策定し、売却はできない。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	用地の意義	利用上の制限	補助用地	漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地で国庫補助事業で造成するもの	漁港施設に限り、地方公共団体、漁協、漁連の利用に限る。土地利用計画は策定し、売却はできない。	単独用地	漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地であって地方単独事業で造成するもの	漁港施設に限る。土地利用計画は策定し、売却はできない。	<p>必要な施設、例えば水産業共同組合事務所、流通加工団地等のための敷地は、漁港関連施設と呼ばれる。</p> <p>この他、公用公共施設用地は、漁港所在地の市町村等が必要とする公共施設—学校、公民館、庁舎等—用地として利用される。</p> <p>漁村再開発施設用地は、漁村集落の生活環境改善等のために必要な施設—分譲住宅、商業施設等—用地として利用されるものである。</p> <p>残土処理用地は、しゅんせつ残土により埋立造成された土地、廃棄物処理用地は、水産廃棄物等により埋立造成された土地である。</p> <p>漁港利用調整施設用地は、漁船と遊漁船等との利用を調整するための施設用地である。</p> <p>これら施設用地を区分したのが表Ⅱ-2-1である。また、その配置図例を図Ⅱ-2-1に示す。</p> <p>表Ⅱ-2-1 漁港施設用地並びに漁港関連施設用地等の区分、図Ⅱ-2-1 漁港施設用地等配置図例を参照。</p>	<p>施設用地、残土処理用地、廃棄物処理用地」の説明を削除する。</p> <p>（参考）漁港施設用地利用計画策定要領 第2 利用計画の策定</p> <p>漁港管理者は、漁港区域内の次に掲げる用地に関する利用計画を策定するものとする。</p> <p>1 特定漁港漁場整備事業その他の漁港関係国庫補助事業、農山漁村地域整備交付金その他の交付金による漁港施設の整備事業又は日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）に基づく無利子貸付金による融資事業（以下「漁港関係補助事業」という。）により取得された、又は取得される漁港施設用地</p> <p>2 地方単独事業（水産業協同組合が実施する事業を含む。以下同じ。）により取得された、又は取得される漁港施設用地</p>
区分	用地の意義	利用上の制限									
補助用地	漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地で国庫補助事業で造成するもの	漁港施設に限り、地方公共団体、漁協、漁連の利用に限る。土地利用計画は策定し、売却はできない。									
単独用地	漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地であって地方単独事業で造成するもの	漁港施設に限る。土地利用計画は策定し、売却はできない。									
<p style="text-align: center;">削 除</p>	<p>用地の区分</p> <p>利用計画の計画区域内の用地については、次により区分するものとする。この場合において、第1線用地の幅はおおむね50メートル以下（大規模漁港等で認められる場合にあつては、おおむね100メートル以下）とする。</p> <p>第1線用地 岸壁、物揚場、船揚場等係留施設の背後用地及びその背後の道路（係留施設と背後地の間に道路を設ける場合は、当該道路を含む）</p> <p>第2線用地 第1線用地から次の道路までの背後地</p> <p>第3線用地 第2線用地から次の道路までの背後地</p> <p>第4線用地 第3線用地の背後地</p>	<p>第1線用地の考え方がなくなったので、p99の図Ⅱ-2-2第1線用地と第2線用地の区分も含めて削除する。</p>									
<p>1.2 配置計画の意義</p> <p>我が国の水産業を取り巻く情勢は、資源水準の悪化、魚価の低迷、燃油価格の上昇による生産コストの増加、国内市場における輸入水産物との激しい価格競争等、一層激しさを増している。一方、食品の安全性に対する消費者の関心や衛生状態に対する意識が高まっており、良質な水産物</p>	<p>1.2 配置計画の意義(p.100)</p> <p>近年水産物流通加工の多様化、大規模化により、陸上機能施設及びその用地に対する要請は大きくなってきている。漁港施設用地に、新沿岸漁業構造改善事業、水産物中核流通加工施設整備事業、水産物流通加工拠点総合整備事業等が実施されることが多く、これら事業と整合のとれた用地の配置計画が必要となつてきてい</p>	<p>前項と同じく。廃止用地の削除と、近年のニーズの修正、実施事業名を修正する。</p> <p>近年のニーズについては、「漁港漁場関係事業事務必携 平成29年度版」p165の「4.1.13 水産物流通機能高度化対策事業」に記載されている文章を参考に記述する。</p>									

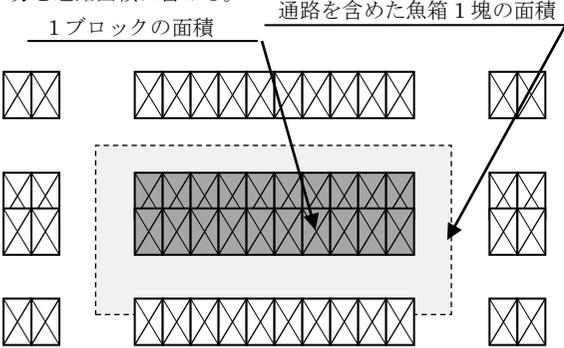
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由																								
<p>の消費者への提供が、産地が果たすべき新たな役割として求められるようになっている。</p> <p>このため、市場の統合、生産・流通の効率化、品質・衛生管理の高度化等流通構造改革の推進による国内市場競争力強化に向けたこれまでの取組を更に推進し、また、輸出促進にも取り組んでいくことが必要となっている。</p> <p>以上の状況により、陸上機能施設及びその用地に対する要請は大きくなってきており、漁港施設用地に、水産物流通機能高度化対策事業や水産物輸出促進緊急基盤整備事業、浜の活力再生交付金や農山漁村振興交付金等の種々の交付金事業が実施されることが多く、これら事業と整合のとれた用地の配置計画が必要となっている</p> <p>従って、地域住民の生活環境の向上、都市住民との交流を図るとともに併せて地域の活性化を図るために、漁港施設用地の計画に当たっては、広く関係機関、関係者の意見や計画を踏まえ、他の施設用地の整備と十分整合性を図って行わなければならない。</p>	<p>る。更に、増養殖業や活魚出荷等の増大により、水産種苗生産施設、餌料保管調整施設や活魚用生簀等のための用地の計画も必要となってきている。また、漁港における環境整備のため、環境施設等の用地も必要とされている。従って、漁港の性格を見極め、その漁港に必要な施設用地の規模と配置を適正に行って、漁港における活動を機能的かつ合理的にしなければならない。</p> <p>一方、漁港は、地域の生活基盤や防災安全、並びに海洋レジャーの場からも重要な役割をもち、劣悪な生活環境や、レジャーに対応した施設整備の極めて遅れている漁村においては、これら施設のための用地の整備の要請が益々高まってきている。上述の漁港利用調整施設用地、漁港関連施設用地、公用公共施設用地、漁村再開発施設用地等はまさにその役割とニーズに円滑に整合性をもって対応すべく、同じ利用計画上に位置づけられた用地である。従って、地域住民の生活環境の向上、都市住民との交流を図るとともに併せて地域の活性化を図るために、漁港施設用地の計画に当たっては、広く関係機関、関係者の意見や計画を踏まえ、他の施設用地の整備と十分整合性を図って行わなければならない。</p>	<p>水産種苗生産施設、餌料保管調整施設や活魚用生簀等のための用地、環境施設用地の記載については削除する。</p> <p>漁港利用調整施設用地、漁港関連施設用地、公用公共施設用地、漁村再開発施設用地等についても削除する。</p>																								
<p>1.3 配置計画の手順</p> <p>すでに、用地に上屋が建設されて、今後、埋立や用地の拡大の予定がない場合は、現状の使用状況を記述し、現状の施設用地で十分であることを明らかにする。</p> <p>③整備水準と整備量</p> <p>都道府県内、圏域内の他の漁港を勘案して、整備水準に合った整備量を決定する。</p>	<p>1.3 配置計画の手順(p.101)</p> <p>図表一覧のp101の図Ⅱ-2-3 漁港施設用地の配置計画策定手順、p102の図Ⅱ-2-4 アローダイアグラム図例を参照。</p>	<p>記載されていることは基本的に新規に計画する場合である。すでにある漁港施設用地を変更する場合の考え方を追記する。</p> <p>アローダイアグラム図例(図Ⅱ-2-4)に、鉄道搬出が記載されているので削除する。</p> <p>③整備水準と整備量は、本文に記載されていなかったもので、追記する。</p>																								
<p>1.4 配置の基本的考え方</p> <p>表Ⅱ-2-3 各種漁港施設用地の配置における基本的考え方(その1)</p> <table border="1" data-bbox="197 1114 750 1449"> <thead> <tr> <th>施設用地名</th> <th>設置する施設名</th> <th>近接度の高い施設</th> <th>設置に当たっての注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設</td> <td>荷さばき所用地</td> <td>荷さばき所 (保蔵貯蔵場) 野積場 製氷冷蔵施設 蓄養施設</td> <td>底の高さは最低4.5m以上確保する。</td> </tr> <tr> <td>② 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設</td> <td>製氷、冷蔵及び冷蔵施設用地</td> <td>冷蔵施設 製氷施設 野積場 冷蔵施設</td> <td>①積込コンベア、給氷塔を岸壁等に設置する場合は、通行の支障にならないよう充分考虑し、タリアシスを4.5m以上確保すること。また、岸壁への漁船の積岸のため岸壁木脚線から1m以上離して設置する。 ②本施設は建築後、土地利用の融通性を失うので配置は特に慎重に行う。</td> </tr> <tr> <td>③ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設</td> <td>加工場用地</td> <td>加工場 天日加工場(更地)</td> <td>①臭気、騒音、汚水処理施設等、周辺の環境面に特に注意して配置する。 ②天日加工場として利用する場合は、利用計画平面図に(天日加工場)と明記する。</td> </tr> <tr> <td>④ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設</td> <td>野積場用地</td> <td>なし(更地)</td> <td>①工作物の建設は不可。 ②野積場は除排びの集中期における荷さばき所の予備スペース的機能がある。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設</td> <td>水産倉庫用地</td> <td>水産倉庫 共同作業場</td> <td>①製品としての水産物を保管する施設。 ②漁具保管は漁具保管修理施設用地、活魚は蓄養施設用地として整理する。(小規模のものは除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設用地名	設置する施設名	近接度の高い施設	設置に当たっての注意事項	① 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所用地	荷さばき所 (保蔵貯蔵場) 野積場 製氷冷蔵施設 蓄養施設	底の高さは最低4.5m以上確保する。	② 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	製氷、冷蔵及び冷蔵施設用地	冷蔵施設 製氷施設 野積場 冷蔵施設	①積込コンベア、給氷塔を岸壁等に設置する場合は、通行の支障にならないよう充分考虑し、タリアシスを4.5m以上確保すること。また、岸壁への漁船の積岸のため岸壁木脚線から1m以上離して設置する。 ②本施設は建築後、土地利用の融通性を失うので配置は特に慎重に行う。	③ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	加工場用地	加工場 天日加工場(更地)	①臭気、騒音、汚水処理施設等、周辺の環境面に特に注意して配置する。 ②天日加工場として利用する場合は、利用計画平面図に(天日加工場)と明記する。	④ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	野積場用地	なし(更地)	①工作物の建設は不可。 ②野積場は除排びの集中期における荷さばき所の予備スペース的機能がある。	⑤ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	水産倉庫用地	水産倉庫 共同作業場	①製品としての水産物を保管する施設。 ②漁具保管は漁具保管修理施設用地、活魚は蓄養施設用地として整理する。(小規模のものは除く。)	<p>1.4 配置の基本的考え方(p.105)</p> <p>各種漁港施設用地の配置における基本的な考え方(その1)の荷捌所用地の設置に当たっての注意事項(表Ⅱ-2-3)</p> <p>①底(ひさし)は原則として岸壁エプロンへはみださないようにし、底の高さは最低4.5m以上確保する。</p> <p>②脚注構造形式の構造以外のものは、岸壁と用地との境界には利用計画上の道路(原則として6m)を確保する。</p> <p>図表一覧のp106の表Ⅱ-2-3を参照。</p>	<p>「環境・衛生管理型漁港づくり」では、漁港計画において、漁港のゾーニングが述べられているので、これを参考に、ゾーニングの視点を記述する。</p> <p>現在、水産物の衛生管理の観点から、荷さばき所の庇をエプロンの上に伸ばすことが必要である場合や、車両進入禁止の観点から、壁のある荷さばき所と岸壁の間に道路を設けない場合があるので、荷さばき所の設置に当たっての注意事項で、庇や道路の記述を修正する。</p>
施設用地名	設置する施設名	近接度の高い施設	設置に当たっての注意事項																							
① 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所用地	荷さばき所 (保蔵貯蔵場) 野積場 製氷冷蔵施設 蓄養施設	底の高さは最低4.5m以上確保する。																							
② 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	製氷、冷蔵及び冷蔵施設用地	冷蔵施設 製氷施設 野積場 冷蔵施設	①積込コンベア、給氷塔を岸壁等に設置する場合は、通行の支障にならないよう充分考虑し、タリアシスを4.5m以上確保すること。また、岸壁への漁船の積岸のため岸壁木脚線から1m以上離して設置する。 ②本施設は建築後、土地利用の融通性を失うので配置は特に慎重に行う。																							
③ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	加工場用地	加工場 天日加工場(更地)	①臭気、騒音、汚水処理施設等、周辺の環境面に特に注意して配置する。 ②天日加工場として利用する場合は、利用計画平面図に(天日加工場)と明記する。																							
④ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	野積場用地	なし(更地)	①工作物の建設は不可。 ②野積場は除排びの集中期における荷さばき所の予備スペース的機能がある。																							
⑤ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	水産倉庫用地	水産倉庫 共同作業場	①製品としての水産物を保管する施設。 ②漁具保管は漁具保管修理施設用地、活魚は蓄養施設用地として整理する。(小規模のものは除く。)																							

新		旧（平成4年度改訂版）		変更理由
表Ⅱ-2-3 各種漁港施設用地の配置における基本的考え方（その2）				
	漁港施設用地名	設置する施設名	近接度の高い施設	設置に当たっての注意事項
ニ	漁船漁具保管施設	漁具保管修繕施設用地	漁具干場（堤） 漁具倉庫	①恒久的な工作物の建設は近接施設との整合性を図る。 ②漁具干場として利用する場合は、利用計画平面図に（漁具干場）と明記する。
ハ	増殖及び養殖用施設	蓄養施設用地	伊勢湾岸型 荷さばき所	①6m相当の道路を確保する。 ②漁港関係事業で水面を整備する場合は、このスペースは用地に準じて利用計画を作成し、その他水面に蓄養施設を設置する場合は利用計画を定めない。
ニ	漁船漁具保管施設	漁船保管施設用地	船置場	公共用地には私設の船小屋等を設置することは不可。
ニ	漁船漁具保管施設	漁船修繕場用地	漁船修繕場	①公共用地については地方公共団体、また漁業協同組合等の公共的団体の運営するものでなくてはならない。 ②名義貸付防止対策を講じる。（建築確認等の確認を行う。）
イ	輸送施設	駐車場用地	駐車場	個々の漁港施設に付帯する駐車場はそれぞれの漁港施設の用地として用地積算に組み入れ、それ以外は独立した駐車場（単独用地）として整備する。
表Ⅱ-2-3 各種漁港施設用地の配置における基本的考え方（その3）				
	漁港施設用地名	設置する施設名	近接度の高い施設	設置に当たっての注意事項
ホ	補給施設	給水施設用地 給水施設用地 給油施設用地 給電施設用地	給水施設 給油施設 給電施設	①除揚施設、冷蔵施設との近接はさけ、また、給油タンクの位置は可能な限り他の施設との近接をさける。 ②搬送コンベア、給水塔を岸壁等に設置する場合は、通行の支障にならないよう充分考慮し、クリアランスを4.5m以上確保すること。また、岸壁への漁船の接岸のため岸壁水階層から1m以上離して設置する。 ③給油施設については、消防法の規制等をクリアする。
ハ	増殖及び養殖用施設	水産種畜生産施設用地 養殖用材料保管調整施設用地 養殖用作業施設用地	種畜生産施設 中間育成施設 養魚養成施設	種畜生産施設のうち中間育成施設のためのスペースを水面に確保する場合には、この水面を用地として位置づけ、水域施設に含めないこととする。
カ	漁港環境整備施設	漁港環境整備施設用地	広場、植栽、休憩所、その他の漁港の環境の整備のための施設	①周辺の環境、安全性、アクセスの容易さを考慮して配置する。 ②従来の漁港施設用地を植栽する場合は20%以内とする。 ③休憩所、トイレ、ベンチ等を配置した公团的施設については、全体を漁港環境整備施設用地として利用計画を定める。
表Ⅱ-2-3 各種漁港施設用地の配置における基本的考え方（その4）				
	漁港施設用地名	設置する施設名	近接度の高い施設	設置に当たっての注意事項
リ	漁港厚生施設	漁港厚生施設用地	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所、その他の福利厚生施設	①漁港関係者の利用する福利厚生施設であれば設置可。具体的には宿泊所、診療所、漁村センター、研修所、集会所、体育館等運動施設。 ②漁港環境整備事業により整備したグラウンド等は漁港環境整備施設用地に整理する。
ス	漁港管理施設	漁港管理施設用地 船舶保管施設用地	各種事務所 荷さばき所	①漁港管理用資材倉庫は、水難救済器具、消防器具、油濁防除器具等を保管する施設。 ②船舶保管施設は、遊漁船、ボート等漁船以外の船舶の収容保管等の施設。
チ	漁業用通信施設	漁業用通信施設用地	陸上無線通信、陸上無線電話及び衛星伝送	
ル	漁港浄化施設	漁港浄化施設用地	加工場、養殖飼料保管調整施設	①臭気、騒音、汚水処理施設等、周辺の環境面に特に注意して配置する。 ②水質汚濁防止法等をクリアーする。
ヅ	廃油処理施設	廃油処理施設用地	廃油処理施設	①集油タンクのみ施設であっても廃油処理施設用地とする。（極めて小規模のものは除く。） ②海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律をクリアーする。
ヅ	散油処理施設	散油処理施設用地	炭酸水素酸処理施設	
イ	輸送施設	ヘリポート用地	ヘリポート	
注）公共用地として配置する場合は、地方公共団体、または水産業協同組合の利用に限る。				

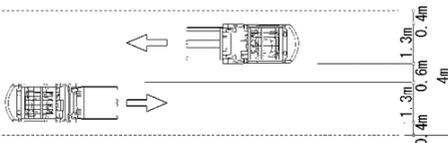
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p data-bbox="188 164 371 188">2. 荷さばき所用地</p> <p data-bbox="188 204 277 228">2.1 概説</p> <p data-bbox="188 240 757 564">荷さばき所は、各種漁港機能施設の中でも最も基本的な施設である。そこでは、様々な漁業種類で漁獲された多種・多様な水産物の選別・計量、陳列・販売、立替等の作業が行われる。荷さばき所では、これら様々な作業が集中し、かつ、多くの人々によって行われるため、危害が進入しやすく、食品衛生においても重要な場所である。そのため、施設計画にあたっては、効率的で効果的に衛生管理が行える空間と搬入から搬出までのスムーズな動線の確保が重要となってくる。</p> <p data-bbox="188 577 757 826">荷さばき所は、水産物の搬入から搬出までの動線上に配置される①選別・計量エリア、②陳列・販売エリア、③立替等搬出エリアなどからなり、衛生的な環境の保持や水産物の品質保持、労働環境の保全のため、これらを覆う上屋が設けられる。さらに、貯氷・給水施設、入札室、機材や容器等の収納庫、市場関係者の控室、トイレ等も併せて上屋内に配置される。</p> <p data-bbox="188 839 757 1015">また、荷さばき所用地においては、水産物の搬出がトラック輸送に因ることから、この作業に係る搬出ヤード（水産物の積込場、待機所など）が十分に確保されていないと、搬出作業に支障をきたし、道路の混雑や、荷さばき所内の作業を混乱させることになる。</p> <p data-bbox="188 1027 757 1126">さらに、品質・衛生管理の観点からは、陸揚げから水産物の品質・衛生管理が求められることから、岸壁と荷さばき所が一体となった施設計画が必要となってくる。</p>	<p data-bbox="779 164 1014 188">2. 荷捌所用地(p.109)</p> <p data-bbox="779 204 958 228">2.1 概説(p.109)</p> <p data-bbox="779 240 1411 528">荷捌所は、各種漁港機能施設の中でも最も基本的な施設である。そこでは、様々な種類の漁獲物の①選別、水洗い、計量並びに②商品の展示や取引、③仲買人が荷造りし、発送するための作業が行われる。また、地域によっては、そこで競売が行われることもある。荷捌所はこのような様々な機能を有しており、市場関係者、仲買人、小売業者等が一同に集まることから、最も混雑するところでもある。そのため、十分に余裕をもった空間を確保する必要がある。</p> <p data-bbox="779 541 1411 716">荷捌所は、各種作業を行うために必要な床面積を日射、降雨、降雪等の自然環境から防護し、漁獲物の鮮度保持、保健、衛生の向上、労働環境の保全のため、これらを覆う上屋が必要である。荷捌き作業を円滑にするため、貯氷庫、入札室、機材の格納庫、市場関係者の控室等も併せて上屋内に建設される。</p> <p data-bbox="779 729 1411 978">漁獲物を荷捌所から搬出するために用いられている最も一般的な方法は、トラックによる搬出である。この搬出作業を行うためのスペースが十分に考慮されていないと、トラックが荷捌所背後の道路を使用したり、荷捌所内にトラックが入り込み、道路の混雑や、荷捌所内の作業を混乱させることになる。このため、上屋に平行に積込み場を設け、トラックを縦づけにして搬出作業を円滑に行うことが望ましい。</p>	<p data-bbox="1433 240 2047 339">荷さばき所としては、漁業種類に応じて陳列・販売エリア以外にも選別・計量、搬出、搬送通路、付帯設備などの面積が必要であり、各々に必要な面積を算出して積み上げる手順に修正する。</p>

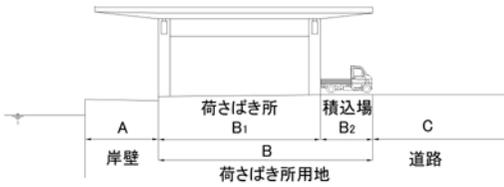
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
 <p data-bbox="324 686 705 710">図 荷さばき所に必要な作業スペース例</p> <p data-bbox="190 758 459 790">2.2 荷さばき所の規模算定</p> <p data-bbox="190 798 750 869">荷さばき所の規模と用地の所要面積は、図Ⅱ-2-8 に示す手順に従って算定される。</p> <div data-bbox="280 917 705 1380"> </div> <p data-bbox="190 1396 750 1428">図Ⅱ-2-8 荷さばき所の規模と用地の所要面積の算定手順</p>	<p data-bbox="772 758 1220 790">2.2 荷捌所の規模と用地の所要面積(p.109)</p> <p data-bbox="772 798 1400 869">荷捌所の規模と用地の所要面積は、図Ⅱ-2-8 に示す手順に従って算定される。</p> <div data-bbox="940 885 1265 1332"> </div>	

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>1) 陳列・販売エリアの面積</p> <p>① 盛漁期における計画取扱量の設定</p> <p>盛漁期における1日当たり取扱量を求める。直近3年間のうち最も陸揚量の多かった連続する2ヶ月間から、1日当たりの陸揚量大きいものを第1位～第10位まで選び出し、その10日間の陸揚げ量の平均を盛漁期における1日当たり取扱量とする。</p> <p>このとき、漁業種類及び魚種毎に取扱いが異なる場合には、個々に計画取扱量を定める。また、陸送で搬入される水産物がある場合には、陸揚量に陸送搬入量を加えて、1日当たり取扱量とする。</p> <p>② 計画取扱量に対する陳列箱数</p> <p>計画取扱量に対する陳列箱数（底面積）については、次式により求める。</p> $P = \frac{N}{w \cdot n}$ <p>なお、P：陳列箱数 N：計画取扱量（kg） w：魚箱1箱に入る水産物の量（kg） n：箱を段積みする場合の段数</p> <p>③ 水産物の占有率</p> <p>一般的に水産物（魚箱）を陳列するときは、ある程度の箱数をまとめて陳列される。そして、これら魚箱がまとめられて置かれた周りには、販売前の下見のための通路などが必要となる。この通路などを含む面積のうち、魚箱のみが占める面積の割合を占有率という。</p> $\alpha = \frac{p \cdot a}{m + p \cdot a}$ <p>なお、α：占有率 p：1ブロックの箱数（個） a：魚箱1箱の占有面積（m²） m：通路の面積（m²）</p> <p>（参考：下見をする人、通行する人から、周囲0.95m通行帯を設ける。）</p>	<p>① 盛漁期における計画取扱量の決定</p> <p>盛漁期における1日当たり取扱量を定める。このとき、魚種及び漁業種類毎に取扱いが異なる場合には、基本的には、個々に計画取扱量を定めなければならない。</p>  <p>② 単位面積当たり取扱量</p> <p>漁獲物が単位面積当たり取扱量及び漁獲物の占有面積、上屋の回転数を定める。類似漁港のデータや当該漁港の性格等を考慮してこれら原単位を決める。参考までに、最近整備した荷捌所の計画に用いたP、α、Rの値を表Ⅱ-2-4に示す。</p> <p>③ 上屋の所要面積</p> <p>次式のように、異なる取り扱いをされる漁獲物ごとに上屋面積を求め、加算する。</p> $S = \frac{N_1}{R_1 \cdot A_1 \cdot P_1} + \frac{N_2}{R_2 \cdot A_2 \cdot P_2}$ <p>N：盛漁期における1日当たり取扱量（トン/日） P：漁獲物単位面積当たり取扱量（トン/m²） R：漁獲物単位面積当たり取扱量（トン/m²） A：漁獲物の占有率</p> <p>④ 付帯施設等の所要面積</p> <p>⑤ 用地の所要面積</p>	<p>荷さばき所の能力と規模並びに用地面積（表Ⅱ-2-4）の値を最新データに更新する。本来、計画にあたっては、各漁港の実情を調査して、P、α、Rを設定する。全国的な数値を表記することで、算定値が妥当な値であるか確認する意味で、表Ⅱ-2-4を更新し記載する。</p> <p>陳列・販売エリアの算定方法として、漁獲物単位面積当たり取扱量（トン/m²）を使用していたが、実際の陳列イメージがわかるように、陳列は個数を用いて算定する方法に修正する。</p>

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>また、無蓋の容器の平積みやカゴ等での陳列の場合、衛生管理面からスノコやパレットの上に陳列することになる。実際には、1ブロックの箱数×魚箱1箱の占有面積よりもスノコやパレットの面積が広くなることから、この拡張分を通路面積に含める。</p> <p style="text-align: center;">通路を含めた魚箱1塊の面積</p> <p style="text-align: center;">1ブロックの面積</p>  <p>④ 回転数</p> <p>回転数は、1日に陳列・販売される回数であり、すべての水産物が陸揚げ、陳列されてから販売される場合（1回転）や、漁船ごとに随時陸揚げ、陳列し販売される場合などがある。これらは、漁業種類や魚種、陸揚時刻や陸揚量、流通形態等によって異なることから、地域の状況などを踏まえて回転率を決める。</p> <p>⑤ 陳列場所の所要面積</p> <p>漁業種類や魚種によって取扱いが異なる場合は、それぞれの扱いごとに面積を求め加算する。衛生管理面からは、各作業に必要な広さを確保し、交差汚染が生じないように、水産物の流れが一方方向となるように配置する必要がある。</p> $S = \frac{P_1}{p_1 \cdot R_1 \cdot \alpha_1} \times A_1 + \dots$ <p>なお、S：陳列・販売エリアの所用面積（㎡） P：盛漁期における陳列箱数（個／日） p：1ブロック箱数（個） R：回転数 α：占有率 A：1ブロック当たりの陳列面積（㎡）</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>(2) 選別・計量エリアの面積</p> <p>陸揚後、選別作業が行われる場合は、衛生管理上、陳列・販売エリアと区分したエリアで行う必要がある。選別作業は、水産物を魚種や規格ごとに手選別もしくは機械選別される。</p> <p>手選別の場合、選別台を取り囲むように人を配置し、さらに、その周りを選別後の水産物を収納する容器が並べられる。このようなことから、エリアの面積は、選別台の大きさ、選別作業のための広さ、選別された水産物の収納容器の置き場、収納前の容器の仮置き場等を考慮して面積を求める。</p> <p>機械選別の場合、選別（規格）数に応じて選別機の大きさが異なり、また、人の配置も変わってくるが、基本的には、手選別と同様に選別台の大きさ、選別作業のための広さ、選別された水産物の収納容器の置き場、収納前の容器の仮置き場等を考慮して面積を求める。</p> <p>(3) 立替等搬出エリアの面積</p> <p>販売後、水産物は陳列エリアから移送しトラックに積込むことになるが、円滑な搬出、そして、水産物の一方向の流れを確保するためには、一度、搬出口付近に集荷し、トラックに積み込む必要がある。これら、一時仮置きするための場所が立替等搬出エリアとなる。</p> <p>また、陳列が陳列専用の容器の場合は、別の容器に入れ替える必要があり、一次仮置きのための面積に加え、立て替えのための広さを確保する必要がある。</p> <p>(4) 水産物搬送通路の面積</p> <p>水産物を円滑に搬送するために、搬送用の通路を設ける必要がある。このとき、搬送手段としては、取扱う魚箱の数などによって異なるが、台車やフォークリフト等が使用される。</p> <p>これら通路は、基本的には選別・計量エリアから陳列・販売エリア、陳列・販売エリアから立替等搬出エリアを結</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>ぶ通路（縦）と、陳列・販売エリアにおいて陳列・集荷のための通路（横）からなり、円滑な搬出ができるよう配置する必要がある。</p>  <p>図 フォークリフト通路幅の事例</p> <p>（５）付帯施設等の面積 付帯施設には、販売のための入札室、市場関係者控室、衛生管理のための長靴洗浄・手洗い設備、水産物に氷を供給する製氷貯氷設備、冷蔵庫、一次加工室、トイレ、機材置場（格納庫）フォークリフト格納スペースと充電スペース等がある。</p> <p>これらの付帯設備の規模は、販売方法（入札室）、市場内で作業を行う人数や買受人数（控室・トイレ）、対象水産物の量（製氷貯氷設備、冷蔵庫、一次加工室）、使用する機材の量（機材置場）、フォークリフトの台数（格納、充電スペース）等から、その規模を算定する。</p> <p>（６）上屋の面積 上屋の面積は、①選別・計量エリアに、②陳列・販売エリア、③立替等搬出エリア、⑤水産物搬送通路、⑥付帯設備等の面積を加えた面積とする。</p> <p>（７）搬出ヤードの面積 円滑に搬出作業を行うためには、上屋に平行に搬出ヤード設ける。一般的には、トラック縦付けで荷さばき所から直接積込むこと多いことから積込場の幅は、利用するトラックの全長に余裕を取ったものが必要となる。また、一度にすべての搬出トラックが着けられない場合は、搬出作業が回転かすることになり、次に積込むトラックは待機しなければならないので、待機所は必要な場合がある。</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>一方、ウイング車の場合は横付けとなり、片側からのみ積込む場合、搬出口に直接着け、搬入できるが、両側から積込むタイプでは、搬出口に着けて積み込むことができない。この場合、場外フォークで水産物を搬出口から運び出し、トラックに積込むことになるので、ウイング車への積み込みスペースを確保する必要がある。</p>  <p>図II-2-9 トラック積込場</p> <p>(8) 用地の所要面積 以上、上屋面積に搬出ヤードの面積を加えたものと、上屋面積に建坪率（60～70%）を考慮して算定した面積を比較し、大きい面積を荷さばき所面積とする。</p>		<p>立替等搬出エリアの面積算定の考え方を追記する。</p> <p>水産物搬送通路の面積算定の考え方を追記する。</p> <p>付帯施設等の面積の算定の考え方を追記する。</p>
<p>2.3 配置</p>	<p>2.3 配置(p.112)</p> <p>(1)日光が荷捌所内に差し込まないように注意する。 (2)漁船が漁港に出入するのに円滑な場所とする。 (3)最多強風の方向に平行の配置が望ましい。 (4)バルコンやフォークリフトの使用される荷捌所の幅は30m程度必要となってきた。</p>	<p>衛生管理を行う上で、配置の留意点を追記する。</p>
<p>2.4 品質・衛生管理面からの留意点</p>		<p>品質・衛生管理面からの留意点を追記する。</p>
<p>2.5 その他留意事項</p>		<p>柱間隔、天井の高さ、屋根の高さ、張り出し、換気、見学者通路の考え方など、留意事項として追記する。</p>

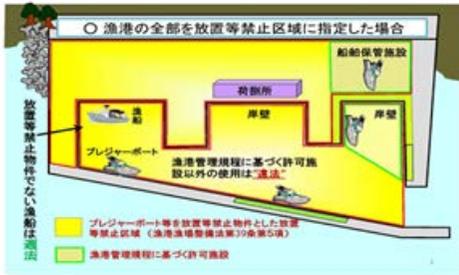
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
2.6 荷さばき所用地の面積の算定例	2.4 荷捌所用地の面積の算定例(p.113)	荷さばき所用地の面積の算定例を追記する。
3. 製氷・貯氷施設用地	3. 製氷・貯氷施設用地(p.114)	
3.1 概説	3.1 概説(p.114) 図表一覧のp115の表II-2-5 製氷タイプと特徴を参照。	需要の増えてきた、シャーベットアイス（スラリーアイス）などの記述を追記する。 製氷施設のタイプと特徴（表II-2-5）にもシャーベットアイス（スラリーアイス）などを追記する。
3.2 製氷・貯氷施設の規模と用地の所要面積	3.2 製氷・貯氷施設の規模と用地の所要面積(p.116) 図表一覧のp117の表II-2-6の製氷・貯氷施設の能力と規模並びに用地面積、p119の表II-2-7の標準的ブロックアイス方式製氷・貯氷施設の能力と建物面積を参照。	製氷・貯氷施設の能力と規模並びに用地面積（表II-2-6）にシャーベットアイス（スラリーアイス）などを追記するとともに、値を最新データに更新する。 標準的ブロックアイス方式製氷・貯氷施設の能力と建物面積（表II-2-7）の値を最新データに更新して、プレートアイスやシャーベットアイス（スラリーアイス）等についても能力と建物面積の表を追記する。
3.3 配置	3.3 配置(p.119)	
3.4 製氷・貯氷施設用地の面積の算定例	3.4 製氷・貯氷施設用地の面積の算定例(p.120)	シャーベットアイス（スラリーアイス）などの記述を算定例に追記する。
4. 冷凍・冷蔵施設用地	4. 冷凍・冷蔵施設用地(p.122)	
4.1 概説	4.1 概説(p.122) 図表一覧のp126の表II-2-6の水産物の貯蔵における空気温度と貯蔵期間を参照。	水産物の貯蔵における空気温度と貯蔵期間（表II-2-8）に-60℃の超低温冷蔵庫などの記述を加え、値を最新データに更新する。
4.2 冷凍・冷蔵施設の規模と用地の所要面積	4.2 冷凍・冷蔵施設の規模と用地の所要面積(p.127) 図表一覧のp129の表II-2-9冷蔵庫の能力と規模並びに用地面積、p130の表II-2-10品別収容重量例を参照。	冷蔵庫の能力と規模並びに用地面積（表II-2-9）に-60℃の超低温冷蔵庫などのデータを加え、値を最新データに更新する。 品別収容重量例（表II-2-10）の値を最新データに更新する。
4.3 配置	4.3 配置(p.132)	
4.4 冷凍・冷蔵施設用地の面積の算定例	4.4 冷凍・冷蔵施設用地の面積の算定例(p.133)	
5. 給油施設用地	5. 給油施設用地(p.135)	
5.1 概説	5.1 概説(p.135)	
5.2 給油施設の規模と用地の所要面積	5.2 給油施設の規模と用地の所要面積(p.135) 図表一覧のp138の表II-2-11危険物の種類や表II-2-12タンク側板	図表一覧のp138の表II-2-11危険物の種類や表II-2-12タンク側板から敷地までの距離、図II-2-19保安距離、表II-2-13空地の

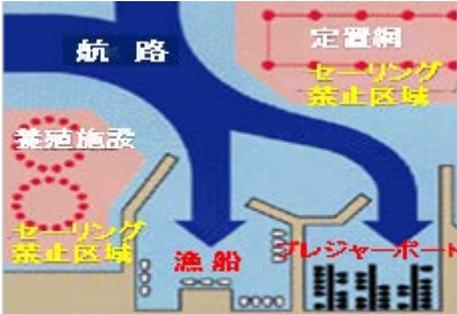
新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	から敷地までの距離、図Ⅱ-2-19 保安距離、表Ⅱ-2-13 空地の幅、表Ⅱ-2-14 構内道路の路面幅員、図Ⅱ-2-20 消防法の規則による給油施設の所要面積、表Ⅱ-2-15 給油タンクの標準寸法、表Ⅱ-2-16 給油施設の能力と規模並びに用地面積を参照。	幅、表Ⅱ-2-14 構内道路の路面幅員、図Ⅱ-2-20 消防法の規則による給油施設の所要面積、表Ⅱ-2-15 給油タンクの標準寸法、表Ⅱ-2-16 給油施設の能力と規模並びに用地面積の値を最新データに更新する。
5.3 配置	5.3 配置(p.145)	
5.4 給油施設用地の面積の算定例	5.4 給油施設用地の面積の算定例(p.145)	
6. 野積場	6. 野積場(p.147)	
6.1 概説 野積場は漁業活動を円滑にするため、多目的に使用される場所である。その主な利用目的は次のとおりである。 (1)出漁準備中や休けい中に、漁具を仮置きする。 (2)養殖資材の組立、仮置きを行う。 (3)魚網、養殖資材、ドラム缶等の漁業資材を置く。	6.1 概説(p.147) 野積場は漁業活動を円滑にするため、多目的に使用される場所である。その主な利用目的は次のとおりである。 (1)水揚げ時の荷捌きや加工処理の一時的な面積の不足をカバーする。 (2)出漁準備中や休けい中に、漁具を仮置きする。 (3)荷捌き用の資材を置く。 (4)養殖資材の組立、仮置きを行う。 (5)魚網、養殖資材、ドラム缶等の漁業資材を置く。	荷さばき所や加工場の面積の不足分を補うスペースとして記載されているが、衛生管理上、上屋のない野積場で、荷さばき作業や加工作業を行うことや、荷さばき用の資材を置くことは好ましくないため、記述から削除する。
6.2 野積場の所要面積	6.2 野積場の所要面積(p.147) 図表一覧のp.148の表Ⅱ-2-14 魚函の寸法例、p.149表Ⅱ-2-18 養殖施設の固有係数を参照。	衛生管理上好ましくない記述があるので、好ましくない使い方の算定例は削除する。 データが古いと思われるので、魚函の寸法例については、魚函の各地域で実態調査すべきであり、寸法例を削除する。 養殖施設の固有係数(表Ⅱ-2-18)の値を最新データに更新する。
6.3 配置	6.3 配置(p.150)	
6.4 野積場の面積の算定例	6.4 野積場の面積の算定例(p.151)	前述と同様、衛生管理上好ましくないことは削除。
7. 漁具保管修理施設用地	7. 漁具保管修理施設用地(p.153)	
7.1 概説	7.1 概説(p.153)	
7.1.1 漁具倉庫	7.1.1 漁具倉庫(p.153)	
7.1.2 漁具干場	7.1.2 漁具干場(p.153)	
7.2 漁具保管修理施設の規模と用地の所要面積	7.2 漁具保管修理施設の規模と用地の所要面積(p.153)	
7.2.1 漁具倉庫	7.2.1 漁具倉庫(p.153)	
7.2.2 漁具干場	7.2.2 漁具干場(p.155)	
7.3 配置	7.3 配置(p.156)	
7.3.1 漁具倉庫	7.3.1 漁具倉庫(p.156)	
7.3.2 漁具干場	7.3.2 漁具干場(p.156)	
7.4 漁具保管修理施設用地の面積の算定例	7.4 漁具保管修理施設用地の面積の算定例(p.156)	

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
8. 加工場用地	8. 加工場用地(p.158)	
8.1 概説	8.1 概説(p.158)	わが国の主な水産加工品(表Ⅱ-2-19)を最新データに更新する。
8.2 加工場の規模と用地の所要面積	8.2 加工場の規模と用地の所要面積(p.159)	加工場の能力と規模並びに用地面積(表Ⅱ-2-20)を最新データに更新する。
8.3 配置	8.3 配置(p.161)	
8.4 加工場用地の面積の算定例	8.4 加工場用地の面積の算定例(p.162)	
9. 水産倉庫用地	9. 水産倉庫用地(p.163)	
9.1 概説	9.1 概説(p.163)	
9.2 水産倉庫の規模と用地の所要面積	9.2 水産倉庫の規模と用地の所要面積(p.163)	水産倉庫の単位面積あたり保管数量例(表Ⅱ-2-22)、水産倉庫の能力と規模並びに用地面積(表Ⅱ-2-23)を最新データに更新する。
9.3 配置	9.3 配置(p.168)	
9.4 水産倉庫用地の面積の算定例	9.4 水産倉庫用地の面積の算定例(p.168)	
10. 漁船修理場用地	10. 漁船修理場用地(p.169)	
10.1 概説	10.1 概説(p.169)	現行のままとする。
10.2 漁船修理場の規模と用地の所要面積	10.2 漁船修理場の規模と用地の所要面積(p.170)	現行のままとする。
10.3 配置	10.3 配置(p.172)	現行のままとする。
10.4 漁船修理場用地の面積の算定例	10.4 漁船修理場用地の面積の算定例(p.172)	現行のままとする。
11. 蓄養施設用地	11. 蓄養施設用地(p.173)	
11.1 概説	11.1 概説(p.173)	現行のままとする。
11.2 蓄養施設の規模と用地の所要面積	11.2 蓄養施設の規模と用地の所要面積(p.178)	現行のままとする。
11.3 配置	11.3 配置(p.180)	現行のままとする。
11.4 蓄養施設用地の面積の算定例	11.4 蓄養施設用地の面積の算定例(p.180)	現行のままとする。
12. 増殖及び養殖施設用地	12. 増殖及び養殖施設用地(p.181)	
12.1 概要	12.1 概要(p.181)	
12.1.1 水産種苗生産施設用地	12.1.1 水産種苗生産施設用地(p.181)	現行のままとする。
12.1.2 養殖用餌料保管調製施設用地	12.1.2 養殖用餌料保管調製施設用地(p.182)	現行のままとする。
12.1.3 養殖用作業施設用地	12.1.3 養殖用作業施設用地(p.182)	現行のままとする。
12.2 増殖及び養殖施設の規模と用地の所要面積	12.2 増殖及び養殖施設の規模と用地の所要面積(p.182)	
12.2.1 水産種苗生産施設用地	12.2.1 水産種苗生産施設用地(p.182)	現行のままとする。
12.2.2 養殖用餌料保管調製施設用地	12.2.2 養殖用餌料保管調製施設用地(p.183)	現行のままとする。
12.2.3 養殖用作業施設用地	12.2.3 養殖用作業施設用地(p.184)	現行のままとする。
12.3 配置	12.3 配置(p.185)	現行のままとする。
12.4 増殖及び養殖施設用地の面積の算定例	12.4 増殖及び養殖施設用地の面積の算定例(p.185)	現行のままとする。

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
削除	第3章 フィッシャリーナの計画(p.187)	<p>フィッシャリーナの整備に関する助成制度（平成4年度改訂版時点）であった、</p> <p>(1) 漁港利用調整事業（フィッシャリーナ整備事業） (2) 漁港多目的利用施設整備事業（NTT-A型事業） (3) 遊漁船等利用施設整備事業（NTT-C型事業）</p> <p>が、現在ではなくなっている。</p> <p>一方、平成24年3月には、水産資源や漁業者の減少などの変化により、漁港施設の低利用・未利用化が進んでいる漁港も多く見受けられ、漁港遊休施設の利活用は放置艇対策に有効と考えられることから、「漁港における放置艇収容施設整備計画手法マニュアル」が、平成29年3月には「プレジャーボートの適正な係留・保管推進マニュアル」水産庁より示されている。</p> <p>このようなことから、これらのマニュアルに沿った記述に変更する。</p> <p>○「プレジャーボートの適正な係留・保管推進マニュアル」（平成29年3月 水産庁） ○「漁港における放置艇収容施設整備計画手法マニュアル」（平成24年3月 水産庁）</p>
削除	1. フィッシャリーナの概要	
削除	1.1 漁港における遊漁船等の利用の現状	
削除	1.2 フィッシャリーナ概念と役割	
削除	1.3 フィッシャリーナ整備率	
削除	1.4 フィッシャリーナ整備に関する助成制度と法令	
削除	2. フィッシャリーナ計画論	
削除	2.1 フィッシャリーナ計画の概念	
削除	2.2 フィッシャリーナ計画調査	
削除	2.3 フィッシャリーナ計画の基本的事項	
削除	2.4 主要施設の計画	
削除	2.5 フィッシャリーナ計画例	

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>第4章 既存ストックの有効活用</p> <p>1. プレジャーボートの適正な係留保管計画</p> <p>プレジャーボートは、高度成長期にあたる昭和40年代に急速に拡大し、昭和50年代後半に漁港における漁船とプレジャーボートのトラブルが顕在化したため、昭和63年度、これらの利用調整を図るため、漁港漁場整備法第3条に船舶保管施設を追加する法改正がされた。また、これらの分離収容を図るための施設整備を行う漁港利用調整事業が創設された。</p> <p>平成3年、この漁港利用調整事業（昭和62年度～平成16年度）の事業対象である漁港利用調整施設の愛称としたものが「フィッシャリーナ」であり、漁港及び漁港周辺海域での漁業と海洋性レクリエーション活動の共存を目指し、漁業の振興と地域の活性化並びに漁港での健全な海洋性レクリエーションの発展に資するために整備された総合施設の総称として用いられてきた。この呼称は、fish [魚] とarena [劇場] を組合わせた造語である。</p> <p>漁港利用調整事業の終了後は、漁港漁場機能高度化統合事業（平成17年度～18年度）、地域創生港整備交付金（平成17年度～）により引き続き事業が行われている。非公共事業においては、漁港高度利用活性化対策事業」（平成9年度～平成11年度）から始まり、現在、浜の活力再生・成長促進交付金（平成31年度～）に引き継がれている。</p> <p>今後は、新たに防波堤、航路、泊地の整備と併せ、プレジャーボート係留保管施設を整備することより、従来、漁船が利用していた泊地にプレジャーボート係留保管施設を整備することが多くなることが想定されるため、既存ストックを活用した整備手法について記述する。</p> <p>1.1 レジャーボート受入れによる漁業活動への支障の確認</p> <p>漁港がプレジャーボートを受入れ、海洋性レクリエーションの場となることにより、来訪者を呼び込み、地元水産物を用いたレストランが開業するなど、地域活性化を図ることができた漁村が数多くある。一方、プレジャーボート</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>の漁港利用が時として、不法係留や廃船など漁業活動の支障となる場合がある。</p> <p>漁港は、漁業根拠地であり、漁港活動を円滑にするため岸壁、防波堤、漁港施設用地が整備されてきた。</p> <p>このため、プレジャーボート受入れにあたっては、漁業活動に支障がないか確認する必要がある。まずは、第2章3.係留施設」を参考に、岸壁や船揚場にプレジャーボートを受け入れられるストックがあることを確認する。次に、活用しようとしている係船岸、水域、用地が漁業活動に支障とならない配置となっているか、係船岸、水域、背後用地等の使用条件を確認する。</p> <p>1.2 放置等禁止物件・区域の指定</p> <p>プレジャーボートを受け入れることにより、放置艇問題が発生する可能性があるため、あらかじめ、放置等禁止物件としてプレジャーボートを指定し、放置等禁止区域を指定する（漁港漁場整備法第39条第5項）。これにより放置等禁止区域内にプレジャーボートが捨て又は放置した者に対し、漁港管理者は移動、除去等を命じ（同法第39条の2第1項）、違反者が確知できる場合は、行政代執行法に基づく代執行、確知出来ない場合は、漁港漁場整備法第39条の2第4項に基づき簡易代執行を行うことができる。</p> <p>1.3 漁港管理条例に基づく許可施設の指定</p> <p>放置等禁止物件・区域の指定した上で、その禁止を許可により解除することを予定した施設を公示する（模範漁港管理条例第12条）。これによりプレジャーボート等の停付けい泊、陸置きを許可施設に誘導できる。</p>  <p>図1 放置等禁止区域、許可施設の指定</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>1.4 許可・届出の受理体制の構築、周知 漁港を利用しようとするプレジャーボート保有者が、許可又は届出が必要なのか、どこに申請するのか知ることができない場合、放置艇となりやすい。許可又は届出の受理体制の構築、周知が必要となる。</p> <p>1.5 プレジャーボートの係留保管施設の整備 放置艇対策やプレジャーボート係留保管施設の整備を行う目的は、大きく2つに分けられる。</p> <p>ひとつは、現に漁港内にある漁船とプレジャーボートが共存するために、これらを分離収容する必要がある場合であり、この場合、浜の活力再生・成長促進交付金の活用が可能である。</p> <p>浜の活力再生・成長促進交付金の放置艇収容施設は「当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図る。」としている。この事業により、簡易な係留施設、陸上保管・上下架施設、突堤等が整備できる。</p>  <p>図2 漁船とプレジャーボートの分離収容</p> <p>もうひとつは、漁港の区域や周辺水域等以外のプレジャーボートを漁港に受入れる場合である。</p> <p>この場合は、地方公共団体の単独事業や民間事業者によりプレジャーボート係留収容施設を整備するか、既存の係留施設や漁港施設用地を活用することとなる。</p> <p>1.6 漁港ストックを活用したプレジャーボート係留保管施設</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>(1)漁港ストックを活用して、プレジャーボート係留保管施設を整備する場合の手順は、以下のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 民間事業者が浮棧橋設置のための水面の占用許可 b 係留施設、漁港施設用地の占用許可又は貸付け c 国の補助金により整備された泊地、係留施設、漁港施設用地をプレジャーボート用に占用又は貸し付ける場合の財産処分 <p>(2)上記の財産処分にあたり、本来、補助事業により取得等した財産を目的外に使用・貸付け等するには国の承認が必要であり、原則、時価評価額等に国庫補助率を乗じた額を補助金返還することとなる（補助金適正化法第22条）。</p> <p>しかし、これらの施設が長期利用財産（補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産）となり、地域活性化等を図るために利用する場合は、補助金を交付された地方公共団体等に収益がある場合のみ、その収益に国庫補助率を乗じた額を補助金返還することとなる。</p> <p>(3)この補助金返還の緩和措置の適用を受けるためには、漁港管理者である地方公共団体、漁業協同組合、地域住民や地域企業などが、地域活性化策を検討することが重要と考える。</p> <p>また、浜の活力再生・成長促進交付金には、放置艇収容施設のほか、地域活性化に資する直販所などの地域水産物普及施設や漁業体験施設の整備ができるが、この施設の敷地は補助対象となっていない。このため、敷地に占用許可を得た漁港施設用地を用いることもひとつの活用方法である。</p>		

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
<p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 水面利用した増養殖場  <p>乙部漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上養殖 <p>泊漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> プレジャーボート受け入れ <p>○○漁港</p>		
<p>第5章 港別計画の事例</p>	<p>第4章 港別計画の事例</p>	<p>新たな整備事例箇所に差し替え。 例えば、以下の事例を記述する。 ○高度衛生管理対策が実施されているところ。 ○防災対策が実施されているところ。 ○漁村のにぎわいが実施されているところ。</p>
<p>1. 衛生管理型漁港整備の事例(岩手県大船渡漁港)</p>	<p>1. 通常の漁港整備の事例</p>	<p>高度衛生管理対策の漁港の事例とする。</p>
	<p>1.1 漁港の概要</p>	
	<p>1.1.1 位置</p>	
	<p>1.1.2 漁業の概要</p>	

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
	1.1.3 漁港の性格	
	1.1.4 計画策定時の施設	
	1.1.5 現況における問題点	
	1.2 計画の基本的考え方	
	1.2.1 目標年次の港勢	
	1.2.2 整備方針	
	1.3 施設量の決定	
	1.4 整備水準の決定	
	1.5 配置計画	
	1.6 漁港施設用地利用計画	
2. 防災拠点漁港整備の事例(三重県錦漁港)	2. 漁村整備と一体的な漁港整備の事例	防災対策の漁港の事例とする。
あるいは(和歌山県串本漁港)	2.1 漁港の概要	
	2.1.1 位置	
	2.1.2 漁港・漁村の概要	
	2.1.3 現況における課題	
	2.2 計画の基本的考え方	
	2.2.1 整備方針	
	2.2.2 整備目標	
	2.3 埋立地の配置計画	
3. 漁村のにぎわい整備の事例(石川県富来漁港)	3. ふれあい漁港漁村整備の事例	現在、マリノーション構想、ふれあい漁港漁村整備がないことから、削除し、漁村のにぎわいが実施されている漁港の事例とする。
	3.1 漁港の概要	
	3.1.1 位置	
	3.1.2 漁港の性格	
	3.1.3 ふれあい漁港漁村整備としての位置づけ	
	3.2 計画の策定	
	3.2.1 整備の手法	
	3.2.2 計画策定までの手順	
	3.2.3 整備方針	
	3.2.4 整備の構想及び配、5置計画	
	3.2.5 主な施設の所要規模算定	
	3.2.6 事業化の検討	

漁港計画の手引 全項目（資料編）新旧対比表

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
資料-01 水産物の需要と生産の長期見通し	資料-01 水産物の需要と生産の長期見通し	記載（データ）が昭和62年度までなので新しいものと差し替え。
資料-02 わが国の漁業生産の推移	資料-02 わが国の漁業生産の推移	記載（データ）が平成02年までなので新しいものと差し替え。
資料-03 水産物の流通加工に関する主要指標	資料-03 水産物の流通加工に関する主要指標	記載（データ）が昭和63年までなので新しいものと差し替え。
資料-04 漁業就業人口の推移	資料-04 漁業就業人口の推移	記載（データ）が平成02年までなので新しいものと差し替え。
資料-05 登録漁船勢力の推移	資料-05 登録漁船勢力の推移	記載（データ）が昭和63年までなので新しいものと差し替え。
資料-06 漁港の港勢概要	資料-06 漁港の港勢概要	記載（データ）が昭和63年までなので新しいものと差し替え。
資料-07 漁業種類別の陸揚港	資料-07 漁業種類別の陸揚港	記述内容の確認・修正。 沖合底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき告示する件 （昭和60.11.16） 以西底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港を指定する等の件 （昭和57.11.30） つぶ漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき定める件 （昭和51.06.19） 中型いかつり漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき定める件 （平元12.08） 母船式底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき定める件 （昭和49.09.03） 北洋はえなわ・さし網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき定める件（昭和59.12.14） いか流し網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき定める件 （昭和62.01.20） べにずわいがに漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき定める件 （平元12.01）
資料-08 係船岸の所要延長の算定例	資料-08 係船岸の所要延長の算定例	記述内容の確認・修正。
資料-09 漂砂調査方法	資料-09 漂砂調査方法	現状の調査技術を踏まえて修正。

新	旧（平成4年度改訂版）	変更理由
資料-10 海浜変形予測手法	資料-10 海浜変形予測手法	現状のシミュレーション技術を踏まえて修正。 最新の現地適応例に差し替える。
資料-11 発生交通量の予測方法例	資料-11 発生交通量の予測方法例	記述内容の確認・修正。
資料-12 導水施設の実例	資料-12 導水施設の実例	特に潜堤付き防波堤の事例に差し替え。
資料-13 荷捌所の実例	資料-13 荷捌所の実例	衛生管理に対応した荷さばき所の計画事例と差し替え。
資料-14 製氷・貯氷施設の実例	資料-14 製氷・貯氷施設の実例	新しいものと差し替え。
資料-15 標準型冷蔵庫の設計諸元及び平面図	資料-15 標準型冷蔵庫の設計諸元及び平面図	新しいものと差し替え。
資料-16 給油施設の実例	資料-16 給油施設の実例	新しいものと差し替え。
資料-17 加工場（鯉の共同前処理施設）の実例	資料-17 加工場（鯉の共同前処理施設）の実例	新しいものと差し替え。
資料-18 水産倉庫の実例	資料-18 水産倉庫の実例	新しいものと差し替え。
資料-19 漁船修理場の実例	資料-19 漁船修理場の実例	新しいものと差し替え。
資料-20 蓄養施設の実例	資料-20 蓄養施設の実例	新しいものと差し替え。
資料-21 種苗生産施設の実例	資料-21 種苗生産施設の実例	新しいものと差し替え。
資料-22 遊漁の動向	資料-22 遊漁の動向	データが昭和53年、昭和58年、昭和63年となっているので新しいものと差し替え。
資料-23 直線回帰による予測の方法	資料-23 直線回帰による予測の方法	現行のままとする。
削除	資料-24 耐潮性樹種	特に必要ないと思われるので削除。
削除	資料-25 水産物中核流通加工施設整備事業の概要	事業がないため削除。
削除	資料-26 新沿岸漁業構造改善事業の概要	事業がないため削除。
削除	資料-27 漁港利用調整事業（フィッシャリーナ整備事業）の概要	事業がないため削除。
削除	資料-28 NTT-A型事業 (漁港多目的利用施設整備プロジェクト)の概要	事業がないため削除。
削除	資料-29 NTT-C型事業の概要	事業がないため削除。
削除	資料-30 マリノベーション構想	事業がないため削除。
削除	資料-31 マリノベーション拠点漁港漁村総合整備事業	事業がないため削除。

f. 今後の課題

【課題】

近年の漁港計画には、水産物の高度な衛生管理体制の構築や漁港施設の再編・集約等が求められており、ソフト対策とハード対策の一体的な整備が必要となっている。

このため、漁港計画策定時（漁港の再編や集約、衛生管理対策など）には、漁港の利用者との調整事項が増加し、複雑化していることから、計画策定時に留意すべき利用調整事項（各漁港における現状の課題や周辺地域との関係性、整備後の利用形態等）について記述する必要がある。

【H31年度調査】

平成31年度調査では、平成30年度調査結果を基に、有識者の意見を聴いて、漁港計画の手引の原稿案等の作成に取り組む。

○原稿案等の作成、とりまとめ

○有識者を含む検討委員会の設置、運営

平成30年度水産基盤整備調査委託事業 「漁港計画策定手法の高度化検討調査」

調査のねらい

- 『漁港計画の手引』(以下、手引)については、平成4年の改訂後、25年にわたり漁港計画策定の実務書として関係各位に活用されてきた。
- この間、水産情勢の変化や漁港に対するニーズの多様化等、漁港行政を取り巻く環境は大きく変化してきている。
- 例えば、漁港漁場整備長期計画や水産政策の改革に基づき漁港機能の再編・集約や衛生管理対策推進しているが、現行の手引では、これらの新たな課題に対応していない。
- そこで、本事業は、今後の水産基盤整備における各課題に対応した漁港計画の策定の一助となるよう、手引の改訂へ向けた内容等の検討を行った。なお、本事業は、平成30・31年度を予定している。

調査の内容

1. 見直しを要する事項の点検、抽出

- ・現行手引きの全ページを点検。
- ・更新すべき内容の有無や漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版)等との整合性を確認。

2. 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討

(1) 基準値等の見直し

近年の利用実態や漁船諸元の変化等を考慮し、漁港施設配置、必要航路幅、必要水深、操船旋回(船まわし)、使用可能な最大波高等について検討。

(2) 新たな項目の追加

漁港漁場整備長期計画における重点課題等に対応した内容について検討。

○これらの見直し、検討にあたっては、都道府県へ2回のアンケート調査を実施。

3. 資料データの収集、分析、整理

見直し、改訂内容の検討にあたり、必要な資料等を収集・分析し整理。

調査の内容

4. 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ

全体の構成のとりまとめた上で、その概要を記述。

5. 検討部会等の設置

水産庁漁港漁場整備部内に作業部会を設置し、各調査事項を確認。

○主な改定事項

- ・休けい時の係留は縦付けが原則であるが、明確な理由がある場合は、横付けで所要延長を算定できることを追記。
- ・休けい係船岸の静穏度検討は、30年確率波が原則であるが、漁船を他港等へ避難させる場合など、利用実態等を踏まえ適切に対象来襲波浪を設定してもよいことを追記。

○主な新規項目

- ・衛生管理体制の構築を含む施設計画、漁港整備と一体的な配置計画について
- ・耐震・耐津波化を行う主要施設や人工地盤、避難路等の配置計画について

平成30年度水産基盤整備調査委託事業 「漁港計画策定手法の高度化検討調査」

一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所
第1調査研究部 林 浩志

1. 調査の方法(1)

1. 見直しを要する事項の点検、抽出

現行の手引について点検を行い、更新が必要な箇所を整理し、とりまとめる。なお、点検にあたっては、国土形成計画等の関連計画や関連制度、漁港・漁場の施設の設計参考図書(2015年版)他等に照らして整合を図る。

2. 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討

1) 基準値や計画の基本的考え方について

近年の利用実態や漁船の諸元(形状及び総トン数の表記)、その他の変化等を考慮し、漁港施設の配置、必要航路幅、必要水深、操船旋回(船まわし)、使用可能な最大波高、その他必要な事項について検討を行う。

2) 新たな項目について

主に、漁港における衛生管理対策、大規模災害に備えた地震・津波対策、既存ストックの最大限の活用等、漁港漁場整備長期計画における重点課題に対応した内容等について検討を行う。

3. 資料データの収集、分析、整理

各事項の更新、改訂内容の検討にあたり、必要な資料収集等を行った。必要資料の収集においては、計画立案にあたっての問題点・課題など、実態上の課題を把握するため、資料収集と併せて漁港管理者等の意見を収集した(2回)。さらに、漁船の船型や製氷技術や能力等、必要に応じてメーカー等にもヒアリングを実施した。

○作業部会等の設置
水産庁漁港漁場整備部内に作業部会を設置し、各調査事項について確認を行う。

4 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ
全体の構成をとりまとめる。

2. 調査結果(1)

1. 見直しを要する事項の点検、抽出

現行の「漁港計画の手引」を項目ごとに点検し、更新が必要なものについては、記述内容の方針を整理した。

現行の手引きの項目 (本編)	記述内容の方針
漁港の機能分担	機能分担だけでなく、機能の集約化や既存ストックの活用、機能の効率化やコストの縮減についても記述。
新たな漁業情勢への対応	漁港の機能として、流通(集・出荷)機能、準備機能、増養殖・蓄養強化機能、交流・観光・6次産業機能、防災・減災機能に加え、水産物の品質・衛生管理の必要性についても記述。
地域レベルにおける 整備方針	地域レベルにおける整備方針として、圏域の設定、漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用、漁港における水産物の品質・衛生管理、高波浪からの漁船の避難、防災・減災機能、地域活性化、住みやすい漁村づくり、海洋性レクリエーション、水面の総合利用について記述。
波浪対策 (新規)津波対策	東日本大震災の被害状況を考慮し、「津波対策」を設け、多重防護等について記述。
荷捌所用地 (荷さばき所用地)	衛生管理への対応や集約による陸送物の増加へ対応した規模、所要面積等の考え方を記述。

2. 調査結果(2)

2. 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討

①計画に係る基準値

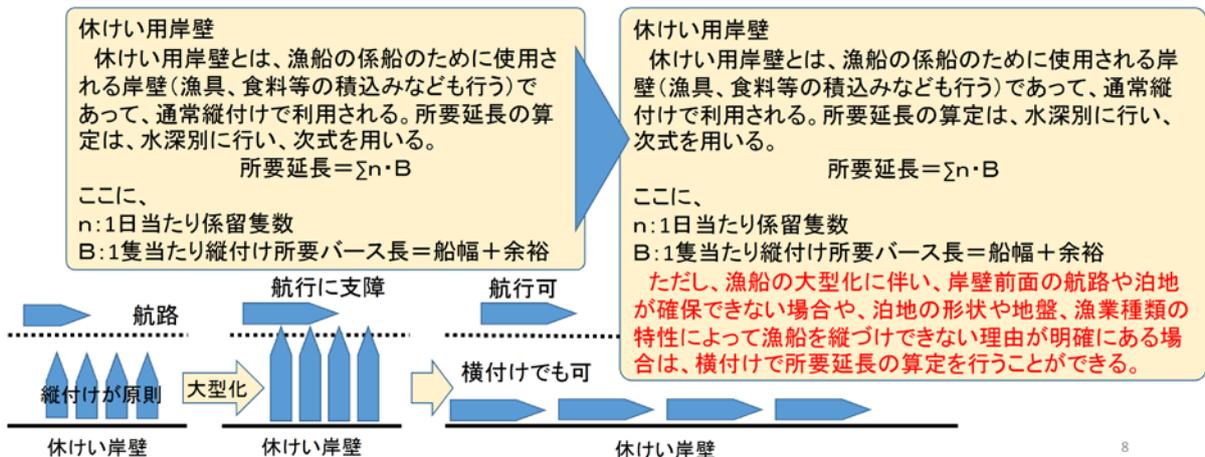
都道府県に対し、漁港計画の手引の改訂に向けた意見照会を実施し、意見のあった事項について、さらに、実態を確認するために、再調査を行った。主な意見と対応は以下のとおりである。

項目	実態確認	備考
1. 外海から外港に入る航路について	外海から外港に入る航路幅6B～8Bでは、海象状況等から航路を外れてしまう。	×
2. 漁船の航路水深の余裕(軟質地盤の場合)について	地盤が軟質の場合、航路の余裕水深は1.0mとなっているが、1.0mでは余裕水深が不足するため、船底が海底に接触することがある。	×
3. 漁船の休けい時の横づけについて	休けい用係船岸は、通常横づけで利用することとしているが、縦付けが困難で、やむを得ず横づけをしている場合がある。	○
4. 静穏度検討波浪と使用可能な最大波高	静穏度解析の考え方は、「漁港計画の手引」と「漁港・漁場の施設の設計参考図書」で、記載内容がことなる。実際に休けい岸壁に使用している対象来襲波浪は。	○
5. 安全係船岸充足率について	安全係船岸充足率の算定は、「4.水域施設の静穏度」と同様の考え方をしてるか。異なる場合の係船岸の目的別安全係船岸充足率の考え方は。	○
6. 用地について	平成20年度～平成29年度に、公共事業または非公共事業にて、漁港施設の整備あるいは漁港施設の事業計画書を策定した漁港について、各漁港施設用地について、「漁港計画の手引」の算定方法を使用したか、整備実施時に変更したか。	7

○漁船の休けい時の横づけについて

【結果】

漁船の大型化に伴い、岸壁前面の航路や泊地が確保できない 10漁港
 波高が大きく、漁船が動揺し、損傷するおそれがある 4漁港
 強風時に横風を受け漁船が動揺し、損傷する恐れがあるため 9漁港



○水域施設の静穏度

【結果】

30年確率波 28都道府県

30年確率波と1年確率波 10都道府県

係留施設・水域施設の使用可能な最大波高			
係船岸、泊地の水深	-3.0m未満	-3.0m以上	対象来襲波浪
航路が使用可能な最大波高	0.90m	1.20m	出漁限界波高
陸揚、準備が可能な最大波高	0.30m	0.40m	
休けい岸壁の使用が可能な最大波高	0.40m	0.50m	避難港：30年確率波程度
			その他：1年確率波程度

係留施設・水域施設の使用可能な最大波高			
係船岸、泊地の水深	-3.0m未満	-3.0m以上	対象来襲波浪
航路が使用可能な最大波高	0.90m	1.20m	出漁限界波高
陸揚、準備が可能な最大波高	0.30m	0.40m	
休けい岸壁の使用が可能な最大波高	0.40m	0.50m	30年確率波程度

注)休けい岸壁の使用を検討する場合、基本的には30年確率波を用いることを原則とするが、荒天時に漁船を陸揚げしたり、他漁港等へ避難させるなどの対応が想定される漁港の場合はこの限りでなく、利用実態等を踏まえ適切に対象来襲波浪の設定を行ってもよい。

○安全係船岸充足率について

【結果】 水域施設の静穏度と同じ考え方
別の考え方

38都道府県
2都道府県

安全係船岸充足率

安全係船岸充足率とは、荒天時に必要とされる係船岸の延長に対して、安全に使用できる避難用係船岸の延長が、どの程度あるかをパーセントで表示したものである。安全係船岸充足率には想定する荒天時の程度により、常時及び平時(異常荒天時以外を想定)の2種類が考えられる。

安全性については、風、波、流れ等を総合的にとらえる必要があるが、計数化が難しいので、波に対する静穏度で代表させることとし、前面波高40cm以下となる係船岸の延長を安全な係船岸とみなすものとする。

通常、避難用係船岸としては、休けい用係船岸を利用するため、分子、分母とも休けい用係船岸に関する数値を用いるのが簡便である。

$$\text{安全係船岸充足率}(\%) = \frac{\text{安全に使用可能な避難用係船岸延長}}{\text{所要の避難用係船岸延長}} \times 100$$

すべて休けい用岸壁として計算40cm

休けい岸壁 準備岸壁 陸揚岸壁

安全係船岸充足率

安全係船岸充足率とは、荒天時に必要とされる係船岸の延長に対して、安全に使用できる避難用係船岸の延長が、どの程度あるかをパーセントで表示したものである。

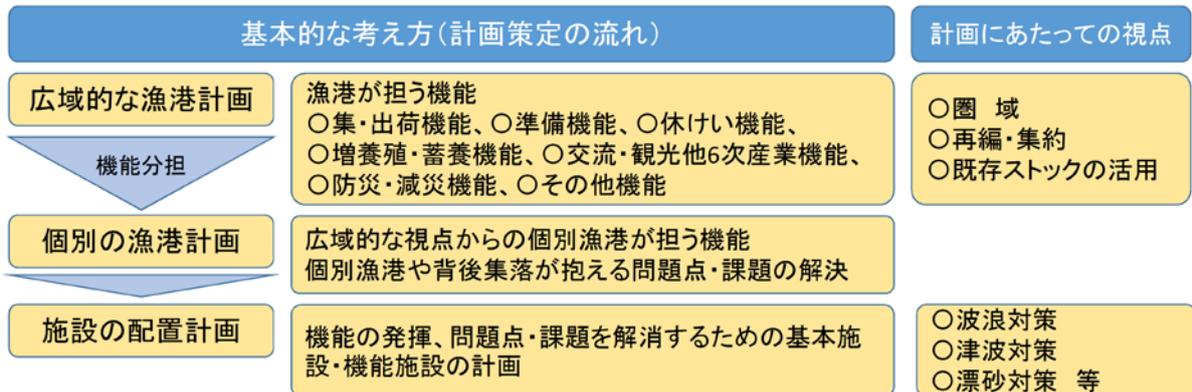
安全性については、風、波、流れ等を総合的にとらえる必要があるが、計数化が難しいので、波に対する静穏度で代表させることとする。

$$\text{安全係船岸充足率}(\%) = \frac{\text{安全に使用可能な陸揚・準備・休けい係船岸延長}}{\text{所要の陸揚・準備・休けい係船岸延長}} \times 100$$

10

2. 調査結果(3)

②計画の基本的な考え方については、広域での漁港計画(隣接漁港との有機的な連携や役割分担)、個々の漁港の港別計画(個別漁港の果たす役割を踏まえた上での施設配置計画等)に整理し、改訂内容を検討した。



2. 調査結果(4)

③新たな項目の追加

漁港漁場整備長期計画における重点課題等への対応など、都道府県等に対し、漁港計画の手引の改訂に向け、追加すべき事項について意見照会を実施した。

区分	追加すべき具体的な内容
衛生管理	高度衛生管理体制を含めた施設計画、漁港整備と一体的な配置計画や検討手順等についての記述。 ○岸壁の屋根(屋根の幅、高さの設定例等)、清浄海水取水施設(取水量、取水箇所の考え方)、荷さばき所等の衛生管理施設の計画の考え方。 ○衛生管理施設の必要性(レベル1~3)、天蓋施設や取排水施設の整備水準や考え方、代表的整備事例。 ○荷さばき所、製氷、冷凍・冷蔵施設等各施設の衛生管理の考え方とともに、漁港全体での陸揚げから出荷に至る衛生管理の考え方。
耐震・耐津波	耐震・耐津波化を行う主要施設や人工地盤、避難路等の配置計画や検討手順等について記述。 ○主要な岸壁、また、その前面の水域を防護する外郭施設の考え方、費用対効果分析の考え方、減災対策に関連する施設の整備の考え方(避難施設、漂流物対策など)。 ○主要な陸揚岸壁の延長の決め方についての具体的な計算例の記述。

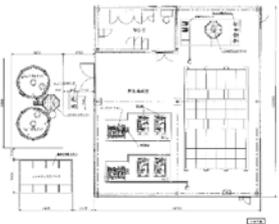
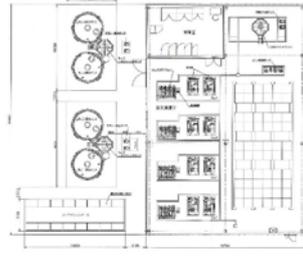
2. 調査結果(5)

区分	追加すべき具体的な内容
有効活用	漁港の既存ストックの有効活用に関する記述。 ○有効利用の考え方(対象漁港や対象施設の設定など)、漁港の機能分担の考え方。 ○漁業者の減少、漁業者の高齢化、港勢が変化する中での有効活用や機能分担について。 ○漁港の集約等と併せた静穏水域、漁港施設用地の有効活用に向けた計画事例や検討手順等について。
機能分担	漁業者の減少、漁業者の高齢化、港勢が変化する中で、有効活用や機能分担について、現行手引きに記述がない。
就労環境	屋根施設、低天端岸壁や浮体式岸壁の検討事例などの記述。 防風・防暑等施設の配置計画や検討手順等についての記述。
放置艇	「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画(平成25年5月)」が策定されたことから、これにより対策の考え方や区域設置方法の事例などの記述の追加。

2. 調査結果(3)

3. 資料データの収集、分析、整理

各事項の見直し、改訂内容の検討にあたり、必要な資料収集等を行った。ここでは、一例として、スラリーアイスについて、能力に対応する規模の目安を示す。

能力	製氷 10トン/日、スラリー供給能力30トン/日	製氷 20トン/日、スラリー供給能力60トン/日	製氷 40トン/日、スラリー供給能力120トン/日
参考図面			
製氷機械室 (制御室含む)	8.00m×4.60m=36.8㎡	16.76m×19.26m=322.8㎡	16.76m×24.26m=406.6㎡
貯氷タンク	9.70m×5.35m=51.9㎡	5.20m×9.00m=46.8㎡	5.20m×19.20m=99.8㎡
モチアシスペース	—	10.58m×3.40m=35.9㎡	10.58m×3.40m=35.9㎡
建物面積	18.70m×5.35m=100.0㎡	25.11m×19.26m=483.4㎡	29.46m×24.26m=714.7㎡

2. 調査結果(7)

4. 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ(結果)

新	旧 (平成4年度改訂版)
第I編 漁港の計画	第I編 漁港の計画 (p.1)
第1章 漁港の計画とは	第1章 漁港の計画とは(p.1)
1. 漁港計画の概念	1. 漁港計画の概念(p.1)
2. 漁港と法制度	2. 漁港計画のしくみ(p.2)
3. これからの計画の視点	3. これからの漁港整備の視点(p.8)
3.1 マクロ計画での視点	3.1 人々の生活、環境への配慮(p.8)
3.2 漁港の機能分担	3.2 漁港の機能分担(p.12)
3.3 特色ある漁村づくりの一環としての漁港整備	3.3 特色ある漁村づくりの一環としての漁港整備(p.12)
3.4 新たな漁業情勢への対応	3.4 新たな漁業情勢への対応(p.12)
3.5 地域資源を活用した地域活性化への対応	3.5 海洋性レクリエーションへの対応(p.13)
第2章 地域レベルの漁港計画	第2章 港別計画(p.14)
1. 地域レベルにおける整備方針	1. 計画に必要な調査(p.14)
1.1 地域レベルにおける考え方	2. 地域レベルにおける整備方針(p.19)
1.1.1 圏域の設定	2.1 作成手順(p.19)
1.1.2 漁港機能の再編・集約と既存ストックの有効活用	2.2 検討事項(p.20)
1.1.3 漁港における水産物の品質・衛生管理	2.3 検討に際しての配慮事項(p.22)
1.1.4 高波浪からの漁船の避難	2.3.1 機能分担について(p.22)
	2.3.2 安全避難について(p.23)

15

新	旧 (平成4年度改訂版)
1.1.5 防災・減災機能について	
1.1.6 地域活性化について	2.3.3 水産物流通加工基地整備について(p.24)
1.1.7 住みやすく働きやすい漁村づくり	2.3.4 漁業系廃棄物の処理について(p.25)
2. 港別計画	3. 港別計画(p.28)
第II編 漁港施設の計画	第II編 漁港施設の計画(p.37)
第1章 計画に必要な調査	
第2章 主要な漁港施設の計画	第1章 主要な漁港施設の計画(p.38)
1. 外郭施設(防波堤)	1. 外郭施設(防波堤)(p.38)
1.1 概説	1.1 概説(p.38)
1.2 波浪対策	1.2 波浪対策(p.39)
1.3 津波対策	
1.4 漂砂対策	1.3 漂砂対策(p.45)
2. 水域施設	2. 水域施設(p.50)
2.1 航路	2.1 航路(p.50)
2.2 泊地	2.2 泊地(p.54)
2.3 水域施設の静穏度	2.3 水域施設の静穏度(p.59)
3. 係留施設	3. 係留施設(p.60)
3.1 係船岸	3.1 係船岸(p.60)
3.2 船揚場	3.2 船揚場(p.68)
4. 輸送施設	4. 輸送施設(p.72)
4.1 概説	4.1 概説(p.72)
4.2 道路	4.2 道路(p.72)
4.3 駐車場	4.3 駐車場(p.77)

16

新	旧 (平成4年度改訂版)
4.4 ヘリポート	4.4 ヘリポート(p.78)
5. 漁港環境整備施設	5. 漁港環境整備施設(p.79)
5.1 概説	5.1 概説(p.79)
5.2 緑地	5.2 緑地(p.79)
5.2.1 広場公園緑地	5.2.1 広場公園緑地(p.80)
5.2.2 防風・防潮緑地	5.2.2 防風・防潮緑地(p.80)
	5.2.3 沿道緑地(p.82)
	5.2.4 修景緑地(p.82)
5.2.3 緩衝緑地	5.2.5 緩衝緑地(p.83)
5.2.4 風致緑地	5.2.6 風致緑地(p.83)
	5.3.1 海浜(p.84)
	5.3.2 遊歩道(p.85)
	5.3.3 釣り場(p.85)
	5.4 ゴミ処理施設(p.86)
5.3 安全情報伝達施設	5.5 安全情報伝達施設(p.86)
5.4 その他の施設	
5.4.1 通路	
5.4.2 照明	
5.4.3 休憩所・便所	
5.4.4 海浜	
6. 漁港浄化施設	5.6 漁港浄化施設(p.86)
6.1 概説	5.6.1 概説(p.86)
6.2 排水の種類と発生量	5.6.2 排水の種類と発生量(p.87)

17

新	旧 (平成4年度改訂版)
6.3 排水の処理方法	5.6.3 排水の処理方法(p.90)
6.4 導水施設	5.6.4 導水施設(p.92)
第3章 主要な漁港施設用地の計画	第2章 主要な漁港施設用地の計画(p.94)
1. 概説	1. 概説(p.94)
1.1 漁港施設用地	1.1 漁港施設用地(p.94)
1.2 配置計画の意義	1.2 配置計画の意義(p.100)
1.3 配置計画の手順	1.3 配置計画の手順(p.101)
1.4 配置の基本的考え方	1.4 配置の基本的考え方(p.105)
2. 荷さばき所用地	2. 荷捌所用地(p.109)
2.1 概説	2.1 概説(p.109)
2.2 荷さばき所の規模算定	2.2 荷捌所の規模と用地の所要面積(p.109)
2.3 配置	2.3 配置(p.112)
2.4 品質・衛生管理面からの留意点	
2.5 その他留意事項	
2.6 荷さばき所用地の面積の算定例	2.4 荷捌所用地の面積の算定例(p.113)
3. 製氷・貯水施設用地	3. 製氷・貯水施設用地(p.114)
4. 冷凍・冷蔵施設用地	4. 冷凍・冷蔵施設用地(p.122)
5. 給油施設用地	5. 給油施設用地(p.135)
6. 野積場	6. 野積場(p.147)
7. 漁具保管修理施設用地	7. 漁具保管修理施設用地(p.153)
8. 加工場用地	8. 加工場用地(p.158)
9. 水産倉庫用地	9. 水産倉庫用地(p.163)
10. 漁船修理場用地	10. 漁船修理場用地(p.169)

18

新	旧 (平成4年度改訂版)
12. 増殖及び養殖施設用地	12. 増殖及び養殖施設用地(p.181)
第4章 プレジャーボートの適正な係留・保管計画	第3章 フィッシャリーナの計画(p.187)
1. 漁港におけるプレジャーボートの受け入れ可能性の検討	1. フィッシャリーナの概要(p.187)
2. 対策環境の整備	1.1 漁港における遊漁船等の利用の現状(p.187)
3. 保管適否の評価項目	1.2 フィッシャリーナの概念と役割(p.189)
4. 漁港における放置艇のタイプ	1.3 フィッシャリーナ整備率(p.192)
4.1 既存放置艇許可受け入れ型	1.4 フィッシャリーナ整備に関する助成制度と 法令(p.192)
4.2 近隣周辺水域放置艇集約型	2. フィッシャリーナ計画論(p.194)
4.3 新規プレジャーボート収容型	2.1 フィッシャリーナ計画の概念(p.194)
5. 施設整備の考え方	2.2 フィッシャリーナ計画調査(p.200)
	2.3 フィッシャリーナ計画の基本的事項(p.202)
	2.4 主要施設の計画(p.206)
	2.5 フィッシャリーナ計画例(p.210)
第5章 港別計画の事例	第4章 港別計画の事例(p.215)
1. 通常の漁港整備の事例	1. 通常の漁港整備の事例(p.215)
2. 漁村整備と一体的な漁港整備の事例	2. 漁村整備と一体的な漁港整備の事例(p.222)
	3. ふれあい漁港漁村整備の事例(p.230)

主要改訂項目に係る概要(一例)

新	旧 (平成4年度改訂版)
2. 荷さばき所用地	2. 荷捌所用地 (p.109)
<p>2.1 概説</p> <p>荷さばき所は、各種漁港機能施設の中でも最も基本的な施設である。そこでは、様々な漁業種類で漁獲された多種・多様な水産物の選別・計量、陳列・販売、立替等の作業が行われる。</p> <p>これら様々な作業が集中し、かつ、多くの人々によって行われるため、危害が進入しやすく、食品衛生においても重要な場所である。そのため、施設計画にあたっては、効率的で効果的に衛生管理が行える空間と搬入から搬出までのスムーズな動線の確保が重要となってくる。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>2.1 概説(p.109)</p> <p>荷捌所は、各種漁港機能施設の中でも最も基本的な施設である。そこでは、様々な種類の漁獲物の①選別、水洗い、計量並びに②商品の展示や取引、③仲買人が荷造りし、発送するための作業が行われる。また、地域によっては、そこで競売が行われることもある。荷捌所はこのような様々な機能を有しており、市場関係者、仲買人、小売業者等が一同に集まることから、最も混雑するところでもある。そのため、十分に余裕をもった空間を確保する必要がある。</p> <p>(以下省略)</p>

3. おわりに

【課題】

近年の漁港計画には、水産物の高度な衛生管理体制の構築や漁港施設の再編・集約等が求められており、ソフト対策とハード対策の一体的な整備が必要となっている。

このため、漁港計画策定時(漁港の再編や集約、衛生管理対策など)には、漁港の利用者との調整事項が増加し、複雑化していることから、計画策定時に留意すべき利用調整事項(各漁港における現状の課題や周辺地域との関係性、整備後の利用形態等)について記述する必要がある。

【H31年度調査】

- 原稿案等の作成、とりまとめ
- 有識者を含む検討委員会の設置、運営